

新株式発行並びに 株式売出届出目論見書

2022年5月

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式838,100千円（見込額）の募集及び株式772,502千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式263,726千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2022年5月19日に近畿財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

マイクロ波化学株式会社

登記上の本店所在地：大阪市住之江区平林南一丁目6番1号

最寄りの連絡場所：大阪府吹田市山田丘2番1号 フォトニクスセンター5階

経営方針

電子レンジにも使われているマイクロ波は、「内部から」、「直接」、「特定の物質だけに」エネルギーを伝達します。当社はこのマイクロ波の特性を活用して化学反応をデザインし、「省エネルギー」・「高効率」・「コンパクト」・「高品質」なものづくりを実現する製造プロセスを提供します。



省エネルギー



高効率



コンパクト

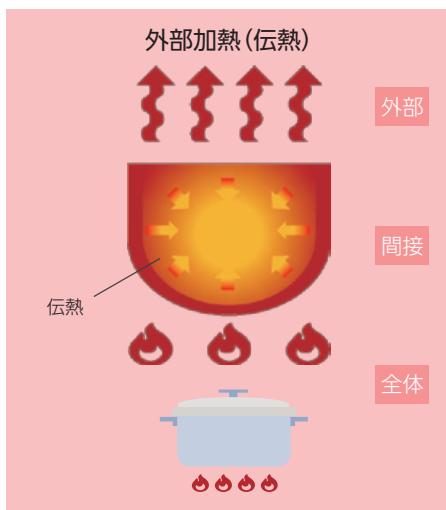


電子レンジのマイクロ波の特性を
製造プロセスに応用！

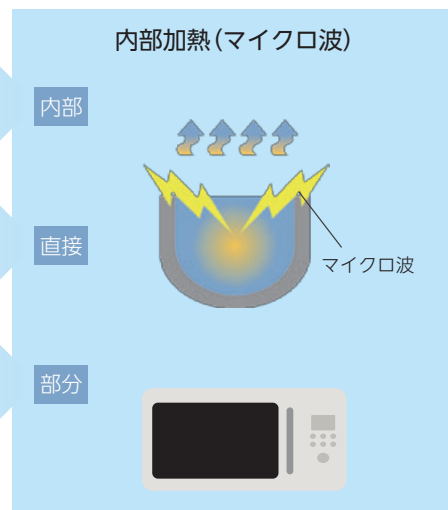


マイクロ波プロセスの原理

従来の製造プロセス



実現する製造プロセス



高温

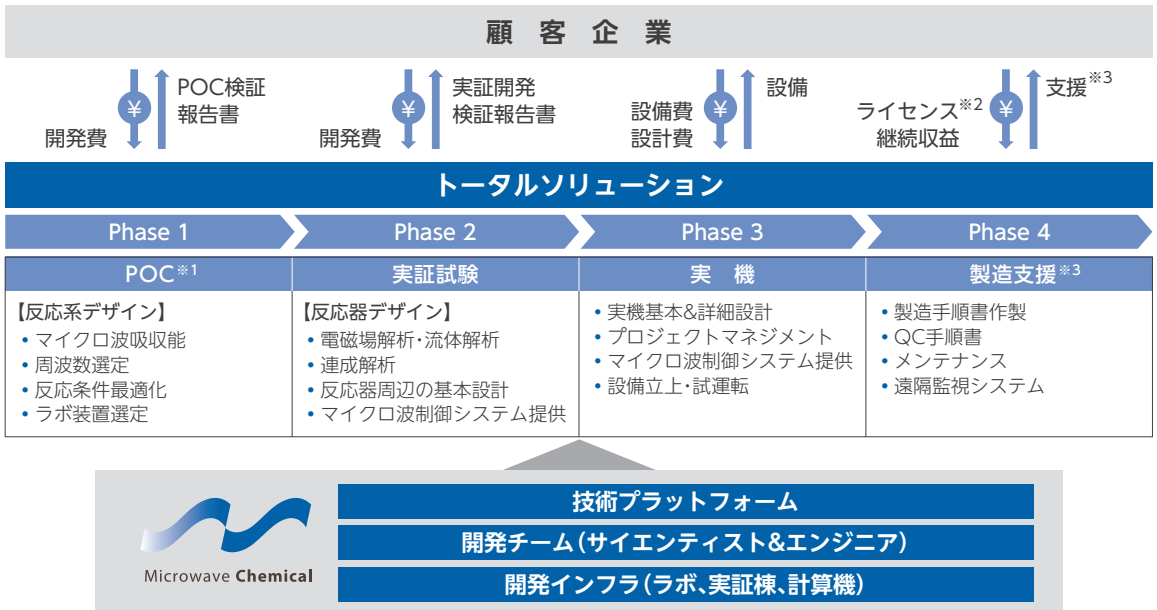
低温

当社の事業内容



当社は、顧客課題に応じて、研究開発からエンジニアリング・製造支援までをワンストップでソリューションとして提供しています。技術プラットフォームを様々な化学製品の製造プロセスに応用することを目指していますが、化学産業は研究開発段階から商業化まで時間とコストがかかるため、顧客との長期的な関係を構築し安定的な収益を確保します。

当社は、顧客の課題解決を目指して研究開発を行う研究開発会社としての側面と、マイクロ波プロセスを設計して反応器を納入するエンジニアリング会社的な側面を併せ持っております。研究開発及びエンジニアリングのソリューションは4つのフェーズで提供しています。

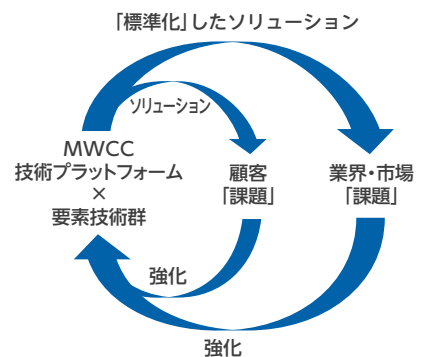


※1 POC: Proof of Conceptの略、新しい概念・アイデアを実際の開発に移す前に、実現可能性や効果を検証する工程のこと。
 ※2 ライセンス: マイクロ波設備を導入して実現した顧客価値の一部をライセンスとして、具体的には一時金やランニングロイヤリティという形で受取る。
 ※3 製造支援・メンテナンス: マイクロ波設備を導入した顧客の製造を支援すること。また、マイクロ波設備を中心に設備のメンテナンスを実施する。

好循環、自律拡張性、標準化

当社の事業は、顧客課題にソリューションを提供すると、これが当社の技術プラットフォームの強化とこれを支える要素技術群の充実につながり、この強化されたプラットフォームが顧客課題のソリューション力向上に貢献するという、好循環を実現可能な事業モデルです。これは、ソリューションの提供を通して獲得した装置・プロセスを中心とした知財・ノウハウを当社がある程度自由に展開できる自律拡張的な仕組みとしているからです。顧客から見ても過去に積み重ねたバックグラウンドIP・ノウハウを含む技術プラットフォームを低コストで活用でき、メリットを享受することができます。

さらに、技術プラットフォームを「標準化」し、特定の顧客ではなく、業界・市場に共通した「課題」に対するソリューションを提供することで、技術を横展開しスケールする事業を実現します。具体的な例としては、ケミカルリサイクル事業や医薬関連事業などがあります。



優先的に対処すべき主な課題



マイクロ波化学において、研究開発から実証開発・エンジニアリング迄をワンストップで提供



顧客の開発に共通的に使用できる設備を開発・整備することで、安価かつ高品質なソリューションを提供する体制を構築

技術プラットフォームを幅広く顧客や業界が抱える課題のソリューションとして提供



製造プロセスを電気由来の「マイクロ波」に置き換えることで、「省エネルギー」・「高効率」・「コンパクト」な環境対応型プロセスのグローバルスタンダード化

化学メーカーをはじめとした様々なプレイヤーとアライアンスを組むため、世界中の化学メーカー等とのネットワークを構築



当社の技術を理解・発信し顧客や業界ニーズとマッチングさせることができるプロデューサー的な機能を持った事業開発体制を構築

技術を提供するだけでなく、顧客の製造迄支援



プロセスエンジニア、機械、電気計装、生産技術、及びシミュレーション技術者からなる多様な技術者をバランス良く継続的に採用

用語

本書で使用する用語の解説は次のとおりであります。

用語	用語の解説
伝熱	熱エネルギーが空間のある場所から別の場所に、物質によって移動する現象
バックグラウンド I P	もともと自社が所有する知的財産
反応器	化学反応を起こさせる装置。リアクター、反応炉とも言う
電磁場解析	反応器内に照射されたマイクロ波がどのような状態で反応器内および加熱対象物内に分布するのか、また効率よくマイクロ波を照射するために反応器のどの部分から照射すれば良いかなどを決めるために、専用のコンピューターシミュレーターを用いて解析すること
熱流体解析	反応器内に存在する気体、液体、固体（粉体）などが、その中でどのような動き（流れ）をしているのか、それに伴い熱がどのように伝播するのかを専用のコンピューターシミュレーターを用いて解析すること
連成解析	2つ以上の物理現象が相互に及ぼす影響を考慮した解析をすること



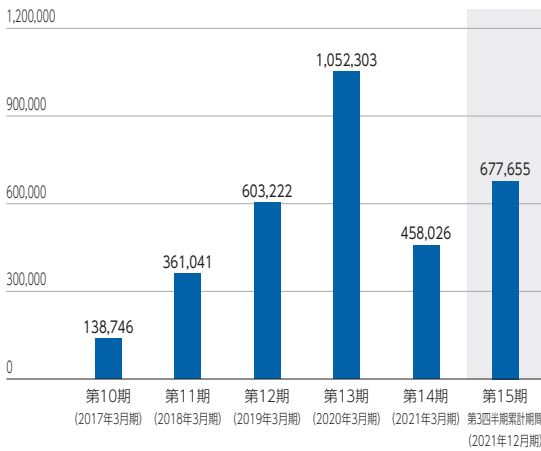
Microwave Chemical

主要な経営指標等の推移

回	次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期 第3四半期
決	算	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2021年12月
年	月						
売上高	(千円)	138,746	361,041	603,222	1,052,303	458,026	677,655
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△324,662	△175,318	△151,362	27,594	△355,599	4,404
当期純利益 又は当期(四半期)純損失(△)	(千円)	△279,690	△146,534	△467,916	32,523	△1,036,391	△2,492
持分法を適用した場合の 投資損失(△)	(千円)	△13,504	△23,537	△98,641	△92,060	△653,258	△29,002
資本金	(千円)	1,665,390	1,913,368	2,013,418	2,298,446	2,298,446	2,298,446
発行済株式総数							
普通株式		25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
A種種類株式		10,714	10,714	10,714	10,714	10,714	10,714
B種種類株式		35,300	35,300	35,300	35,300	35,300	35,300
C種種類株式	(株)	28,404	28,404	28,404	28,404	28,404	28,404
D種種類株式		15,628	15,628	15,628	15,628	15,628	15,628
E種種類株式		6,250	6,250	6,250	6,250	6,250	6,250
F種種類株式		—	6,441	6,441	6,441	6,441	6,441
G種種類株式		—	—	1,740	6,697	6,697	6,697
純資産額	(千円)	1,087,892	1,437,315	1,169,499	1,772,077	735,685	733,192
総資産額	(千円)	1,690,268	2,062,843	2,225,181	2,784,349	1,701,703	1,764,611
1株当たり純資産額	(円)	△88,715.50	△94,576.87	△113,293.52	△1,119.92	△1,534.48	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期(四半期)純損失(△)	(円)	△11,187.60	△5,861.36	△18,716.64	13.00	△414.55	△0.99
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益	(円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	64.4	69.7	52.6	63.6	43.2	41.5
自己資本利益率	(%)	—	—	—	2.2	—	—
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	55,450	△287,659	—
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△528,748	△72,640	—
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	537,266	△69,936	—
現金及び現金同等物の 期末(四半期末)残高	(千円)	—	—	—	812,556	382,320	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	29 (1)	33 (1)	42 (2)	46 (2)	50 (4)	— (—)

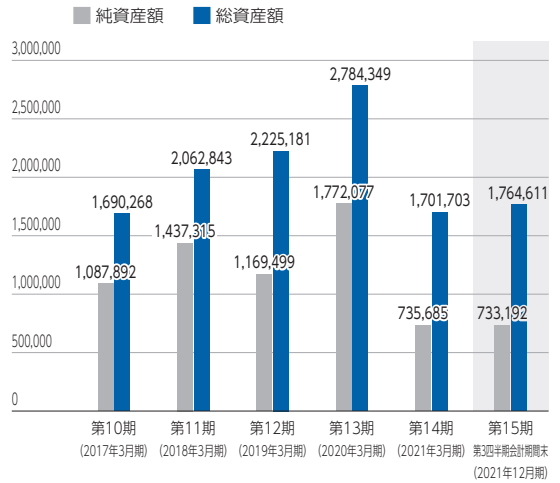
売上高

(単位：千円)



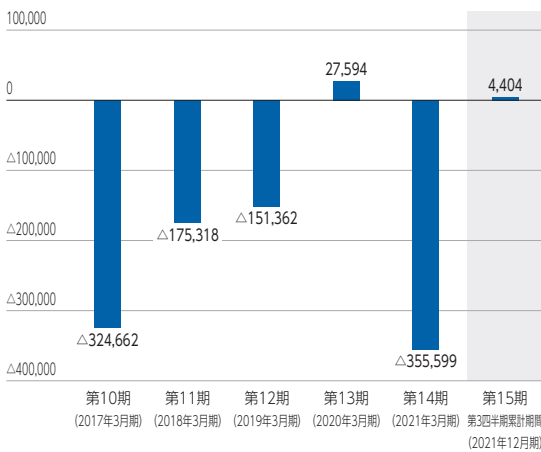
純資産額／総資産額

(単位：千円)



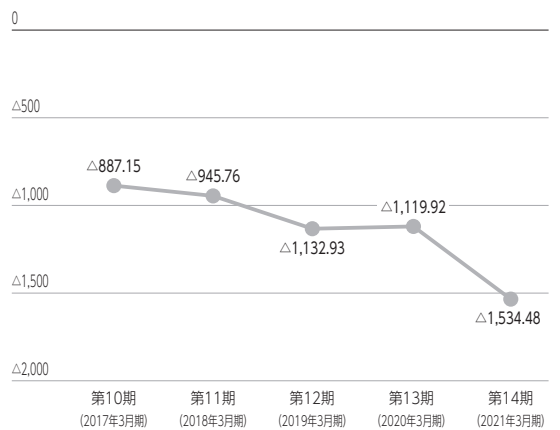
経常利益又は経常損失(△)

(単位：千円)



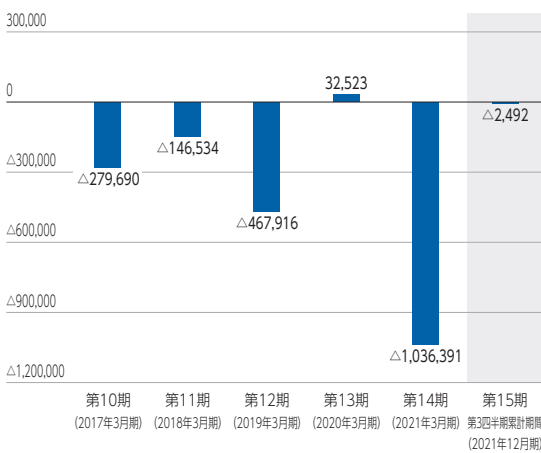
1株当たり純資産額

(単位：円)



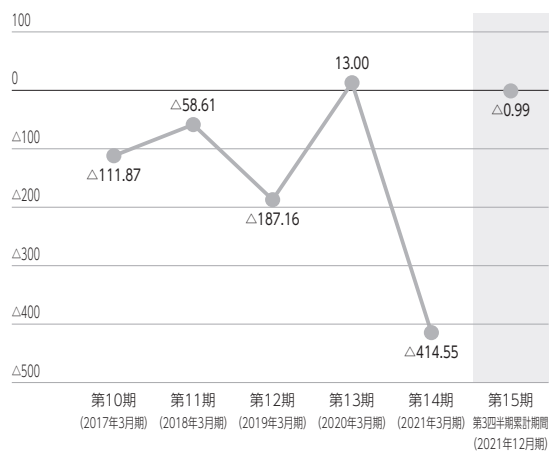
当期純利益又は当期(四半期)純損失(△)

(単位：千円)



1株当たり当期純利益又は1株当たり当期(四半期)純損失(△)

(単位：円)



(注) 当社は、2022年4月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。上記「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期(四半期)純損失(△)」の各グラフでは、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の数値を記載しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	4
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	8
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	8
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	9
募集又は売出しに関する特別記載事項	10
第二部 企業情報	14
第1 企業の概況	14
1. 主要な経営指標等の推移	14
2. 沿革	16
3. 事業の内容	17
4. 関係会社の状況	23
5. 従業員の状況	24
第2 事業の状況	25
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	25
2. 事業等のリスク	27
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	31
4. 経営上の重要な契約等	36
5. 研究開発活動	37
第3 設備の状況	38
1. 設備投資等の概要	38
2. 主要な設備の状況	38
3. 設備の新設、除却等の計画	39
第4 提出会社の状況	40
1. 株式等の状況	40
2. 自己株式の取得等の状況	71
3. 配当政策	72
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	73

第5	経理の状況	83
1.	財務諸表等	84
(1)	財務諸表	84
(2)	主な資産及び負債の内容	131
(3)	その他	133
第6	提出会社の株式事務の概要	174
第7	提出会社の参考情報	175
1.	提出会社の親会社等の情報	175
2.	その他の参考情報	175
第四部	株式公開情報	176
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	176
第2	第三者割当等の概況	178
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	178
2.	取得者の概況	182
3.	取得者の株式等の移動状況	187
第3	株主の状況	188
	[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2022年5月19日
【会社名】	マイクロ波化学株式会社
【英訳名】	Microwave Chemical Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉野 巖
【本店の所在の場所】	大阪市住之江区平林南一丁目6番1号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の管理業務は「最寄りの連絡場所」で行っております)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	大阪府吹田市山田丘2番1号 フォトニクスセンター5階
【電話番号】	06-6170-7595 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 下條 智也
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 838,100,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 772,502,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 263,726,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。 なお、募集株式及び引受人の買取引受による売出しに係る売出株式には、日本国内において販売される株式と、SMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売される株式が含まれております。 詳細は、「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行株式」及び「第一部 証券情報 第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」をそれぞれご参照ください。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	1,700,000（注）2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。

（注）1. 2022年5月19日開催の取締役会決議によっております。

2. 2022年5月19日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行（以下「本募集」という。）の発行株式1,700,000株のうちの一部が、SMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「本募集における海外販売」といい、本募集における海外販売の対象となる株数を「本募集における海外販売株数」という。）されることがあります。なお、本募集の発行株数については、2022年6月8日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

上記発行数は、本募集における日本国内において販売（以下「国内募集」という。）される株数（以下「本募集における国内販売株数」という。）の上限です。本募集における国内販売株数及び本募集における海外販売株数の最終的な内訳は、本募集に係る株式数の範囲内で、本募集及び引受人の買取引受による売出し（後記（注）3に定義する。）の需要状況等を勘案した上で、発行価格決定日（2022年6月16日）に決定されます。

本募集における海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。

3. 本募集及び本募集と同時に進行される後記「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」に記載の売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）に伴い、その需要状況等を勘案し、454,700株を上限として、SMB C日興証券株式会社が当社株主である吉野巖（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

これに関連して、当社は、2022年5月19日開催の取締役会において、本募集及び引受人の買取引受による売出しとは別に、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式454,700株の新規発行（以下「本第三者割当増資」という。）を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 第三者割当増資について」をご参照ください。

4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 5 ロックアップについて」をご参照ください。

5. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【募集の方法】

2022年6月16日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で国内募集を行います。引受価額は2022年6月8日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額（発行価額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、国内募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	1,700,000	838,100,000	453,560,000
計（総発行株式）	1,700,000	838,100,000	453,560,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。また、2022年5月19日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、2022年6月16日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
5. 発行数、発行価額の総額及び資本組入額の総額は、本募集における国内販売株数の上限に係るものであります。本募集における海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。
6. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（580円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は986,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2022年6月17日(金) 至 2022年6月22日(水)	未定 (注) 4	2022年6月23日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、2022年6月8日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2022年6月16日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2022年6月8日開催予定の取締役会において決定します。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び2022年6月16日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の発行数で除した金額とし、2022年6月16日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2022年6月24日（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、2022年6月9日から2022年6月15日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 京都中央支店	京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町10

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号		
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号		
計	—	1,700,000	—

(注) 1. 各引受人の引受株式数は、2022年6月8日に決定する予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(2022年6月16日)に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
907,120,000	16,000,000	891,120,000

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(580円)を基礎として算出した見込額であります。

2. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本募集における国内販売株数の上限に係るものであります。本募集における海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。

3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額891,120千円に、本募集における海外販売の手取概算額（未定）及び本第三者割当増資の手取概算額上限241,778千円を合わせた、手取概算額合計上限1,132,898千円については、設備投資資金882,898千円及び借入金250,000千円の返済に充当する予定であり、その具体的な内容は次に記載のとおりであります。

1. 返済期限が到来する借入金（2023年3月期：50,000千円、2024年3月期：200,000千円）に充当する予定です。
2. 研究開発能力の増強を推進するものとして、下表の設備の投資に充当する予定です。

事業所名 (所在地)	設備の内容	金額（千円）	資金の充当期
大阪事業所 (大阪市住之江区)	研究開発設備（注1）	56,471	2023年3月期
本社 (大阪府吹田市)	研究開発設備（注1）	97,320	2024年3月期
	研究開発設備（注1）	194,640	2025年3月期
本社 (大阪府吹田市)	本社・ラボ工事（注2）	117,360	2024年3月期
	研究開発設備（注2）	78,240	2024年3月期
大阪事業所 (大阪市住之江区)	実証棟工事（注3）	284,721	2025年3月期

- (注) 1. 2023年3月期以降において設備投資を計画する、反応器、用役設備、分析機器、ソフトウェア等であります。
2. 2023年3月期以降、研究員や事業開発担当者の増員を計画しており、本社・ラボの移転および拡張とラボ機能の増強を図るものです。
 3. フェーズ2およびフェーズ3の開発案件は、現在、第一実証棟および第二実証棟で対応しておりますが、これらの開発案件への対応力を高める目的で、第三実証棟を建設するものです。
 4. なお、残額が生じる場合は、2026年3月期以降の研究開発設備の購入資金に充当する予定です。

なお、上記調達資金については、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

- (注) 設備計画の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照ください。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2022年6月16日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	1,331,900	772,502,000	東京都文京区本郷七丁目3番1号 UTEC 2号投資事業有限責任組合 1,071,400株 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合 125,500株 東京都港区虎ノ門一丁目3番1号 株式会社INCJ 110,500株 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号 株式会社新生銀行 16,400株 大阪市中央区本町三丁目6番4号 岩谷ベンチャーキャピタル合同会社 8,100株
計(総売出株式)	—	1,331,900	772,502,000	—

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

2. 引受人の買取引受による売出しに係る売出株式1,331,900株のうちの一部が、SMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「引受人の買取引受による売出しにおける海外販売」といい、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の対象となる株数を「引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数」という。）されることがあります。なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出株数については、今後変更される可能性があります。

上記売出数は、引受人の買取引受による売出しにおける日本国内において販売（以下「引受人の買取引受による売出しにおける国内販売」という。）される株数（以下「引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数」という。）の上限です。引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数及び引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数の最終的な内訳は、引受人の買取引受による売出しに係る株式数の範囲内で、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日（2022年6月16日）に決定されます。

引受人の買取引受による売出しにおける海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。

3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。

4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案しオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3

オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 5 ロックアップについて」をご参照ください。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
7. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(580円)で算出した見込額であり、引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数の上限に係るものであります。引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照ください。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2022年 6月17日(金) 至 2022年 6月22日(水)	100	未定 (注) 2	引受人の本店及 び全国各支店	東京都千代田区丸の内三丁 目3番1号 SMB C日興証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。
2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2022年6月16日)に決定する予定であります。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数 (株)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	454,700	263,726,000
計(総売出株式)	—	454,700	263,726,000

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で行われる、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 5に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(580円)で算出した見込額であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1	自 2022年 6月17日(金) 至 2022年 6月22日(水)	100	未定 (注) 1	SMB C日興証券株式 会社の本店及び全国各 支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しに係る国内販売における売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. SMB C日興証券株式会社の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所グロース市場への上場について

当社は前記「第1 募集要項」における募集株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、SMB C日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所グロース市場への上場を予定しております。

2 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について

本募集の発行株式のうちの一部が、SMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがあります。また、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部が、SMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがあります。以下は、係る本募集における海外販売及び引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を一括して掲載したものであります。

1. 本募集における海外販売に関する事項

(1) 株式の種類

当社普通株式

(2) 本募集における海外販売の発行数（海外販売株数）

未定

(注) 上記発行数は、本募集における海外販売株数であり、本募集に係る株式数の範囲内で、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、発行価格決定日（2022年6月16日）に決定されます。

(3) 本募集における海外販売の発行価格（募集価格）

未定

(注) 1. 本募集における海外販売の発行価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。
2. 本募集における海外販売の発行価格は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における発行価格と同一といたします。

(4) 本募集における海外販売の発行価額（会社法上の払込金額）

未定

(注) 1. 前記「第1 募集要項 2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び2022年6月16日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
2. 本募集における海外販売の発行価額は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における払込金額と同一といたします。

(5) 本募集における海外販売の資本組入額

未定

(注) 本募集における海外販売の資本組入額は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における資本組入額と同一といたします。

(6) 本募集における海外販売の発行価額の総額

未定

(7) 本募集における海外販売の資本組入額の総額

未定

(注) 本募集における海外販売の資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出します。

(8) 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株となっております。

(9) 発行方法

下記(10)に記載の引受人が本募集における発行株式を買取引受けした上で、本募集の発行株式のうちの一部をSMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売します。

(10) 引受人の名称

前記「第1 募集要項 4 株式の引受け」に記載の引受人

(11) 募集を行う地域

欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）

(12) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

① 手取金の総額

払込金額の総額	未定
発行諸費用の概算額	未定
差引手取概算額	未定

② 手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

前記「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の用途 (2) 手取金の用途」に記載のとおり

(13) 本募集における海外販売の新規発行年月日（払込期日）

2022年6月23日（木）

(14) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

株式会社東京証券取引所

2. 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売に関する事項

(1) 株式の種類

当社普通株式

(2) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出数（海外販売株数）

未定

(注) 上記売出数は、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数であり、引受人の買取引受による売出しに係る株式数の範囲内で、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日（2022年6月16日）に決定されます。

(3) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出価格

未定

(注) 1. 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)1と同様であります。
2. 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出価格は、前記「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） (2) ブックビルディング方式」に記載の引受人の買取引受による売出しにおける国内販売の売出価格と同一といたします。

(4) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の引受価額

未定

(注) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の引受価額は、引受人の買取引受による売出しにおける国内販売の引受価額と同一といたします。

- (5) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売価額の総額
未定
- (6) 株式の内容
完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株となっております。
- (7) 売出方法
下記(8)に記載の引受人が引受人の買取引受による売出しの売出株式を買取引受けした上で、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部をSMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売します。
- (8) 引受人の名称
前記「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） (2) ブックビルディング方式」に記載の引受人
- (9) 売出しを行う者の氏名又は名称
前記「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」に記載の売出人
- (10) 売出しを行う地域
欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）
- (11) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の受渡年月日
2022年6月24日（金）
- (12) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称
株式会社東京証券取引所

3 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、454,700株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はSMB C日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、2022年7月22日行使期限として付与します。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から2022年7月22日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、2022年6月16日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMB C日興証券株式会社はグリーンシューオプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行

は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

4 第三者割当増資について

上記「3 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMB C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が2022年5月19日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 454,700株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。(注) 2
(4)	払込期日	2022年7月27日(水)

- (注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における払込金額(会社法上の払込金額)と同一とし、2022年6月8日開催予定の取締役会において決定します。
2. 割当価格は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における引受価額と同一とし、2022年6月16日に決定します。

5 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人である吉野巖、当社株主かつ当社役員である塚原保徳、当社株主である三井化学株式会社、千島土地株式会社、石塚章斤、フタムラ化学株式会社、山内智史及び太陽化学株式会社並びに当社新株予約権者である下條智也、渡辺久夫、村田究、大山求一、鐘ヶ江延恵、和田雄二、菅野雅皓、木谷径治、今井将太、大谷寛、萩本陽和、澤木直子、伊藤圭介、和田直之、緒方俊彦、奥村治樹、貝原加奈子、高元保、植村和史、堀直樹、森川智史、村田孝信及びその他新株予約権者26名は、SMB C日興証券株式会社(以下「主幹事会社」という。)に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して180日目の2022年12月20日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等を行わない旨を約束しております。

売出人であるUTE C 2号投資事業有限責任組合、ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合、株式会社INCJ、株式会社新生銀行及び岩谷ベンチャーキャピタル合同会社並びに当社株主であるPNB-INSPiRE Ethical Fund 1 投資事業有限責任組合、OUVC1号投資事業有限責任組合、DBJキャピタル投資事業有限責任組合、Mitsui Kinzoku-SBI Material Innovation Fund、SMBCベンチャーキャピタル2号投資事業有限責任組合、ハック大阪投資事業有限責任組合、第一生命保険株式会社、池田泉州キャピタルニュービジネスファンド5号投資事業有限責任組合、SBIベンチャー企業成長支援3号投資事業有限責任組合、SBIベンチャー企業成長支援4号投資事業有限責任組合、SBI Ventures Two株式会社、SBIベンチャー企業成長支援2号投資事業有限責任組合及びSBIベンチャー企業成長支援投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して90日目の2022年9月21日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等(ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出しにおける売出価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。)を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社に対し、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して180日目の2022年12月20日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等、ストック・オプションに係る新株予約権の発行及び新株予約権の行使による当社普通株式の発行等を除く。)を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (千円)	138,746	361,041	603,222	1,052,303	458,026
経常利益 又は経常損失 (△) (千円)	△324,662	△175,318	△151,362	27,594	△355,599
当期純利益 又は当期純損失 (△) (千円)	△279,690	△146,534	△467,916	32,523	△1,036,391
持分法を適用した場合の 投資損失 (△) (千円)	△13,504	△23,537	△98,641	△92,060	△653,258
資本金 (千円)	1,665,390	1,913,368	2,013,418	2,298,446	2,298,446
発行済株式総数					
普通株式	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
A種種類株式	10,714	10,714	10,714	10,714	10,714
B種種類株式	35,300	35,300	35,300	35,300	35,300
C種種類株式 (株)	28,404	28,404	28,404	28,404	28,404
D種種類株式	15,628	15,628	15,628	15,628	15,628
E種種類株式	6,250	6,250	6,250	6,250	6,250
F種種類株式	—	6,441	6,441	6,441	6,441
G種種類株式	—	—	1,740	6,697	6,697
純資産額 (千円)	1,087,892	1,437,315	1,169,499	1,772,077	735,685
総資産額 (千円)	1,690,268	2,062,843	2,225,181	2,784,349	1,701,703
1株当たり純資産額 (円)	△88,715.50	△94,576.87	△113,293.52	△1,119.92	△1,534.48
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配 当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又 は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△11,187.60	△5,861.36	△18,716.64	13.00	△414.55
潜在株式調整後1株当 り当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	64.4	69.7	52.6	63.6	43.2
自己資本利益率 (%)	—	—	—	2.2	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシ ュ・フロー (千円)	—	—	—	55,450	△287,659
投資活動によるキャッシ ュ・フロー (千円)	—	—	—	△528,748	△72,640
財務活動によるキャッシ ュ・フロー (千円)	—	—	—	537,266	△69,936
現金及び現金同等物の期 末残高 (千円)	—	—	—	812,556	382,320

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	29 (1)	33 (1)	42 (2)	46 (2)	50 (4)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
3. 第10期、第11期、第12期および第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
4. 第10期、第11期、第12期および第14期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
6. 第10期、第11期および第12期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローにかかる各項目については、記載しておりません。
7. 従業員は就業人員であり、臨時雇用者数の年間平均人員を()内に外数で記載しております。
8. 第13期及び第14期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。なお、第10期、第11期及び第12期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しておりますが、当該監査を受けておりません。
9. 2022年4月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
10. 2022年4月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第10期、第11期及び第12期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
1株当たり純資産額 (円)	△887.15	△945.76	△1,132.93	△1,119.92	△1,534.48
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	△111.87	△58.61	△187.16	13.00	△414.55
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

2007年8月	マイクロ波化学プロセスの事業化を目的として、マイクロ波環境化学株式会社を京都市上京区に設立（資本金1,000千円）
2008年10月	本社を彩都バイオイノベーションセンター（大阪府吹田市）に移転
2009年3月	完全フロー型リアクター1号機(MWF-1：バイオディーゼル用)を島屋ビジネス・インキュベータ（大阪市此花区）にて立上
2011年11月	社名をマイクロ波環境化学株式会社からマイクロ波化学株式会社へ変更
2011年12月	基本特許「化学反応装置、および化学反応方法」成立
2012年8月	第一号製品となる脂肪酸エステルの出荷を開始
2012年10月	本社を大阪大学吹田キャンパス（大阪府吹田市）に移転
2014年3月	大阪工場（年産3,000トン規模の脂肪酸エステル製造工場「M3K」および第一実証棟。現大阪事業所）を、大阪市住之江区に竣工
2015年3月	太陽化学㈱とマイクロ波技術を使用したショ糖エステル製造にかかる合弁契約を締結
2015年4月	太陽化学㈱と食品添加物の製造を目的とした合弁会社（ティエムティ㈱）を設立 ティエムティ㈱とマイクロ波技術を使用したショ糖エステル製造にかかる特許・ノウハウライセンス契約を締結
2017年9月	マイクロ波を活用した次世代化学プロセス技術開発を推進するため三井化学㈱と業務提携契約を締結
2018年3月	ペプチスター㈱と「ペプチド医薬品製造」にかかる装置供給契約を締結
2019年6月	大阪事業所を拡張し、第二実証棟の稼働を開始

3 【事業の内容】

日・米・欧をはじめとした世界の主要国・地域は、地球温暖化対策として2050年のカーボンニュートラルを目指すことに同意しました。この実現にはエネルギーシステムをはじめとした抜本的な対策が必要となりますが、二酸化炭素の約30%を排出している製造業においては、再生可能エネルギー由来の電力をベースにした徹底的な「電化」が必須と言われております。当社のコアテクノロジーとなるマイクロ波プロセスは電気を用いて発生させますが、これに自然エネルギー由来の電力を活用することで、化石資源を利用している従来プロセスと比較して大幅な二酸化炭素削減が可能となるため、カーボンニュートラル実現に向けた有望な製造技術として注目されています。

運輸や通信産業などにおいて馬車から内燃機関、電話からインターネットなどのイノベーションが起ころ中、化学産業は勃興期と言われている20世紀初頭において生産開始されたドイツにおける1913年高温高圧ハーバーボッシュ法によるアンモニア合成や、1940年代のアメリカにおけるナフサ熱分解法よりほとんど姿を変えておらず、未だ重厚長大のエネルギー大量消費型のプロセスが多く残っています。現在、化学産業は、石油、天然ガスや石炭など総計12億トンの化石資源を燃料（全体の約30%）や原料（全体の約70%）として使用しており、世界全体の使用量の約5%を占めています。

当社は、「何を作るか」ではなく「どのように作るか」に着目し、製造プロセスを化石資源由来の「熱と圧力」から電気由来の「マイクロ波」に置き換えることで、「省エネルギー」・「高効率」・「コンパクト」な環境対応型プロセスのグローバルスタンダード化を目指す技術プロバイダーです。

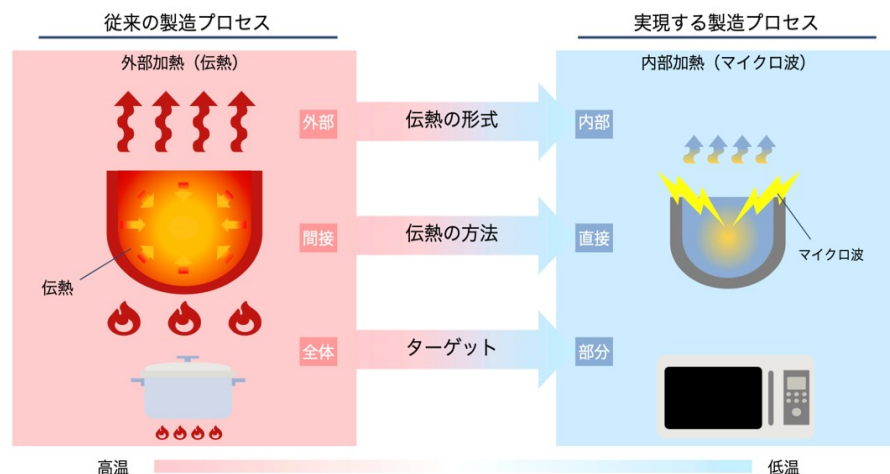
(1) マイクロ波プロセスの原理、優位性および歴史

伝統的なモノづくりの方法においては、エネルギー伝達手段として、伝熱プロセスが用いられています。ガス、熱媒、蒸気といった熱エネルギーを、空間のある場所から対象物質に移動させることによって、反応を起こそうとするプロセスです。このプロセスにおいては、エネルギー伝達が外部から間接的なものとなり全体を加熱するためにエネルギーロスが生じることから、対象物質の反応に必要な以上のエネルギーが必要となります。また、大規模生産をしようとする、対象物質へのエネルギー伝達が不均一になってしまうため、収率低下、品質劣化という問題が生じます。

一方、マイクロ波プロセスにおいては、エネルギー伝達の方法が全く異なります。

マイクロ波とは、波長約1 mm～1 m (300 MHz～300 GHz) の電界と磁界が直交した電磁波です。

マイクロ波は、特定の物質に内部から直接かつ選択的にエネルギーを伝達できるという特徴を有しており、これにより媒体を介してのエネルギー伝達が不要となるため、必要最小限のエネルギーしか要しません。また、目的とする物質のみが共鳴する周波数のマイクロ波を照射することで、均一にエネルギー伝達することができるため、ムダ・ムラを排除し高収率・高品質を達成します。



このような特徴を有するマイクロ波の化学への適用は、1980年代の電子レンジの改造ラボ装置からスタートしました。そして、現在に至るまで、有機合成を始めとした各種の化学反応において、反応時間短縮、高収率、素材の性能向上などの圧倒的な効果がラボスケールで報告されてきました。しかしながら、2000年に入っても化学プロセスとして大型産業化された例は無く、「化学反応においては、マイクロ波を制御することが困難であり、産業利用することは不可能である」という見解が化学業界の常識となっていました。

(2) 技術プラットフォームの構築

当社は、2007年の創業以来、上述のような常識に挑み、ついにマイクロ波プロセスを用いて年産3,000トン規模での商業生産を実現しました。当社は、その過程で「デザイン力の獲得と強化」および「要素技術群の開発と蓄積」の2点に着目し、技術プラットフォームを築いてきました。

①デザイン力の獲得と強化

■ 反応系のデザイン

各々の物質において、マイクロ波を吸収できる能力(マイクロ波吸収能)は異なり、周波数依存性と温度依存性を示します。最適な反応を得るためには、ターゲット物質に合わせてマイクロ波の周波数を選定する、すなわち「反応系のデザイン」が重要となります。しかし、様々な状態におけるマイクロ波吸収能を測定できる手法は確立されておらず、加えて、膨大なデータおよびノウハウの蓄積が必要となるため、マイクロ波が汎用的なモノづくりプロセスとして採用されるための大きな障壁となっていました。当社はマイクロ波吸収能の測定方法を独自開発・確立し、データベース化を進め、それに基づいた反応系デザインのパターン認識とノウハウ蓄積を進めることで体系化しました。

■ 反応器のデザイン

マイクロ波プロセスにおいては、反応器という閉鎖空間の中でマイクロ波を照射しますが、研究段階では小さな反応器でマイクロ波の優位性検証を行います。一方で、マイクロ波を産業利用するためには、研究段階の小さな反応器を数千から1万倍程度の大きさにスケールアップする必要がありますが、マイクロ波プロセスの反応器デザインにおいては、従来の熱伝導を利用したプロセスにおけるそれとは全く異なった技術が必要となります。

マイクロ波反応器デザインでは、波の特性(吸収、透過・反射)を加味し、マイクロ波の分布(電磁界分布)を制御することが重要となります。しかしながら、反応系デザインに基づいた電磁界分布をデザインする必要がありますが、加えて、電磁界分布をシミュレーションするためには、各々の物質のマイクロ波吸収能が解析上必要となることにより、スケールアップが困難とされてきました。当社はシミュレーション技術の開発を進め、加熱対象物温度分布等のシミュレーション結果を、実際の反応器内部において高い精度で再現させるために、電磁場解析、熱流体解析を連成させました。また、スーパーコンピューターを導入することにより反応器の大型化、およびマイクロ波分布と流動している加熱対象物とが相互に作用し合う複雑系にも対応可能になりました。さらに、反応器製作後に、その実証データとシミュレーションの齟齬を認識、フィードバックを繰り返すことで精度を上げ、スケールアップの最適解を導くことができました。

②要素技術群の開発と蓄積

要素技術群とは、マイクロ波環境下で化学プロセスを実施するために保有している複数の要素技術で、スケールアップ過程で開発を行ってきたものです。これは、4つのカテゴリに分類され(下表)、さらに20の各技術に細分化されます。

要素技術群	基礎物性評価	物質のマイクロ波吸収能の測定・解析・評価技術
	シミュレーション	電磁波であるマイクロ波の電磁界分布解析、物質の流れの熱流体解析、反応器の構造解析&連成技術
	制御	マイクロ波を安全にモニタリング・制御する技術
	基盤機構	マイクロ波環境下で化学プロセスを実施するための様々な反応器、装置の設計技術。さらにはそれらを構成するために必要な物理的な機構、パーツの設計技術

③技術プラットフォームの確立

当社は、マイクロ波プロセスを産業化する過程で「①デザイン力」と「②要素技術群」を構築・強化し、これらで構成される技術プラットフォームを確立しました。そして、この技術プラットフォームを用いることで、化学・エネルギー産業における多様な課題に対して最適なソリューションを提供しています。

具体的には、顧客から得た課題に対して、蓄積してきた課題解決データベースから類似系を抽出することにより、顧客から得た課題を解決するための要素技術を複数選定し、初期的な概念検証であるラボ開発フェーズ、または実機導入を見据えた実証開発フェーズにおいて、デザインを行います。

なお、当社が、上述のような技術プラットフォームを確立し、マイクロ波プロセスの産業化に成功した背景として、以下のような点が挙げられます。

1) チーム

問題解決のために、多様な分野の知識を融合したことが挙げられます。具体的には、反応系デザインに関しては、化学、物理、電気、電磁気の知見を有するサイエンティスト、反応器デザインに関しては、化学工学・機械工学の知見を有するエンジニア、シミュレーションのための専門家、加えて、生産技術確立のための、製造技術者といった様々なバックグラウンドを持つ人材が当社には集結しています。また、要素技術や特定のプロジェクトに関しては、先端的な研究を行っている大阪大学の複数の研究者を技術アドバイザーとして迎え、共同研究を実施して体制強化をしています。

2) インフラ

当社が有するラボは、マイクロ波に特化した大規模な研究設備を備えており、プロセス検討の初期的な研究開発を担っています。特に反応系デザインに重要な周波数のバリエーションは豊富で、一般的な産業部門やラボ機で用いられる周波数は2.45GHzの1種類がほとんどのところを、当社は主に5種類の周波数を使い分けます。また、大阪事業所の「実証棟」は、実機導入のためのパイロット実証施設として機能しています。このように、当社は、研究・開発→実証→事業化すべてのフェーズにおいてソリューションの提供が可能なインフラを有しています。

3) データベース・ノウハウ・実証経験

当社は10年以上にわたり、様々な化学企業と多種多様な化学品に関する共同開発を重ねているため、データベース・ノウハウ・実証経験において、膨大な蓄積を有しております。

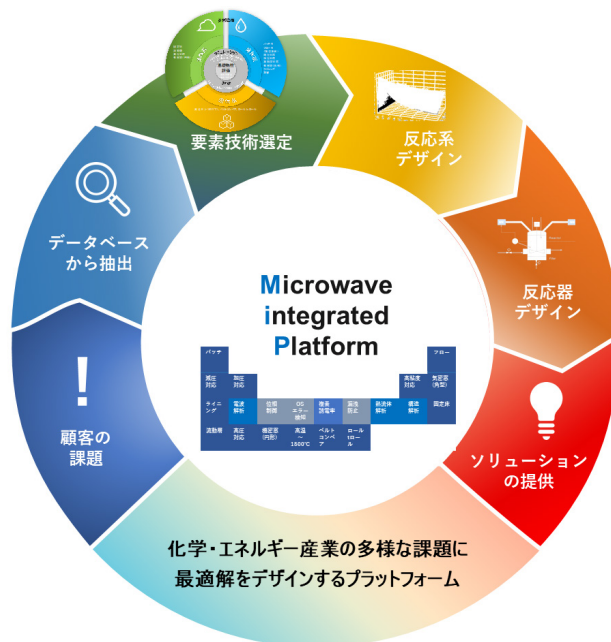
(3) 当社の事業内容

当社は、顧客課題に応じて、研究開発からエンジニアリング・製造支援までをワンストップでソリューションとして提供しています。技術プラットフォームを様々な化学製品の製造プロセスに応用することを目指していますが、化学産業は研究開発段階から商業化まで時間とコストがかかるため、顧客との長期的な関係を構築し安定的な収益を確保します。

当社は、顧客の課題解決を目指して研究開発を行う研究開発会社としての側面と、マイクロ波プロセスを設計して反応器を納入するエンジニアリング会社的な側面を併せ持っております。研究開発及びエンジニアリングのソリューションは4つのフェーズで提供していますが、各フェーズの具体的な実施内容は以下の通りであります。

開発段階のフェーズ1乃至2では、共同開発費や実証機の設計費という形で収益を計上します。顧客が事業化するフェーズ3乃至4では、プロジェクトマネジメントフィーや設計費を計上した上で、顧客がマイクロ波プロセスを導入することによって生み出すことができたコスト削減や付加価値向上などの価値の一部、及び当社が所有するバックグラウンドIPの使用料としてライセンス収入を、一時金やロイヤリティという形で計上します。

中長期的には事業化したパイプラインから得るロイヤリティをはじめとした継続的な収益が当社の利益に貢献することを想定しています。



事業の成功率を高めるためには、当社内でフェーズ0と位置づけている初期段階における開発課題の特定、事業仮説や期待値の設定が重要であり、事業開発チームによる徹底的なヒアリングを実施します。ヒアリング内容をデータベース化し成功パターンを認識し、必要に応じて簡単な試験をすることで、効率の良い案件獲得に繋がっていきます。さらに、その前段階となる顧客からの引き合い数を増やすことに注力することで、事業性の高い案件の受注を目指します。

フェーズ1	ラボ開発	概念検証 (POC/Proof of Concept)。顧客の課題に合わせたソリューションの検証。マイクロ波を用いた反応系のデザイン。
フェーズ2	実証開発	実機を想定してベンチ機・パイロット機を用いた実証開発。反応器のデザイン。実機導入に向けた経済性の検証。
フェーズ3	実機導入 (装置販売)	実機を設計・製作し納入。
フェーズ4	製造支援	多くの顧客がマイクロ波設備の使用経験がないため、生産技術部員を派遣して設備の立ち上げから製造やメンテナンスを支援。



※1 POC: Proof of Conceptの略、新しい概念・アイデアを実際の実験に移す前に、実現可能性や効果を検証する工程のこと。

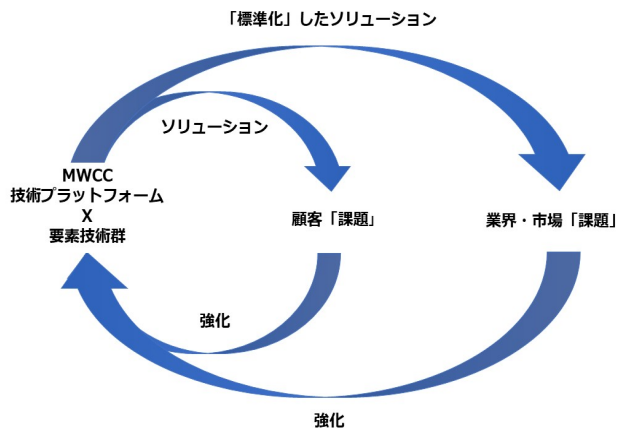
※2 ライセンス: マイクロ波設備を導入して実現した顧客価値の一部をライセンスとして、具体的には一時金やランニングロイヤリティという形で収受する。

※3 製造支援・メンテナンス: マイクロ波設備を導入した顧客の製造を支援すること。また、マイクロ波設備を中心に設備のメンテナンスを実施する。

(4) 好循環、自律拡張性、標準化

当社の事業は、顧客課題にソリューションを提供すると、これが当社の技術プラットフォームの強化とこれを支える要素技術群の充実につながり、この強化された技術プラットフォームが顧客課題のソリューション力向上に貢献するという、好循環を実現可能な事業モデルです。これは、ソリューションの提供を通して獲得した装置・プロセスを中心とした知財・ノウハウを当社がある程度自由に展開できる自律拡張的な仕組みとしているからですが、顧客から見ても過去に積み重ねたバックグラウンドIP・ノウハウを含む技術プラットフォームを低コストで活用でき、メリットを享受することができます。

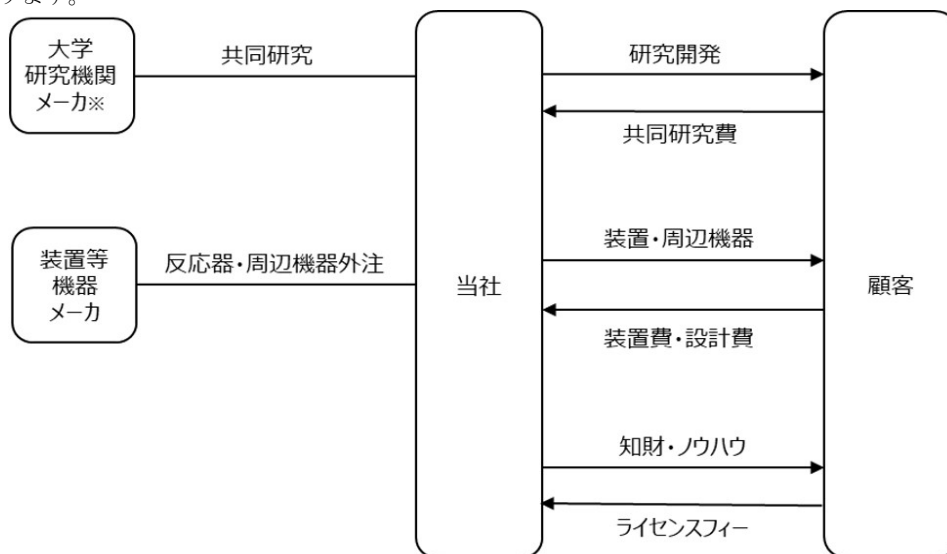
さらに、技術プラットフォームを「標準化」し、特定の顧客ではなく、業界・市場に共通した「課題」に対するソリューションを提供することで、技術を横展開しスケールする事業を実現します。具体的な例としては、ケミカルリサイクル事業や医薬関連事業などがあります。ケミカルリサイクルは、サーキュラーエコノミー構築の為に、廃棄プラスチックを分解し、再度、化学品の原料として利用できるようにする事業ですが、マイクロ波熱分解技術を標準化して、家電や車などに使われているプラスチックからレジ袋まで多様な廃棄プラスチックに対応することで、事業の横展開を目指しています。



成長性・収益性向上という観点から見ると、自律的な技術プラットフォームの強化は技術の完成度につながり前述の各フェーズ間のステージアップ確度の向上、要素技術の充実は対象となる市場領域の拡大に繋がります。

(5) 事業系統図

上記事業モデルを、以下の事業系統図に示します。なお、当社はマイクロ波化学関連事業の単一セグメントであります。



※ マグネトロン等の周辺機器を製造しているメーカー

(6) 用語

本書で使用する用語の解説は次のとおりであります。

用語	用語の解説
伝熱	熱エネルギーが空間のある場所から別の場所に、物質によって移動する現象
バックグラウンド I P	もともと自社が所有する知的財産
反応器	化学反応を起こさせる装置。リアクター、反応炉とも言う
カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること（環境省「脱炭素ポータル」より）
再生可能エネルギー	石油、石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは異なり、太陽光、風力、地熱、バイオマス等、エネルギー源として永続的に利用することができるもの
ベンチ機	パイロット機設計に先立ち、必要な設計データ収集のために試験的に組み立てる、ラボで行う研究とパイロット機を用いた試験の中間の位置づけの試験で使われるプラント
パイロット機	実機設計に先立ち、必要な設計データ収集のために試験的に組み立てる、ほぼ実機と同様の機能を持った試験段階と実用の段階との中間の位置づけとなるプラント
電磁場解析	反応器内に照射されたマイクロ波がどのような状態で反応器内および加熱対象物内に分布するのか、また効率よくマイクロ波を照射するために反応器のどの部分から照射すれば良いかなどを決めるために、専用のコンピューターシミュレーターを用いて解析すること
熱流体解析	反応器内に存在する気体、液体、固体（粉体）などが、その中でどのような動き（流れ）をしているのか、それに伴い熱がどのように伝播するのかを専用のコンピューターシミュレーターを用いて解析すること
連成解析	2つ以上の物理現象が相互に及ぼす影響を考慮した解析をすること
パイプライン	フェーズ1（ラボ開発）、フェーズ2（実証開発）、フェーズ3（実機導入）、フェーズ4（製造支援）のいずれかにある開発プロジェクト

4 【関係会社の状況】

関連会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
ティエムティ㈱	三重県四日市市	990,000	マイクロ波プロ セスによる食品 添加物の製造お よび販売	50	当社とショ糖エステル <small>の</small> 製 造および販売にかかる特 許・ノウハウライセンス契 約を締結している。 役員の兼任あり。 資金援助あり。

(注) 1. 当社はティエムティ㈱の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関を支配していないため、関連会社として
おります。

2. 2022年2月25日を払込期日とする第三者割当増資により、ティエムティ㈱の資本金は1,203,000千円となりました。
なお、当社の議決権の所有割合に変動はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2022年4月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
55 (5)	42.5	4.8	5,941,551

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、マイクロ波化学関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労務関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針および経営環境

化学産業は、わたしたちの生活には欠かせない医薬品からスマートフォン、航空機など幅広い分野へ原料を提供する産業として世界経済の発展を支えてきました。しかしながら、今もなおエネルギーを大量に消費する重厚長大型の製造工程が主流で、大量の産業用エネルギーを消費、二酸化炭素ガスを排出しており、製造プラントは広大な敷地を要します。

化学反応にはエネルギーが必要となります。化学産業は、勃興期から、「外部から」、「間接的に」、「全体を」加熱してエネルギーを伝達してきました。一方、電子レンジにも使われているマイクロ波は、「内部から」、「直接」、「特定の物質だけに」エネルギーを伝達します。当社はこのマイクロ波の特性を活用して化学反応をデザインし、「省エネルギー」・「高効率」・「コンパクト」・「高品質」なものづくりを実現する製造プロセスを提供します。

さらにマイクロ波プロセスは再生可能エネルギー由来の電力を活用することで大幅に二酸化炭素の排出を減らすことができます。各国政府が約束した2050年のカーボンニュートラルは遠い未来のように思われますが、化学産業をはじめとした重厚長大な製造業の設備更新サイクルは40年であり、国際エネルギー機関（IEA）が発表したNet Zero by 2050 A Road Map for the Global Energy Sector IEA(2021年5月)では今後10年以内に、約30%の設備が設備改善の為の大規模投資が必要とされる25年目の寿命を迎えると言われております。カーボンニュートラルを実現するためには、それまでに、新しい革新的な技術を導入可能な状態にしなければいけません。また、一般的に新技術が実用化されるためには10年程度必要なことを考えますと、当社としては「今」新しいソリューションの開発に着手をする必要があると考えております。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、製造プロセスを化石資源由来の「熱と圧力」から電気由来の「マイクロ波」に置き換えることで、「省エネルギー」・「高効率」・「コンパクト」な環境対応型プロセスのグローバルスタンダード化を目指しています。これを実現する為に、技術プラットフォームを用いて幅広い顧客や業界が抱える課題に対してソリューションとして提供します。当社事業にとって最も重要なのは、技術が商業レベルで使われることでありますが、そのためには、新規案件を獲得し共同開発からスタートをした案件が、実証開発へ、そして最終的には、実機導入にまでステージアップすることが重要となります。これをモニタリングするために重視をしている経営指標としては、1)新規案件獲得数、2)案件総数があります。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

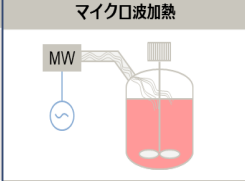
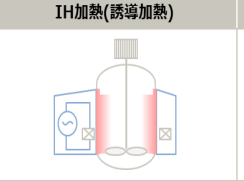
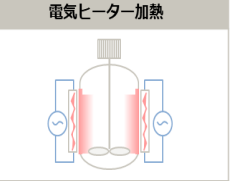






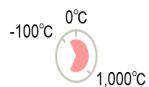
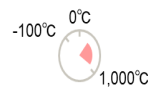
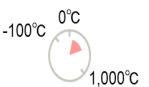
優先的に対処すべき財務上の課題として、設立時より、マイクロ波プロセスの基盤技術確立、応用領域拡大のため、設備機器の導入、研究員およびエンジニアの増員等、研究開発にかかる先行投資を積極的に実行していることにより、2020年3月期を除いて、2021年3月期まで継続的な営業損失を計上しております。

しかし、このような先行開発投資の結果、「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容 ④経営方針、経営戦略又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標の分析」に記載のとおり、共同開発契約の案件数は着実に増加しており、また応用領域も広がりを見せております。今後も、研究開発にかかる先行投資を継続するとともに、次の事業上の課題に取り組むことで、中長期的な利益及びキャッシュ・フローの最大化に努めてまいります。優先的に対処すべき事業上の課題は、次のとおりであります。

①開発戦略

要素技術の開発、データベースの充実、ノウハウの整備、及び、アカデミアとも協力した技術の体系化をはかり効率的な開発体制を構築します。また、発信器など当社が競争優位を持たない分野については、外部機関とも積極的に協力することで技術プラットフォームを強化します。当社の強みは、マイクロ波化学において、研究開発から実証開発・エンジニアリング迄をワンストップで提供できることですが、これを可能とする要素技術群で構成されるインフラの開発投資を進めます。顧客の開発に共通的に使用できる設備を持ち、かつ、ラボ装置は市販されているものでは不十分な為、当社で開発し整備することで、安価かつ高品質なソリューションを提供することが出来る体制を構築します。

また、「電化」の製造技術という観点から競合技術の動向にも注意を払いながらスピードを落とさずに開発を行う必要があります。一方で、マイクロ波加熱以外の有力な手段となるIH加熱・電気ヒーター加熱は、従来の化石燃料による加熱と同様に伝熱を基本とする技術で、直接エネルギーを伝えるマイクロ波と比較して、エネルギー変換効率が低く、スケールアップ難易度が高いため、その優位性を活かして社会実装をすすめることを目指します。

	マイクロ波加熱	IH加熱(誘導加熱)	電気ヒーター加熱
			
大型化	 容易	 制限あり	 制限あり
エネルギー効率	 高	 中	 低
温度範囲			

②事業開発体制

当社は、技術プラットフォームを幅広く顧客や業界が抱える課題のソリューションに適用します。また、最終的に社会実装するために、化学メーカーをはじめとした様々なプレイヤーとアライアンスを組むことにより事業を拡大します。このため、世界中の化学メーカー等とのネットワークを構築し、常に顧客や業界ニーズ・トレンド情報を収集し咀嚼しております。このためには、当社の技術を理解・発信し顧客や業界ニーズとマッチングさせることができるプロデューサー的な機能を持った事業開発体制を構築し強化を図るために、継続的な人材採用と組織づくりが必要となります。

また、顧客の化学メーカーにとって、これまでに導入した実績がない技術であるマイクロ波化学プロセスを導入することは、経営的な判断となります。当社がスムーズな技術導入を実現するためには、開発の初期段階より顧客側経営層からの理解が必要となり、その為に経営レベルでの関係構築及び経営目線での価値提言に努めて参ります。

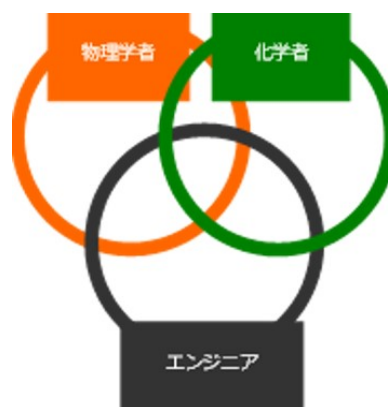
③研究開発体制

当社がテクノロジー企業として構築したマイクロ波プロセスに関する技術プラットフォームは、化学メーカー等とのアライアンス戦略における競争優位の源泉となっています。したがって、今後も継続的に充実を図り、当社の競争優位をより強固とするための研究開発の継続が重要であり、それを可能とする体制の構築・強化が課題であると認識しており、継続的な人材採用及び育成が重要と考えております。

④人材確保

マイクロ波化学は業際分野であり、化学、物理（電磁気学）、エンジニアリングなどの専門家から構成される開発体制を構築する必要があります。また、単に技術を提供するだけでなく、顧客の製造迄支援するためには、エンジニアについても、プロセスエンジニア、機械、電気計装、生産技術、及びシミュレーション技術者からなる多様な技術者をバランス良く継続的に採用する必要があります。

さらに、当社が、今後も持続的に成長するためには、パイプラインの拡大を常に行う必要があります。それを推進する人材の確保は重要な課題となります。特に、各プロジェクトの研究開発から事業化までをマネジメントできるプロジェクトリーダー級の即戦力人材の確保に努めてまいります。



⑤経営管理体制

当社が継続的な開発パイプラインの拡充および事業開発の展開を進める上で、パイプラインの進捗管理、予実管理等を行うための経営管理体制の強化は重要な課題と認識しております。当社は、組織が健全かつ有効、効率的に運営されるように、パイプラインの進捗モニタリングを行うための内部統制の整備、強化、見直しを行っていく方針です。

2 【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項には、以下のようなものがあります。

また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に記載しておりますが、当社に関するすべてのリスクを網羅するものではありません。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性のあるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 技術の応用領域の拡大について

当社は、従来困難とされてきたマイクロ波プロセスの大型化に成功し、大規模マイクロ波化学工場である「M3K」の立ち上げに成功した後、食品添加物、医薬品、炭素素材、電子材料など多様な分野へと応用領域を拡大しております。このように、マイクロ波プロセスは、基礎化成品、機能性化成品、燃料など様々な領域に応用可能であると考えておりますが、新しい技術領域であり不確実性が高いため、当社技術の市場への浸透が計画通りに進まない場合、当社の事業戦略および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 新規参入・技術革新について

当社は、独自に構築したプラットフォーム技術を事業基盤としており、マイクロ波化学分野においては強固な競争優位性を確保しているものと考えております。しかしながら、当社を上回る研究開発能力を備えた新規参入企業が出現すること、または当社の特許技術に抵触しない技術をもって当社を上回る技術が開発されることも考えられます。

当社としては、数多くの領域でマイクロ波プロセスによるプラント建設を進めマイクロ波化学に関する知見を蓄積することで、この競争優位性をより強固なものにできると考えておりますが、新規参入企業の出現や当社を上回る技術の開発により、当社の競争優位性が低下する結果、当社の事業戦略および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、マイクロ波に対する代替技術を持った事業者の新規参入や、技術革新によりニーズが減退し、業界環境そのものが著しく変化する可能性があります。顧客ニーズの変化を先読みして、競合技術を継続的に観測し、この結果を当社の技術開発に活かしていくことで対処したいと考えております。

(3) 知的財産について

当社の事業に関連した特許権等の知的財産権について、第三者との間で訴訟やクレームといった問題が発生したという事実はなく、現時点においては、当社の事業に関し他者が保有する特許権等への侵害により、事業に重大な支障を及ぼす可能性は低いものと認識しております。また、技術調査等を継続して行って侵害事件を回避するよう努めております。ただし、当社のような研究開発型の企業にとって、このような知的財産権侵害問題の発生を完全に回避することは困難です。今後、当社が第三者との間の法的紛争に巻き込まれた場合、弁護士や弁理士と協議の上、その内容によって個別具体的に対応策を検討していく方針ですが、当該第三者の主張の適否にかかわらず、解決に時間および多額の費用を要する可能性があります。また、当社の技術に関しては、細心の注意を払って管理しておりますが、第三者が当社の技術を侵害した場合であっても、解決に時間および多額の費用を要する可能性があります。その場合には当社の事業戦略および経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

現状、要素技術群において、反応系デザインが中心の共通の要素技術である、基礎物性評価、シミュレーション、制御は秘匿化し、反応器デザインが中心の個別の要素技術である基盤機構は特許化、公知化する戦略をとっており、このようにして積み重ねた知財は当社の強みとなっております。

(4) 多額の研究開発費の発生について

当社の第14期事業年度の研究開発費の総額は362,999千円です。マイクロ波プロセスは、基礎化成品、機能性化成品、燃料など様々な領域への応用が可能であると考えられます。当社はマイクロ波化学産業を興し同産業におけるリーディングカンパニーとなることを目指し、グリーン、ヘルスケア、エレクトロニクスなどを重点領域として複数の次世代パイプラインの研究開発を進めています。これら研究開発が当初計画よりも遅延する場合、または当初期待していた結果が得られない場合、研究開発費用が当初計画よりも増大し、経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 収益計上の変動する傾向について

当社の事業収益は、共同開発契約に伴う開発一時金の収受によるものを中心であるため、その計上時期や金額によっては事業収益、当期純利益（損失）は不安定に推移する可能性があります。

(6) パイプラインの進捗について

当社は共同開発契約を締結するにあたり、研究開発目的ではなく、事業化の達成が目的であることを確認しております。事業化までのロードマップを事前合意し、マイルストーン毎に契約を締結しておりますが、開発が難航した場合や、顧客における経営方針の変更、業績悪化等に伴う予算削減等がなされた際には、開発の継続が困難となる場合があります。また、事業化段階であるフェーズ4においては、ライセンス収入等の継続収益が発生することを想定しておりますが、本書提出日現在において、継続収益の計上実績はありません。今後、開発の進捗によりフェーズ4に到達するパイプラインが増加し、継続収益が発生することを見込んでおりますが、顧客の事業状況によってはパイプラインの事業化が困難となる場合があります。

以上のように、当社の想定どおりにパイプラインが進捗しない場合において、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 特定の取引先に売上が集中する可能性について

当社は多数の企業と共同開発を実施しておりますが、売上単価が大きいフェーズ2以降の案件について、現時点では取引先が数社となっています。今後、フェーズ1の案件がフェーズ2へとステージアップすることで、このような状況は解消されると考えておりますが、開発の進捗に偏りが生じた際には、本状況が継続する可能性があります。

(8) 経営上重要な契約について

当社の事業展開上、重要と思われる契約の概要は「第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等」に記載しておりますが、当該契約が解除又はその他の事由に基づき終了した場合、又は契約の相手方の経営方針の変更、経営環境の極端な変化などがあった場合には、当社の事業戦略及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 業歴が浅いことによる業績の不確実性について

当社がソリューション提供型のビジネスを開始したのは第11期であり、第13期に初めて当期純利益を計上したものの、第14期、第15期においては当期純損失を計上しております。

今後、さらなる事業拡大を推進してまいります。過年度の経営成績が今後の当社の経営成績等を判断する材料としては、不十分である可能性があります。

今後、未だ経験していない事業上のトラブルが発生する可能性は否定できず、当社の業績に影響を及ぼすと考えられる様々な外部環境の変化について予想することは、現状においては困難であると思われま

(10) 人材および組織について

①少数の事業推進者への依存について

代表取締役社長である吉野巖は、経営戦略の策定、事業開発の推進において重要な役割を果たしております。また、取締役である塚原保徳は、創業以前はマイクロ波化学分野の研究者として活動しており、同分野における豊富な知見を活かして、創業当初から当社研究開発の中心的存在であり、現在もその推進に重要な役割を担っております。

当社では、これらの取締役に過度に依存しない経営体制を築くために、研究開発、事業開発の遂行にあたって、各種会議体の設置によって意思決定やノウハウ蓄積を組織的に行うなど、経営組織の強化を図っております。しかしながら、当面の間はこれら取締役への依存度が高い状態で推移するものと考えております。このような状態において、これら取締役の事業への関与が何らかの理由により困難となった場合には、当社の事業戦略や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②少人数組織であることについて

当社は、本書提出日の前月末現在（2022年4月30日）役員7名（取締役4名、監査役3名）、従業員60名と小規模であり、内部管理体制も相応の規模となっております。当社においては、業務上必要な人員の増強および内部体制の充実を図っていく方針ではありますが、必要な人材を獲得できない場合、人材流出が生じた場合および代替要員の不在等の問題が生じた場合には、当社の事業戦略および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 情報管理について

当社のプラットフォーム技術およびパイプラインの開発並びにその他事業遂行等に関する重要な機密情報が流出するリスクを低減するために当社は、役職員、顧問、取引先等との間で、守秘義務等を定めた契約を締結するなど、厳重な情報管理に努めています。しかしながら、役職員、顧問、取引先等によりこれが遵守されなかった場合等には、重要な機密情報が漏洩する可能性があり、このような場合には当社の事業や財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 法令規制等について

当社は、法令の遵守を基本として事業を進めておりますが、製造物責任、消防法、電波法、廃棄物処理責任、環境・個人情報保護関連、税制関連等において、さまざまな法的規制を受けており、今後更にその規制が強化されることも考えられます。そのような場合、事業活動に対する制約の拡大やコストの増加も予想され、当社企業の事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

(13) ベンチャーキャピタルの持株比率

本書提出日の前月末現在（2022年4月30日）、ベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合等（以下、「ベンチャーキャピタル等」という。）が所有している株式数は、9,780,400株であり、発行済株式総数13,443,400株に占める割合は72.8%となっております。

一般的に、ベンチャーキャピタル等の株式の所有目的は、株式公開後に所有株式の全部または一部を売却して、キャピタルゲインを得ることであり、当社株式についても今後ベンチャーキャピタル等が所有する株式の全部または一部を売却することが想定されます。当該株式の売却により、株式市場における当社株式の需給バランスの悪化が生じ、当社株式の市場価格形成に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 先行投資について

当社は、マイクロ波プロセスの基盤技術確立、応用領域拡大のため、設備機器の導入、研究員およびエンジニアの増員等、研究開発にかかる先行投資を積極的に実行しております。その結果として、2021年3月期および2022年3月期においては営業損失を計上しており、営業キャッシュ・フローもマイナスとなっております。

今後も、研究開発にかかる先行投資を継続するとともに、事業開発を強化することで、共同開発契約やライセンス契約の締結による収益の計上に努めてまいります。研究開発の効果が十分に得られない場合や、事業開発が計画通りに進まない場合には、当社の業績および財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 固定資産の減損について

当社は、マイクロ波プロセスの技術プラットフォームを構築すべく、有形固定資産及び無形固定資産等の固定資産を取得・保有しております。これらの資産の取得にあたっては事前に必要性や収益性を十分に検証した上で決定しておりますが、研究開発の効果が十分に得られないこと、事業開発が計画通りに進まないこと、または経営環境や事業の状況の著しい変化等により、収益性が低下し、十分なキャッシュ・フローを創出できないと判断される場合は、対象資産に対する減損損失の計上により、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 業績の季節的変動について

当社の主要顧客である化学企業においては、新年度直前の3月までに研究開発予算の獲得が行われるため、当社との共同開発は第1四半期または第2四半期に開始することが多くなります。その結果、当社の収益が計上される共同開発の完了時期が下半期に偏重する傾向にあります。また、大型案件の完了時期による影響があります。これに対して販売費及び一般管理費は、その大部分が固定費であることから、利益の割合も下期に偏重する傾向にあり、投資家の判断に影響を及ぼす可能性があります。

第15期事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）の各四半期会計期間の売上高
(単位：千円)

第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
68,053	61,451	548,149	182,855	860,510

(注) 上表の金額には、消費税等を含んでおりません。

(17) 関係会社株式について

当社は、ティエムティ(株)とショ糖エステル(株)の製造および販売に係る特許・ノウハウライセンス契約を締結して技術供与するとともに投資を行っており、その株式を保有しております。同社は、過年度において、工場立上げの準備過程にあり、継続的に収益を計上していなかったため、同社にかかる関係会社株式については、必要に応じて評価損を計上しております。本書提出日現在、同社においては、商業出荷を開始しておりますが、今後、投資に見合う収益が得られない、あるいは損失が発生する等により、関係会社株式（2022年3月期末の残高は319,444千円）に追加の評価損が発生し、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

なお、同社との取引関係および同社の要約財務諸表は「第5 経理の状況 1. 財務諸表等 (3)その他 注記事項 関連当事者情報」に記載しております。

(18) 自然災害、事故、テロ、戦争などについて

当社は大阪府吹田市において研究開発、大阪府大阪市住之江区において実証開発を実施しておりますが、地震、台風等の自然災害の影響を受ける可能性があります。同様に火災等の事故災害、テロ、戦争等が発生した場合、開発拠点の設備等に大きな被害を受け、開発が遅延、または中止を余儀なくされる可能性があります。また、損害を被った設備等の修復のために多額の費用が発生し、結果として、当社の事業戦略および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(19) 新型コロナウイルスの影響について

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、更なる拡散の脅威や経済活動の停滞等が発生する可能性があります。当社においても、顧客の業績が悪化し契約の変更や取引の縮小等が生じる場合や、開発活動が過度に制限される場合には、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

① 財政状態の状況

第14期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（資産）

当事業年度末の総資産につきましては、前事業年度末に比べ1,082,645千円減少し、1,701,703千円となりました。

これは主に、現金及び預金が430,236千円、関係会社株式が183,555千円、および関係会社長期貸付金が500,000千円減少したことによります。

（負債）

当事業年度末の負債合計は、前事業年度末に比べ46,254千円減少し、966,017千円となりました。

これは主に、1年内返済予定の長期借入金が50,000千円減少したことによります。

（純資産）

当事業年度末の純資産は、前事業年度末に比べ1,036,391千円減少し、735,685千円となりました。

これは、資本準備金が235,002千円、および利益剰余金が801,389千円減少したためであります。

第15期第3四半期累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年12月31日）

総資産は1,764,611千円となり、前事業年度末に比べ62,907千円増加しました。主な要因は、売掛金が76,090千円、その他流動資産が168,413千円増加した一方、現金及び預金が132,803千円、仕掛品が10,710千円、機械及び装置が19,102千円、リース資産が14,952千円減少したことであります。

負債合計は1,031,418千円となり、前事業年度末に比べ65,400千円増加しました。主な要因は、1年内返済予定の長期借入金が50,000千円、長期借入金が160,000千円増加したのに対し、前受金が116,105千円、その他流動負債が10,761千円、リース債務が14,952千円減少したことであります。

純資産は733,192千円となり、前事業年度末に比べ2,492千円減少しました。これは、繰越利益剰余金の減少2,492千円であります。

② 経営成績の状況

第14期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により世界経済が大きく落ち込む中、一時は持ち直しの動きがみられたものの、再び感染拡大傾向に転じるなど、景気は依然として厳しい状況で推移してまいりました。

クリーンテック・グリーンケミカル分野においては、2020年10月、臨時国会で「2050年カーボンニュートラル」が宣言されたことを受け、経済産業省により2兆円のグリーンイノベーション基金が造成されるなど、二酸化炭素排出の削減を経営課題として取り組む企業等に対して、研究開発・実証から社会実装までを継続して支援を行う機運が高まっております。

このような状況下において、当社が研究開発を進めるマイクロ波プロセスは、化石資源ではなく電気由来であり、「内部加熱」「選択加熱」「急速加熱」などの特徴により効率的なエネルギー伝達を可能とするマイクロ波を利用することで、化石資源を利用している従来プロセスと比較して、大幅な二酸化炭素削減が可能であるため、近年、カーボンニュートラル実現に向けた有望なキーテクノロジーとして注目されております（※）。

当社は、2014年に世界初の大規模マイクロ波化学工場である「M3K」を立上げ新聞用インキ原料である脂肪酸ブチルエステルの商業出荷を開始したことを皮切りに、2019年にはペプチスター(株)へのペプチド合成装置を納入、現在は、太陽化学(株)との合弁会社ティエムティ(株)において食品添加物の商業出荷に向けて準備中であるなど、多様な分野でのマイクロ波プロセスの商用化に成功しております。また、あらゆる化学プロセスへのマイクロ波技術の導入を目指して、グリーン、ヘルスケア、エレクトロニクスを重点分野として、幅広い分野において研究開発パイプラインの拡充および積極的な事業開発活動を行っております。

当事業年度においては、コロナ禍の影響により新規案件獲得のための営業活動が停滞し、新規引合い件数が

減少したこと、前事業年度においてフェーズ3の案件が完了したこと等の要因により、前事業年度比で減収減益となりました。当事業年度における売上高は、化学企業等との共同開発に基づく共同開発収益等により458,026千円（前事業年度の売上高は1,052,303千円）を計上しました。一方で、研究開発を積極的に推進した結果、研究開発費362,999千円を含む販売費及び一般管理費は586,628千円となり、営業損失は348,382千円（前事業年度は営業利益28,173千円）となりました。

上記の他、営業外収益3,957千円および営業外費用11,174千円を計上したことにより経常損失は355,599千円（前事業年度は経常利益27,594千円）となり、特別利益で補助金収入17,329千円、特別損失で関係会社株式評価損683,555千円、固定資産圧縮損11,715千円を計上した結果、法人税等控除後の当期純損失は1,036,391千円（前事業年度は当期純利益32,523千円）となりました。

なお、当社は、マイクロ波化学関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

- (※) 化学工業日報（2021年7月2日）化学品生産への応用拡大 50年に世界で導入率10%へ
- 日経ビジネス（2021年9月6日）脱炭素のカギは「レンチン」？ 化学大手がマイクロ波に熱視線
- 化学工業日報（2021年9月21日）SDGs達成に不可欠な革新的技術（社説）
- 日経産業新聞（2021年9月30日）マイクロ波に熱い視線（第2部／化ける化学脱炭素の陣）
- 日刊ケミカルニュース（2021年11月12日）マイクロ波により、化学産業の製造プロセスに革新を起こす（カーボンニュートラル特集）
- 日本経済新聞（2021年12月1日）化学、電気プラントで脱炭素 新興勢が「常識」に風穴

第15期第3四半期累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年12月31日）

当第3四半期累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）におけるわが国経済は、持ち直しの動きが広がりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大、原料の価格高騰や半導体供給の不足等により、先行きに不透明感が増しました。

クリーンテック・グリーンケミカル分野においては、2020年10月、臨時国会で「2050年カーボンニュートラル」が宣言されたことを受け、経済産業省により2兆円のグリーンイノベーション基金が造成されるなど、二酸化炭素排出の削減を経営課題として取り組む企業等に対して、研究開発・実証から社会実装までを継続して支援を行う機運が高まっております。

このような状況下において、当社が研究開発を進めるマイクロ波プロセスは、化石資源ではなく電気由来であり、「内部加熱」「選択加熱」「急速加熱」などの特徴により効率的なエネルギー伝達を可能とするマイクロ波を利用することで、化石資源を利用している従来プロセスと比較して、大幅な二酸化炭素削減が可能であるため、カーボンニュートラル実現に向けた有望なキーテクノロジーとして注目されております。

当社は、2014年に世界初の大規模マイクロ波化学工場である「M3K」を立上げ新聞用インキ原料である脂肪酸ブチルエステルの商業出荷を開始したことを皮切りに、2019年にはペプチスター(株)へのペプチド合成装置を納入、現在は、太陽化学(株)との合弁会社ティエムティ(株)において食品添加物製造工場の立ち上げ準備中であるなど、多様な分野でのマイクロ波プロセスの商用化に成功しております。また、あらゆる化学プロセスへのマイクロ波技術の導入を目指して、グリーン、ヘルスケア、エレクトロニクスを重点分野として、幅広い分野において研究開発パイプラインの拡充および積極的な事業開発活動を行っております。

以上の結果、当第3四半期累計期間における経営成績は、売上高677,655千円、営業利益は14,539千円、経常利益は4,404千円、四半期純損失は2,492千円となりました。

従来より、当社の売上高は、季節的変動が著しく、第4四半期会計期間に売上が集中する傾向にあります。

また、当社は、マイクロ波化学関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

③ キャッシュ・フローの状況

第14期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ430,236千円減少し382,320千円となりました。

当事業年度のキャッシュ・フローの概況は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、287,659千円の支出（前事業年度は55,450千円の収入）となりました。主な要因は、税引前当期純損失が1,033,541千円となった一方、関係会社株式評価損の計上683,555千円、減価償却費の計上65,184千円による増加要因があったことによります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、72,640千円の支出（前事業年度は528,748千円の支出）となりました。主な要因は、研究開発に使用する分析装置、マイクロ波発信器等の機械装置の購買を主とする有形固定資産の取得による支出66,945千円、関係会社株式の取得による支出500,000千円の減少要因があった一方、関係会社長期貸付金の回収による収入500,000千円の増加要因があったことによります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、69,936千円の支出（前事業年度は537,266千円の収入）となりました。主な要因は、長期借入金の返済による支出50,000千円、リース債務の返済による支出19,936千円の減少要因があったことによります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

b. 受注実績

第14期事業年度の受注実績は、次のとおりであります。なお、当社はマイクロ波化学関連事業の単一セグメントであるため、売上高の主な内訳別に記載しております。

区分	第14事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前年同期比 (%)
フェーズ1 (千円)	201,605	165.8
フェーズ2 (千円)	491,219	969.0
合計 (千円)	692,824	402.1

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

c. 販売実績

第14期事業年度の販売実績は、次のとおりであります。なお、当社はマイクロ波化学関連事業の単一セグメントであるため、売上高の主な内訳別に記載しております。

区分	第14事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前年同期比 (%)
フェーズ1 (千円)	211,925	79.3
フェーズ2 (千円)	246,101	132.9
合計 (千円)	458,026	43.5

(注) 1. 最近2事業年度及び第15期第3四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第13事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		第14事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		第15期第3四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
三菱ケミカル(株)	—	—	48,000	10.5	200,532	29.6
ティエムティ(株)	—	—	—	—	200,000	29.5
三井化学(株)	135,694	12.9	121,143	26.4	116,625	17.2
大日本印刷(株)	—	—	87,000	19.0	—	—
太陽化学(株)	—	—	53,300	11.6	—	—
BASF戸田バッテリーマテリアルズ(同)	—	—	48,300	10.5	—	—
ペプチスター(株)	600,000	57.0	—	—	—	—

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 最近2事業年度及び第15期第3四半期累計期間の主な相手先別の販売実績のうち、当該販売実績の総販売実績に対する割合が10%未満の相手先につきましては、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、当事業年度末日における資産および負債、会計年度における収益および費用について会計上の見積りを必要としております。この見積りに関しては、過去の実績および適切な仮定に基づいて合理的に計算しておりますが、実際の結果と相違する場合があります。

当社の財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等

(1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

② 当事業年度の経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容

(売上高)

当事業年度における売上高は、458,026千円(前事業年度の売上高は1,052,303千円)を計上しました。化学企業等との共同開発契約は、初期的な検討であるラボ開発から始まり、次にミニプラント等を用いた実証開発、続いて商業機の装置販売へと進むのが一般的であり、一件当たりの契約金額は、開発ステージが進むほど大きくなる傾向があります。前事業年度においては装置販売がありました。当事業年度はなかったため、売上高が減少しております。

(販売費及び一般管理費)

当事業年度における販売費及び一般管理費は、586,628千円(前事業年度の販売費及び一般管理費は622,951千円)となりました。これは主に、当事業年度より、販売費及び一般管理費のうち、共同開発プロジェクトに関連する経費を売上原価に振替える処理を行っていることによります。

(特別利益)

当事業年度における特別利益は、前事業年度に比べて19,614千円減少し、17,329千円を計上しました。これは、補助金収入が減少したことによるものであります。

(特別損失)

当事業年度における特別損失は、前事業年度に比べて666,105千円増加し、695,271千円を計上しました。これは、当事業年度において関係会社株式評価損を計上したこと等によるものであります。

(資産)

当事業年度末の総資産につきましては、前事業年度末に比べ1,082,645千円減少し、1,701,703千円となりました。

これは主に、現金及び預金が430,236千円、関係会社株式が183,555千円、および関係会社長期貸付金が500,000千円減少したことによります。

(負債)

当事業年度末の負債合計は、前事業年度末に比べ46,254千円減少し、966,017千円となりました。

これは主に、1年内返済予定の長期借入金が50,000千円減少したことによります。

(純資産)

当事業年度末の純資産は、前事業年度末に比べ1,036,391千円減少し、735,685千円となりました。

これは、資本準備金が235,002千円、および利益剰余金が801,389千円減少したためであります。

③ キャッシュ・フロー、資本の財源および資金の流動性

当社は、基盤技術の強化をはかるべく、積極的に研究開発活動を実施してまいりましたが、今後も継続して実施する方針であり、必要な資金は、自己資金、金融機関からの借入金、新株発行による調達資金により充当することとしております。

当社の資金の流動性については、「(1) 経営成績等の状況の概要③ キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

④ 経営方針、経営戦略又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標の分析

経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載の通り、1)新規案件獲得数、2)案件総数の拡大を主な経営指標として重視しており、各指標の進捗度は以下のとおりです。

	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
新規案件獲得数	11件	9件	18件
案件総数	23件	19件	41件

2021年3月期は、コロナ禍の影響により新規案件獲得のための営業活動が停滞し、新規引合い件数が減少したこともあり、各指標は減少しましたが、営業担当者の増員、ウェブセミナーの開催などにより、各指標の改善に取り組んだ結果、2022年3月期においては堅調に推移したものと認識しております。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) 合弁契約

相手先の名称	相手先の住所	契約締結日	契約期間	契約内容
太陽化学株式会社	三重県四日市市	2015年 3月16日	2015年3月16日から (有効期限規定なし)	マイクロ波技術を使用したショ糖エステル製造に関する合弁事業

(2) 特許・ノウハウライセンス契約

相手先の名称	相手先の住所	契約締結日	契約期間	契約内容
ティエムティ株式会社	三重県四日市市	2015年 4月29日	2015年4月29日から 特許が有効に存続する まで	マイクロ波技術を使用したショ糖エステル製造の特許権およびノウハウ実施権許諾

(注) ティエムティ(株)は、当社の関連会社であります。

5 【研究開発活動】

第14期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当社は、マイクロ波プロセスの研究開発に取り組んでおり、当事業年度は、技術プラットフォーム強化および新規パイプライン候補の開発を行いました。

技術プラットフォームの強化については、要素技術群のうち「基盤物性評価」の一つである複素誘電率（物質が持つマイクロ波吸収能の指標）測定技術の強化を重点的に行いました。これにより、高温での複素誘電率の測定精度が改善されるため、これまで以上に幅広い開発案件への対応が可能となります。

新規パイプライン候補の開発については、共同開発によらず当社が独自にシーズ開発を進めるものであり、医薬品領域、ケミカルリサイクル領域での開発を重点的に行いました。

2021年3月31日現在、研究開発本部は24名、エンジニアリング本部は20名在籍しており、これは総従業員数の81.5%に当たります。

当事業年度の研究開発費の総額は362,999千円であります。

第15期第3四半期累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年12月31日）

当社は、マイクロ波プロセスの研究開発に取り組んでおり、当第3四半期累計期間は、技術プラットフォーム強化および新規パイプライン候補の開発を行いました。

2021年12月31日現在、研究開発本部は23名、エンジニアリング本部は22名在籍しており、これは総従業員数の76.3%に当たります。

第15期第3四半期累計期間の研究開発費の総額は292,336千円であります。

なお、当社はマイクロ波化学関連事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載は省略しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第14期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当事業年度における設備投資の総額は44,175千円であり、主として、ラボおよび実証施設における研究開発活動の拡大に伴う分析機器やマイクロ波発信器等の購入によるものであります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第15期第3四半期累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年12月31日）

第15期第3四半期累計期間における設備投資の総額は9,488千円であり、主として、大阪事業所の設備工事によるものであります。

なお、第15期第3四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社は、マイクロ波化学関連事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載はしていません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下の通りであります。

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額								従業員数 (人)	
		建物 (千円)	構築物 (千円)	機械及び装 置 (千円)	車両運搬具 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	リース資産 (千円)	建設仮勘定 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)		合計 (千円)
本社 (大阪府 吹田市)	研究設備	4,188	—	56,748	0	3,263	—	—	—	64,200	32 (3)
大阪事業所 (大阪市 住之江区)	研究設備	75,663	52,628	127,621	198	6,054	375,181	0	— (—) [5,982.87]	637,347	18 (1)

- (注) 1. 土地の[]は賃借土地の面積を外数で記載しております。年間賃借料は38,520千円であります。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数の年間平均人員を()内に外数で記載しております。
3. 現在休止中の主要な設備はありません。
4. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
5. 当社は、マイクロ波化学関連事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載はしていません。

3 【設備の新設、除却等の計画】 (2022年4月30日現在)

(1) 重要な設備の新設

研究開発能力の増強を推進するものとして、2023年3月期より研究開発設備の新規導入を計画している他、本社・ラボの移転および拡張、実証棟の新設を計画しております。

なお、当社はマイクロ波化学関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額 (千円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
		総額	既支払額				
大阪事業所 (大阪市住之 江区)	研究開発設備	56,471	—	増資資金、 自己資金お よび借入金	2022年10月	2023年3月	注2
本社(大阪府 吹田市)	研究開発設備	97,320	—		2023年4月	2024年3月	注2
	研究開発設備	194,640	—		2024年4月	2025年3月	注2
大阪事業所 (大阪市住之 江区)	研究開発設備	291,960	—		2025年4月	2026年3月	注2
	研究開発設備	496,600	—		2026年4月	2027年3月	注2
本社(大阪府 吹田市)	本社・ラボ工事	117,360	—		2023年4月	2024年3月	注3
	研究開発設備	78,240	—		2023年4月	2024年3月	注3
大阪事業所 (大阪市住之 江区)	実証棟工事	284,721	—		2024年4月	2025年3月	注4

(注) 1. 上表の金額は、消費税等を含んでおりません。

2. 2023年3月期以降において設備投資を計画する、反応器、用役設備、分析機器、ソフトウェア等であります。これらは主として、研究開発の幅を広げるものであり、生産性の増加能力の計数的把握は困難ですが、研究開発の能力を増加させることを目的としております。

3. 2023年3月期以降、研究員や事業開発担当者の増員を計画しており、本社・ラボの移転および拡張とラボ機能の増強を図るものです。生産性の増加能力の計数的把握は困難ですが、研究開発の能力を増加させることを目的としております。

4. フェーズ2およびフェーズ3の開発案件は、現在、第一実証棟および第二実証棟で対応しておりますが、これらの開発案件への対応力を高める目的で、第三実証棟を建設するものです。生産性の増加能力の計数的把握は困難ですが、研究開発の能力を増加させることを目的としております。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	53,000,000
計	53,000,000

- (注) 1. 2022年2月10日開催の臨時株主総会決議において、定款の一部変更を行い、同日付で発行可能株式総数は350,000株増加し、530,000株となりました。
2. 2022年3月31日付で普通株式を対価とする取得条項に基づき、A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式、D種種類株式、E種種類株式、F種種類株式及びG種種類株式の全てを当社が取得し、引き換えにこれらの種類株式の株主に対して普通株式の交付を行い、同日付で当社が取得したこれらの種類株式の全てを消却しております。また、2022年4月1日開催の臨時株主総会において、種類株式に関する定款の定めを廃止しました。
3. 2022年4月1日開催の取締役会において、同日付で効力発生する株式分割に伴う定款の一部変更を行い、発行可能株式総数は52,470,000株増加し、53,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	13,443,400	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	13,443,400	—	—

- (注) 1. 2022年3月31日付で普通株式を対価とする取得条項に基づき、A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式、D種種類株式、E種種類株式、F種種類株式及びG種種類株式の全てを当社が取得し、引き換えにこれらの種類株式の株主に対して普通株式の交付を行い、同日付で当社が取得したこれらの種類株式の全てを消却しております。
2. 2022年3月4日開催の取締役会の決議により、2022年4月1日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより、発行済株式数は13,308,966株増加し、13,443,400株となっております。
3. 2022年4月1日開催の臨時株主総会決議により定款の一部変更が行われ、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

a 第2回新株予約権 2014年12月22日臨時株主総会決議および2014年12月11日取締役会決議

決議年月日	2014年12月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 16(注) 8
新株予約権の数(個)*	1,924
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)*	普通株式 1,924[192,400](注) 1,7
新株予約権の行使時の払込金額(円)*	3,200[32](注) 2,7
新株予約権の行使期間*	2016年12月23日から 2024年12月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)*	発行価格 3,200[32](注) 7 資本組入額 1,600[16](注) 7
新株予約権の行使の条件*	(注) 3,4
新株予約権の譲渡に関する事項*	(注) 5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項*	(注) 6

*最近事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年4月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については、最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は100株です。新株予約権の目的となる株式の数については次のとおり調整されることがあります。

(1) 本新株予約権の割当日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的である株式数を以下の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。なお、以下の算式において「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式の分割又は併合の効力発生日の翌日以降、適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 本新株予約権の割当日後において、当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合(当社が有する自己株式を処分する場合を含む。)には、当社は、取締役会の決議をもって、本新株予約権の価値が当該行為の前後で変動しないようにするために適当と認める本新株予約権1個当たりの目的である株式数の調整を行う。

2. (1) 本新株予約権の割当日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 本新株予約権の割当日後において、当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合(当社が有する自己株式を処分する場合を含む。)には、当社は、取締役会の決議をもって、本新株予約権の価値が当該行為の前後で変動しないようにするために適当と認める行使価額の調整を行う。

3. (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、当社は取締役会の決議によって取得事由が生じた本新株予約権の行使を認めることがない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも本新株予約権は行使できなくなるも

のとする。

- (2) 当社が組織再編を行うときに、当該組織再編にかかる契約又は計画において、本新株予約権の権利者に対して本新株予約権に代わる再編会社の新株予約権を交付することが定められなかった場合には、かかる場合に会社法に基づく新株予約権の買取請求権の行使が可能となる日の前日の正午において、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
 - (3) 権利者は、本新株予約権の行使時において、当社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役、執行役、監査役、使用人、又は社外協力者の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
 - (4) 本新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
 - (5) 権利者は、当社の株式公開（当社の株式が店頭売買有価証券の登録を受け、又はいずれかの証券取引所に上場され取引が開始されることをいう。以下同じ。）の日まで（同日を含まない。）は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、取締役会決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。
 - (6) 権利者が1個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数に1株未満の端数があるときは、会社法第283条本文の規定に従うものとする。
 - (7) 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人による新株予約権の相続は認めないものとし、死亡の日をもって新株予約権は行使できなくなるものとする。
 - (8) その他の行使の条件は、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
4. 当社が本新株予約権を取得することができる事由（以下「取得事由」という。）及び取得の条件
- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（これらを総称して「組織再編」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われた場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって本新株予約権を時価にて取得することができる。なお、「時価」とは、
 - (i) 当社の株式公開前は、直近に当社が発行又は処分した当社普通株式の新株発行価格又は処分価格（新株発行価格又は処分価格が株式を引き受けるものに特に有利な金額でないものに限る。以下「直近処分価格」という。）（但し、当社の取締役会が当社の費用負担により当社の指名した第三者機関による価格算定を希望した場合は、当該第三者機関による算定価格と直近処分価格のいずれか低い方の金額とする。）から取得日における1株当たりの行使価額を控除して得た金額に、取得日における本新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じて得た金額とし、
 - (ii) 当社の株式公開後は、取得日に先立つ直近30取引日における当社普通株式が上場する証券取引所（但し、上場する証券取引所が複数ある場合には、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる証券取引所）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日数を除く。）から取得日における1株当たりの行使価額を控除して得た金額に、取得日における本新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じて得た金額をいうものとする。なお、かかる平均値は円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - (2) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が禁固刑以上の刑に処せられた場合
 - ② 権利者が当社等と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは従業員に就任する等、名目を問わず当社等と競合した場合。但し、当社の承認を得た場合を除く。
 - ③ 権利者が重大な法令違反その他不正行為により当社等の信用を著しく損ねた場合
 - ④ 権利者が本項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に重大な点において違反した場合
 - (3) 権利者が当社等の取締役、執行役、監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が当社等により正当な理由により懲戒に処せられた場合
 - ② 権利者が取締役、執行役又は監査役の子分を有する場合にあつては、権利者が取締役、執行役又は監査役としての忠実義務等当社等に対する重要な義務に明らかに違反した場合

- (4) 権利者が本新株予約権を放棄した場合、その他何らかの理由により本新株予約権を行使することができなくなった場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (5) 当社は、前各号に定める取得の事由が生じた新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。
5. 本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
 6. 当社が組織再編を行う場合は、手続に応じてそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って権利者に交付することができる。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編の条件等を勘案の上、第1項に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編の条件等を勘案の上、第2項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、前号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
第3項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第3項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編にかかる契約書又は計画において定めるものとする。
 - (7) 譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社が取締役会設置会社の場合は取締役会の承認を、取締役会非設置会社の場合は株主総会又は代表取締役等の権限を有する機関の承認を要するものとする。
 7. 2022年4月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
 8. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名、当社従業員12名となっております。

b 第3回新株予約権 2018年3月30日臨時株主総会決議および2019年3月28日取締役会決議

決議年月日	2019年3月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 31(注) 8
新株予約権の数(個)*	8,404[8,384]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)*	普通株式 8,404[838,400](注) 1, 7
新株予約権の行使時の払込金額(円)*	30,158[302](注) 2, 7
新株予約権の行使期間*	2021年3月29日から 2029年3月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)*	発行価格 30,158[302](注) 7 資本組入額 15,079[151](注) 7
新株予約権の行使の条件*	(注) 3, 4
新株予約権の譲渡に関する事項*	(注) 5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項*	(注) 6

*最近事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年4月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については、最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は100株です。新株予約権の目的となる株式の数については次のとおり調整されることがあります。

(1) 本新株予約権の割当日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的である株式数を以下の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。なお、以下の算式において「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式の分割又は併合の効力発生日の翌日以降、適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 本新株予約権の割当日後において、当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合(当社が有する自己株式を処分する場合を含む。)には、当社は、取締役会の決議をもって、本新株予約権の価値が当該行為の前後で変動しないようにするために適当と認める本新株予約権1個当たりの目的である株式数の調整を行う。

2. (1) 本新株予約権の割当日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 本新株予約権の割当日後において、当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合(当社が有する自己株式を処分する場合を含む。)には、当社は、取締役会の決議をもって、本新株予約権の価値が当該行為の前後で変動しないようにするために適当と認める行使価額の調整を行う。

3. (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、当社は取締役会の決議によって取得事由が生じた本新株予約権の行使を認めることができない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも本新株予約権は行使できなくなるものとする。

(2) 当社が組織再編を行うときに、当該組織再編にかかる契約又は計画において、本新株予約権の権利者に

対して本新株予約権に代わる再編会社の新株予約権を交付することが定められなかった場合には、かかる場合に会社法に基づく新株予約権の買取請求権の行使が可能となる日の前日の正午において、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

- (3) 権利者は、本新株予約権の行使時において、当社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役、執行役、監査役、使用人、又は社外協力者の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
 - (4) 本新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
 - (5) 権利者は、当社の株式公開（当社の株式が店頭売買有価証券の登録を受け、又はいずれかの証券取引所に上場され取引が開始されることをいう。以下同じ。）の日まで（同日を含まない。）は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、取締役会決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。
 - (6) 権利者が1個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数に1株未満の端数があるときは、会社法第283条本文の規定に従うものとする。
 - (7) 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人による新株予約権の相続は認めないものとし、死亡の日をもって新株予約権は行使できなくなるものとする。
 - (8) その他の行使の条件は、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
4. 当社が本新株予約権を取得することができる事由（以下「取得事由」という。）及び取得の条件
- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（これらを総称して「組織再編」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われた場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって本新株予約権を時価にて取得することができる。なお、「時価」とは、
 - (i) 当社の株式公開前は、直近に当社が発行又は処分した当社普通株式の新株発行価格又は処分価格（新株発行価格又は処分価格が株式を引き受けるものに特に有利な金額でないものに限る。以下「直近処分価格」という。）（但し、当社の取締役会が当社の費用負担により当社の指名した第三者機関による価格算定を希望した場合は、当該第三者機関による算定価格と直近処分価格のいずれか低い方の金額とする。）から取得日における1株当たりの行使価額を控除して得た金額に、取得日における本新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じて得た金額とし、
 - (ii) 当社の株式公開後は、取得日に先立つ直近30取引日における当社普通株式が上場する証券取引所（但し、上場する証券取引所が複数ある場合には、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる証券取引所）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日数を除く。）から取得日における1株当たりの行使価額を控除して得た金額に、取得日における本新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じて得た金額をいうものとする。なお、かかる平均値は円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - (2) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が禁固刑以上の刑に処せられた場合
 - ② 権利者が当社等と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは従業員に就任する等、名目を問わず当社等と競合した場合。但し、当社の承認を得た場合を除く。
 - ③ 権利者が重大な法令違反その他不正行為により当社等の信用を著しく損ねた場合
 - ④ 権利者が本項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に重大な点において違反した場合
 - (3) 権利者が当社等の取締役、執行役、監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が当社等により正当な理由により懲戒に処せられた場合
 - ② 権利者が取締役、執行役又は監査役の子分を有する場合にあつては、権利者が取締役、執行役又は監査役としての忠実義務等当社等に対する重要な義務に明らかに違反した場合
 - (4) 権利者が本新株予約権を放棄した場合、その他何らかの理由により本新株予約権を行使することができなくなった場合であつて、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したとき

- は、当社は、当該日をもって本新株予約権を無償で取得することができる。
- (5) 当社は、前各号に定める取得の事由が生じた新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。
5. 本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
6. 当社が組織再編を行う場合は、手続に応じてそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って権利者に交付することができる。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編の条件等を勘案の上、第1項に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編の条件等を勘案の上、第2項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、前号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
第3項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第3項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編にかかる契約書又は計画において定めるものとする。
- (7) 譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社が取締役会設置会社の場合は取締役会の承認を、取締役会非設置会社の場合は株主総会又は代表取締役等の権限を有する機関の承認を要するものとする。
7. 2022年4月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
8. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役3名、当社従業員27名となっております。

c 第4回①新株予約権 2020年2月13日臨時株主総会決議および2020年3月13日取締役会決議

決議年月日	2020年3月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1
新株予約権の数(個)*	300
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)*	普通株式 300[30,000] (注) 1, 7
新株予約権の行使時の払込金額(円)*	43,036[431] (注) 2, 7
新株予約権の行使期間*	2022年3月14日から 2030年3月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)*	発行価格 43,036[431] (注) 7 資本組入額 21,518[216] (注) 7
新株予約権の行使の条件*	(注) 3, 4
新株予約権の譲渡に関する事項*	(注) 5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項*	(注) 6

*最近事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年4月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については、最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は100株です。新株予約権の目的となる株式の数については次のとおり調整されることがあります。

(1) 本新株予約権の割当日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的である株式数を以下の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。なお、以下の算式において「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式の分割又は併合の効力発生日の翌日以降、適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 本新株予約権の割当日後において、当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合(当社が有する自己株式を処分する場合を含む。)には、当社は、取締役会の決議をもって、本新株予約権の価値が当該行為の前後で変動しないようにするために適当と認める本新株予約権1個当たりの目的である株式数の調整を行う。

2. (1) 本新株予約権の割当日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 本新株予約権の割当日後において、当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合(当社が有する自己株式を処分する場合を含む。)には、当社は、取締役会の決議をもって、本新株予約権の価値が当該行為の前後で変動しないようにするために適当と認める行使価額の調整を行う。

3. (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、当社は取締役会の決議によって取得事由が生じた本新株予約権の行使を認めることができないものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも本新株予約権は行使できなくなるものとする。

(2) 当社が組織再編を行うときに、当該組織再編にかかる契約又は計画において、本新株予約権の権利者に対して本新株予約権に代わる再編会社の新株予約権を交付することが定められなかった場合には、か

かる場合に会社法に基づく新株予約権の買取請求権の行使が可能となる日の前日の正午において、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

- (3) 権利者は、本新株予約権の行使時において、当社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役、執行役、監査役、使用人、又は社外協力者の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
 - (4) 本新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
 - (5) 権利者は、当社の株式公開（当社の株式が店頭売買有価証券の登録を受け、又はいずれかの証券取引所に上場され取引が開始されることをいう。以下同じ。）の日まで（同日を含まない。）は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、取締役会決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。
 - (6) 権利者が1個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数に1株未満の端数があるときは、会社法第283条本文の規定に従うものとする。
 - (7) 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人による新株予約権の相続は認めないものとし、死亡の日をもって新株予約権は行使できなくなるものとする。
 - (8) その他の行使の条件は、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
4. 当社が本新株予約権を取得することができる事由（以下「取得事由」という。）及び取得の条件
- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（これらを総称して「組織再編」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われた場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって本新株予約権を時価にて取得することができる。なお、「時価」とは、
 - (i) 当社の株式公開前は、直近に当社が発行又は処分した当社普通株式の新株発行価格又は処分価格（新株発行価格又は処分価格が株式を引き受けるものに特に有利な金額でないものに限る。以下「直近処分価格」という。）（但し、当社の取締役会が当社の費用負担により当社の指名した第三者機関による価格算定を希望した場合は、当該第三者機関による算定価格と直近処分価格のいずれか低い方の金額とする。）から取得日における1株当たりの行使価額を控除して得た金額に、取得日における本新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じて得た金額とし、
 - (ii) 当社の株式公開後は、取得日に先立つ直近30取引日における当社普通株式が上場する証券取引所（但し、上場する証券取引所が複数ある場合には、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる証券取引所）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日数を除く。）から取得日における1株当たりの行使価額を控除して得た金額に、取得日における本新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じて得た金額をいうものとする。なお、かかる平均値は円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - (2) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が禁固刑以上の刑に処せられた場合
 - ② 権利者が当社等と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは従業員に就任する等、名目を問わず当社等と競合した場合。但し、当社の承認を得た場合を除く。
 - ③ 権利者が重大な法令違反その他不正行為により当社等の信用を著しく損ねた場合
 - ④ 権利者が本項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に重大な点において違反した場合
 - (3) 権利者が当社等の取締役、執行役、監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が当社等により正当な理由により懲戒に処せられた場合
 - ② 権利者が取締役、執行役又は監査役の子会社等である場合には、権利者が取締役、執行役又は監査役としての忠実義務等当社等に対する重要な義務に明らかに違反した場合
 - (4) 権利者が本新株予約権を放棄した場合、その他何らかの理由により本新株予約権を行使することができなくなった場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって本新株予約権を無償で取得することができる。

- (5) 当社は、前各号に定める取得の事由が生じた新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。
5. 本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
6. 当社が組織再編を行う場合は、手続に応じてそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って権利者に交付することができる。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編の条件等を勘案の上、第1項に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編の条件等を勘案の上、第2項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、前号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
第3項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第3項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編にかかる契約書又は計画において定めるものとする。
 - (7) 譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社が取締役会設置会社の場合は取締役会の承認を、取締役会非設置会社の場合は株主総会又は代表取締役等の権限を有する機関の承認を要するものとする。
7. 2022年4月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

d 第4回②新株予約権 2020年2月13日臨時株主総会決議および2020年4月15日取締役会決議

決議年月日	2020年4月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個)*	100
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)*	普通株式 100[10,000] (注) 1, 7
新株予約権の行使時の払込金額(円)*	43,036[431] (注) 2, 7
新株予約権の行使期間*	2022年4月16日から 2030年4月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)*	発行価格 43,036[431] (注) 7 資本組入額 21,518[216] (注) 7
新株予約権の行使の条件*	(注) 3, 4
新株予約権の譲渡に関する事項*	(注) 5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項*	(注) 6

*最近事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年4月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については、最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は100株です。新株予約権の目的となる株式の数については次のとおり調整されることがあります。

- (1) 本新株予約権の割当日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的である株式数を以下の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。なお、以下の算式において「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式の分割又は併合の効力発生日の翌日以降、適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 本新株予約権の割当日後において、当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合(当社が有する自己株式を処分する場合を含む。)には、当社は、取締役会の決議をもって、本新株予約権の価値が当該行為の前後で変動しないようにするために適当と認める本新株予約権1個当たりの目的である株式数の調整を行う。
2. (1) 本新株予約権の割当日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 本新株予約権の割当日後において、当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合(当社が有する自己株式を処分する場合を含む。)には、当社は、取締役会の決議をもって、本新株予約権の価値が当該行為の前後で変動しないようにするために適当と認める行使価額の調整を行う。
3. (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、当社は取締役会の決議によって取得事由が生じた本新株予約権の行使を認めることができないものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (2) 当社が組織再編を行うときに、当該組織再編にかかる契約又は計画において、本新株予約権の権利者に対して本新株予約権に代わる再編会社の新株予約権を交付することが定められなかった場合には、か

かる場合に会社法に基づく新株予約権の買取請求権の行使が可能となる日の前日の正午において、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

- (3) 権利者は、本新株予約権の行使時において、当社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役、執行役、監査役、使用人、又は社外協力者の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
 - (4) 本新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
 - (5) 権利者は、当社の株式公開（当社の株式が店頭売買有価証券の登録を受け、又はいずれかの証券取引所に上場され取引が開始されることをいう。以下同じ。）の日まで（同日を含まない。）は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、取締役会決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。
 - (6) 権利者が1個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数に1株未満の端数があるときは、会社法第283条本文の規定に従うものとする。
 - (7) 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人による新株予約権の相続は認めないものとし、死亡の日をもって新株予約権は行使できなくなるものとする。
 - (8) その他の行使の条件は、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
4. 当社が本新株予約権を取得することができる事由（以下「取得事由」という。）及び取得の条件
- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（これらを総称して「組織再編」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われた場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって本新株予約権を時価にて取得することができる。なお、「時価」とは、
 - (i) 当社の株式公開前は、直近に当社が発行又は処分した当社普通株式の新株発行価格又は処分価格（新株発行価格又は処分価格が株式を引き受けるものに特に有利な金額でないものに限る。以下「直近処分価格」という。）（但し、当社の取締役会が当社の費用負担により当社の指名した第三者機関による価格算定を希望した場合は、当該第三者機関による算定価格と直近処分価格のいずれか低い方の金額とする。）から取得日における1株当たりの行使価額を控除して得た金額に、取得日における本新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じて得た金額とし、
 - (ii) 当社の株式公開後は、取得日に先立つ直近30取引日における当社普通株式が上場する証券取引所（但し、上場する証券取引所が複数ある場合には、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる証券取引所）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日数を除く。）から取得日における1株当たりの行使価額を控除して得た金額に、取得日における本新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じて得た金額をいうものとする。なお、かかる平均値は円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - (2) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が禁固刑以上の刑に処せられた場合
 - ② 権利者が当社等と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは従業員に就任する等、名目を問わず当社等と競合した場合。但し、当社の承認を得た場合を除く。
 - ③ 権利者が重大な法令違反その他不正行為により当社等の信用を著しく損ねた場合
 - ④ 権利者が本項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に重大な点において違反した場合
 - (3) 権利者が当社等の取締役、執行役、監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が当社等により正当な理由により懲戒に処せられた場合
 - ② 権利者が取締役、執行役又は監査役としての忠実義務等当社等に対する重要な義務に明らかに違反した場合
 - (4) 権利者が本新株予約権を放棄した場合、その他何らかの理由により本新株予約権を行使することができなくなった場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって本新株予約権を無償で取得することができる。

- (5) 当社は、前各号に定める取得の事由が生じた新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。
5. 本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
6. 当社が組織再編を行う場合は、手続に応じてそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って権利者に交付することができる。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編の条件等を勘案の上、第1項に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編の条件等を勘案の上、第2項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、前号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
第3項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第3項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編にかかる契約書又は計画において定めるものとする。
 - (7) 譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社が取締役会設置会社の場合は取締役会の承認を、取締役会非設置会社の場合は株主総会又は代表取締役等の権限を有する機関の承認を要するものとする。
7. 2022年4月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

e 第4回③新株予約権 2020年2月13日臨時株主総会決議および2020年7月15日取締役会決議

決議年月日	2020年7月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 28(注) 8
新株予約権の数(個)*	2,497[2,475]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)*	普通株式 2,497[247,500](注) 1,7
新株予約権の行使時の払込金額(円)*	43,036[431](注) 2,7
新株予約権の行使期間*	2022年7月16日から 2030年7月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)*	発行価格 43,036[431](注) 7 資本組入額 21,518[216](注) 7
新株予約権の行使の条件*	(注) 3,4
新株予約権の譲渡に関する事項*	(注) 5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項*	(注) 6

*最近事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年4月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については、最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は100株です。新株予約権の目的となる株式の数については次のとおり調整されることがあります。

- (1) 本新株予約権の割当日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的である株式数を以下の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。なお、以下の算式において「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式の分割又は併合の効力発生日の翌日以降、適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 本新株予約権の割当日後において、当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合(当社が有する自己株式を処分する場合を含む。)には、当社は、取締役会の決議をもって、本新株予約権の価値が当該行為の前後で変動しないようにするために適当と認める本新株予約権1個当たりの目的である株式数の調整を行う。
2. (1) 本新株予約権の割当日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 本新株予約権の割当日後において、当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合(当社が有する自己株式を処分する場合を含む。)には、当社は、取締役会の決議をもって、本新株予約権の価値が当該行為の前後で変動しないようにするために適当と認める行使価額の調整を行う。
3. (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、当社は取締役会の決議によって取得事由が生じた本新株予約権の行使を認めることができないものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (2) 当社が組織再編を行うときに、当該組織再編にかかる契約又は計画において、本新株予約権の権利者に対して本新株予約権に代わる再編会社の新株予約権を交付することが定められなかった場合には、か

かる場合に会社法に基づく新株予約権の買取請求権の行使が可能となる日の前日の正午において、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

- (3) 権利者は、本新株予約権の行使時において、当社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役、執行役、監査役、使用人、又は社外協力者の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
 - (4) 本新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
 - (5) 権利者は、当社の株式公開（当社の株式が店頭売買有価証券の登録を受け、又はいずれかの証券取引所に上場され取引が開始されることをいう。以下同じ。）の日まで（同日を含まない。）は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、取締役会決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。
 - (6) 権利者が1個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数に1株未満の端数があるときは、会社法第283条本文の規定に従うものとする。
 - (7) 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人による新株予約権の相続は認めないものとし、死亡の日をもって新株予約権は行使できなくなるものとする。
 - (8) その他の行使の条件は、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
4. 当社が本新株予約権を取得することができる事由（以下「取得事由」という。）及び取得の条件
- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（これらを総称して「組織再編」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われた場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって本新株予約権を時価にて取得することができる。なお、「時価」とは、
 - (i) 当社の株式公開前は、直近に当社が発行又は処分した当社普通株式の新株発行価格又は処分価格（新株発行価格又は処分価格が株式を引き受けるものに特に有利な金額でないものに限る。以下「直近処分価格」という。）（但し、当社の取締役会が当社の費用負担により当社の指名した第三者機関による価格算定を希望した場合は、当該第三者機関による算定価格と直近処分価格のいずれか低い方の金額とする。）から取得日における1株当たりの行使価額を控除して得た金額に、取得日における本新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じて得た金額とし、
 - (ii) 当社の株式公開後は、取得日に先立つ直近30取引日における当社普通株式が上場する証券取引所（但し、上場する証券取引所が複数ある場合には、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる証券取引所）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日数を除く。）から取得日における1株当たりの行使価額を控除して得た金額に、取得日における本新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じて得た金額をいうものとする。なお、かかる平均値は円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - (2) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が禁固刑以上の刑に処せられた場合
 - ② 権利者が当社等と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは従業員に就任する等、名目を問わず当社等と競合した場合。但し、当社の承認を得た場合を除く。
 - ③ 権利者が重大な法令違反その他不正行為により当社等の信用を著しく損ねた場合
 - ④ 権利者が本項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に重大な点において違反した場合
 - (3) 権利者が当社等の取締役、執行役、監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が当社等により正当な理由により懲戒に処せられた場合
 - ② 権利者が取締役、執行役又は監査役の子分を有する場合にあつては、権利者が取締役、執行役又は監査役としての忠実義務等当社等に対する重要な義務に明らかに違反した場合
 - (4) 権利者が本新株予約権を放棄した場合、その他何らかの理由により本新株予約権を行使することができなくなった場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって本新株予約権を無償で取得することができる。

- (5) 当社は、前各号に定める取得の事由が生じた新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。
5. 本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
6. 当社が組織再編を行う場合は、手続に応じてそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って権利者に交付することができる。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編の条件等を勘案の上、第1項に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編の条件等を勘案の上、第2項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、前号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
第3項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第3項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編にかかる契約書又は計画において定めるものとする。
 - (7) 譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社が取締役会設置会社の場合は取締役会の承認を、取締役会非設置会社の場合は株主総会又は代表取締役等の権限を有する機関の承認を要するものとする。
7. 2022年4月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
8. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員25名となっております。

f 第4回④新株予約権 2020年2月13日臨時株主総会決議および2020年8月19日取締役会決議

決議年月日	2020年8月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 14(注) 8
新株予約権の数(個)*	460[442]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)*	普通株式 460[44, 200](注) 1, 7
新株予約権の行使時の払込金額(円)*	43,036[431](注) 2, 7
新株予約権の行使期間*	2022年8月20日から 2030年8月19日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)*	発行価格 43,036[431](注) 7 資本組入額 21,518[216](注) 7
新株予約権の行使の条件*	(注) 3, 4
新株予約権の譲渡に関する事項*	(注) 5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項*	(注) 6

*最近事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年4月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については、最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は100株です。新株予約権の目的となる株式の数については次のとおり調整されることがあります。

(1) 本新株予約権の割当日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的である株式数を以下の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。なお、以下の算式において「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式の分割又は併合の効力発生日の翌日以降、適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 本新株予約権の割当日後において、当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合(当社が有する自己株式を処分する場合を含む。)には、当社は、取締役会の決議をもって、本新株予約権の価値が当該行為の前後で変動しないようにするために適当と認める本新株予約権1個当たりの目的である株式数の調整を行う。

2. (1) 本新株予約権の割当日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 本新株予約権の割当日後において、当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合(当社が有する自己株式を処分する場合を含む。)には、当社は、取締役会の決議をもって、本新株予約権の価値が当該行為の前後で変動しないようにするために適当と認める行使価額の調整を行う。

3. (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、当社は取締役会の決議によって取得事由が生じた本新株予約権の行使を認めることができないものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも本新株予約権は行使できなくなるものとする。

(2) 当社が組織再編を行うときに、当該組織再編にかかる契約又は計画において、本新株予約権の権利者に対して本新株予約権に代わる再編会社の新株予約権を交付することが定められなかった場合には、か

かる場合に会社法に基づく新株予約権の買取請求権の行使が可能となる日の前日の正午において、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

- (3) 権利者は、本新株予約権の行使時において、当社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役、執行役、監査役、使用人、又は社外協力者の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
 - (4) 本新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
 - (5) 権利者は、当社の株式公開（当社の株式が店頭売買有価証券の登録を受け、又はいずれかの証券取引所に上場され取引が開始されることをいう。以下同じ。）の日まで（同日を含まない。）は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、取締役会決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。
 - (6) 権利者が1個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数に1株未満の端数があるときは、会社法第283条本文の規定に従うものとする。
 - (7) 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人による新株予約権の相続は認めないものとし、死亡の日をもって新株予約権は行使できなくなるものとする。
 - (8) その他の行使の条件は、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
4. 当社が本新株予約権を取得することができる事由（以下「取得事由」という。）及び取得の条件
- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（これらを総称して「組織再編」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われた場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって本新株予約権を時価にて取得することができる。なお、「時価」とは、
 - (i) 当社の株式公開前は、直近に当社が発行又は処分した当社普通株式の新株発行価格又は処分価格（新株発行価格又は処分価格が株式を引き受けるものに特に有利な金額でないものに限る。以下「直近処分価格」という。）（但し、当社の取締役会が当社の費用負担により当社の指名した第三者機関による価格算定を希望した場合は、当該第三者機関による算定価格と直近処分価格のいずれか低い方の金額とする。）から取得日における1株当たりの行使価額を控除して得た金額に、取得日における本新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じて得た金額とし、
 - (ii) 当社の株式公開後は、取得日に先立つ直近30取引日における当社普通株式が上場する証券取引所（但し、上場する証券取引所が複数ある場合には、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる証券取引所）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日数を除く。）から取得日における1株当たりの行使価額を控除して得た金額に、取得日における本新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じて得た金額をいうものとする。なお、かかる平均値は円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - (2) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が禁固刑以上の刑に処せられた場合
 - ② 権利者が当社等と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは従業員に就任する等、名目を問わず当社等と競合した場合。但し、当社の承認を得た場合を除く。
 - ③ 権利者が重大な法令違反その他不正行為により当社等の信用を著しく損ねた場合
 - ④ 権利者が本項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に重大な点において違反した場合
 - (3) 権利者が当社等の取締役、執行役、監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が当社等により正当な理由により懲戒に処せられた場合
 - ② 権利者が取締役、執行役又は監査役の子会社等である場合には、権利者が取締役、執行役又は監査役としての忠実義務等当社等に対する重要な義務に明らかに違反した場合
 - (4) 権利者が本新株予約権を放棄した場合、その他何らかの理由により本新株予約権を行使することができなくなった場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって本新株予約権を無償で取得することができる。

- (5) 当社は、前各号に定める取得の事由が生じた新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。
5. 本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
6. 当社が組織再編を行う場合は、手続に応じてそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って権利者に交付することができる。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編の条件等を勘案の上、第1項に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編の条件等を勘案の上、第2項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、前号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
第3項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第3項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編にかかる契約書又は計画において定めるものとする。
 - (7) 譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社が取締役会設置会社の場合は取締役会の承認を、取締役会非設置会社の場合は株主総会又は代表取締役等の権限を有する機関の承認を要するものとする。
7. 2022年4月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
8. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員12名となっております。

決議年月日	2021年2月1日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 11(注) 8
新株予約権の数(個)*	822[790]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)*	普通株式 822[79,000](注) 1, 7
新株予約権の行使時の払込金額(円)*	43,036[431](注) 2, 7
新株予約権の行使期間*	2023年2月2日から 2031年2月1日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)*	発行価格 43,036[431](注) 7 資本組入額 21,518[216](注) 7
新株予約権の行使の条件*	(注) 3, 4
新株予約権の譲渡に関する事項*	(注) 5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項*	(注) 6

*最近事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年4月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については、最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は100株です。新株予約権の目的となる株式の数については次のとおり調整されることがあります。

- (1) 本新株予約権の割当日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的である株式数を以下の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。なお、以下の算式において「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式の分割又は併合の効力発生日の翌日以降、適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 本新株予約権の割当日後において、当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合(当社が有する自己株式を処分する場合を含む。)には、当社は、取締役会の決議をもって、本新株予約権の価値が当該行為の前後で変動しないようにするために適当と認める本新株予約権1個当たりの目的である株式数の調整を行う。
2. (1) 本新株予約権の割当日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 本新株予約権の割当日後において、当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合(当社が有する自己株式を処分する場合を含む。)には、当社は、取締役会の決議をもって、本新株予約権の価値が当該行為の前後で変動しないようにするために適当と認める行使価額の調整を行う。
3. (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、当社は取締役会の決議によって取得事由が生じた本新株予約権の行使を認めることができないものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (2) 当社が組織再編を行うときに、当該組織再編にかかる契約又は計画において、本新株予約権の権利者に対して本新株予約権に代わる再編会社の新株予約権を交付することが定められなかった場合には、か

かる場合に会社法に基づく新株予約権の買取請求権の行使が可能となる日の前日の正午において、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

- (3) 権利者は、本新株予約権の行使時において、当社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役、執行役、監査役、使用人、又は社外協力者の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
 - (4) 本新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
 - (5) 権利者は、当社の株式公開（当社の株式が店頭売買有価証券の登録を受け、又はいずれかの証券取引所に上場され取引が開始されることをいう。以下同じ。）の日まで（同日を含まない。）は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、取締役会決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。
 - (6) 権利者が1個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数に1株未満の端数があるときは、会社法第283条本文の規定に従うものとする。
 - (7) 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人による新株予約権の相続は認めないものとし、死亡の日をもって新株予約権は行使できなくなるものとする。
 - (8) その他の行使の条件は、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
4. 当社が本新株予約権を取得することができる事由（以下「取得事由」という。）及び取得の条件
- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（これらを総称して「組織再編」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われた場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって本新株予約権を時価にて取得することができる。なお、「時価」とは、
 - (i) 当社の株式公開前は、直近に当社が発行又は処分した当社普通株式の新株発行価格又は処分価格（新株発行価格又は処分価格が株式を引き受けるものに特に有利な金額でないものに限る。以下「直近処分価格」という。）（但し、当社の取締役会が当社の費用負担により当社の指名した第三者機関による価格算定を希望した場合は、当該第三者機関による算定価格と直近処分価格のいずれか低い方の金額とする。）から取得日における1株当たりの行使価額を控除して得た金額に、取得日における本新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じて得た金額とし、
 - (ii) 当社の株式公開後は、取得日に先立つ直近30取引日における当社普通株式が上場する証券取引所（但し、上場する証券取引所が複数ある場合には、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる証券取引所）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日数を除く。）から取得日における1株当たりの行使価額を控除して得た金額に、取得日における本新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じて得た金額をいうものとする。なお、かかる平均値は円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - (2) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が禁固刑以上の刑に処せられた場合
 - ② 権利者が当社等と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは従業員に就任する等、名目を問わず当社等と競合した場合。但し、当社の承認を得た場合を除く。
 - ③ 権利者が重大な法令違反その他不正行為により当社等の信用を著しく損ねた場合
 - ④ 権利者が本項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に重大な点において違反した場合
 - (3) 権利者が当社等の取締役、執行役、監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が当社等により正当な理由により懲戒に処せられた場合
 - ② 権利者が取締役、執行役又は監査役の子会社等である場合は、権利者が取締役、執行役又は監査役としての忠実義務等当社等に対する重要な義務に明らかに違反した場合
 - (4) 権利者が本新株予約権を放棄した場合、その他何らかの理由により本新株予約権を行使することができなくなった場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって本新株予約権を無償で取得することができる。

- (5) 当社は、前各号に定める取得の事由が生じた新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。
5. 本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
6. 当社が組織再編を行う場合は、手続に応じてそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って権利者に交付することができる。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編の条件等を勘案の上、第1項に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編の条件等を勘案の上、第2項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、前号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
第3項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第3項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編にかかる契約書又は計画において定めるものとする。
 - (7) 譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社が取締役会設置会社の場合は取締役会の承認を、取締役会非設置会社の場合は株主総会又は代表取締役等の権限を有する機関の承認を要するものとする。
7. 2022年4月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
8. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員10名となっております。

h 第5回新株予約権 2021年6月25日定時株主総会決議および2022年1月31日取締役会決議

決議年月日	2022年1月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 23
新株予約権の数(個)*	1,656
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)*	普通株式 1,656[165,600] (注) 1, 7
新株予約権の行使時の払込金額(円)*	46,087[461] (注) 2, 7
新株予約権の行使期間*	2024年2月1日から 2032年1月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)*	発行価格 46,087[461] (注) 7 資本組入額 23,044[231] (注) 7
新株予約権の行使の条件*	(注) 3, 4
新株予約権の譲渡に関する事項*	(注) 5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項*	(注) 6

*新株予約権発行時(2022年2月4日)における内容を記載しております。新株予約権発行時から提出日の前月末現在(2022年4月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については、新株予約権発行時における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、新株予約権発行時は1株、提出日の前月末現在は100株です。新株予約権の目的となる株式の数については次のとおり調整されることがあります。

(1) 本新株予約権の割当日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的である株式数を以下の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。なお、以下の算式において「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式の分割又は併合の効力発生日の翌日以降、適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2) 本新株予約権の割当日後において、当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合(当社が有する自己株式を処分する場合を含む。)には、当社は、取締役会の決議をもって、本新株予約権の価値が当該行為の前後で変動しないようにするために適当と認める本新株予約権1個当たりの目的である株式数の調整を行う。

2. (1) 本新株予約権の割当日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 本新株予約権の割当日後において、当社が株主割当の方法により募集株式の発行を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合(当社が有する自己株式を処分する場合を含む。)には、当社は、取締役会の決議をもって、本新株予約権の価値が当該行為の前後で変動しないようにするために適当と認める行使価額の調整を行う。

3. (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、当社は取締役会の決議によって取得事由が生じた本新株予約権の行使を認めることができない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも本新株予約権は行使できなくなるものとする。

(2) 当社が組織再編を行うときに、当該組織再編にかかる契約又は計画において、本新株予約権の権利者に

対して本新株予約権に代わる再編会社の新株予約権を交付することが定められなかった場合には、かかる場合に会社法に基づく新株予約権の買取請求権の行使が可能となる日の前日の正午において、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

- (3) 権利者は、本新株予約権の行使時において、当社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役、執行役、監査役、使用人、又は社外協力者の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
 - (4) 本新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
 - (5) 権利者は、当社の株式公開（当社の株式が店頭売買有価証券の登録を受け、又はいずれかの証券取引所に上場され取引が開始されることをいう。以下同じ。）の日まで（同日を含まない。）は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、取締役会決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。
 - (6) 権利者が1個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数に1株未満の端数があるときは、会社法第283条本文の規定に従うものとする。
 - (7) 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人による新株予約権の相続は認めないものとし、死亡の日をもって新株予約権は行使できなくなるものとする。
 - (8) その他の行使の条件は、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
4. 当社が本新株予約権を取得することができる事由（以下「取得事由」という。）及び取得の条件
- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（これらを総称して「組織再編」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われた場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって本新株予約権を時価にて取得することができる。なお、「時価」とは、
 - (i) 当社の株式公開前は、直近に当社が発行又は処分した当社普通株式の新株発行価格又は処分価格（新株発行価格又は処分価格が株式を引き受けるものに特に有利な金額でないものに限る。以下「直近処分価格」という。）（但し、当社の取締役会が当社の費用負担により当社の指名した第三者機関による価格算定を希望した場合は、当該第三者機関による算定価格と直近処分価格のいずれか低い方の金額とする。）から取得日における1株当たりの行使価額を控除して得た金額に、取得日における本新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じて得た金額とし、
 - (ii) 当社の株式公開後は、取得日に先立つ直近30取引日における当社普通株式が上場する証券取引所（但し、上場する証券取引所が複数ある場合には、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる証券取引所）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日数を除く。）から取得日における1株当たりの行使価額を控除して得た金額に、取得日における本新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じて得た金額をいうものとする。なお、かかる平均値は円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - (2) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が禁固刑以上の刑に処せられた場合
 - ② 権利者が当社等と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは従業員に就任する等、名目を問わず当社等と競合した場合。但し、当社の承認を得た場合を除く。
 - ③ 権利者が重大な法令違反その他不正行為により当社等の信用を著しく損ねた場合
 - ④ 権利者が本項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に重大な点において違反した場合
 - (3) 権利者が当社等の取締役、執行役、監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合であって、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したときは、当社は、当該日をもって未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が当社等により正当な理由により懲戒に処せられた場合
 - ② 権利者が取締役、執行役又は監査役の子分を有する場合にあつては、権利者が取締役、執行役又は監査役としての忠実義務等当社等に対する重要な義務に明らかに違反した場合
 - (4) 権利者が本新株予約権を放棄した場合、その他何らかの理由により本新株予約権を行使することができなくなった場合であつて、当社取締役会が取得の日を定めて本新株予約権を取得する旨決議したとき

は、当社は、当該日をもって本新株予約権を無償で取得することができる。

- (5) 当社は、前各号に定める取得の事由が生じた新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。
5. 本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
6. 当社が組織再編を行う場合は、手続に応じてそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って権利者に交付することができる。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編の条件等を勘案の上、第1項に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編の条件等を勘案の上、第2項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、前号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
第3項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第3項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編にかかる契約書又は計画において定めるものとする。
- (7) 譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社が取締役会設置会社の場合は取締役会の承認を、取締役会非設置会社の場合は株主総会又は代表取締役等の権限を有する機関の承認を要するものとする。
7. 2022年4月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2017年3月31日 (注) 1	E種種類株式 6,250	普通株式 25,000 A種種類株式 10,714 B種種類株式 35,300 C種種類株式 28,404 D種種類株式 15,628 E種種類株式 6,250	200,000	1,665,390	200,000	1,652,890
2017年9月5日 (注) 2	F種種類株式 2,222	普通株式 25,000 A種種類株式 10,714 B種種類株式 35,300 C種種類株式 28,404 D種種類株式 15,628 E種種類株式 6,250 F種種類株式 2,222	85,547	1,750,937	85,547	1,738,437
2017年10月31日 (注) 3	F種種類株式 1,623	普通株式 25,000 A種種類株式 10,714 B種種類株式 35,300 C種種類株式 28,404 D種種類株式 15,628 E種種類株式 6,250 F種種類株式 3,845	62,485	1,813,422	62,485	1,800,922

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2017年11月20日 (注) 4	F種種類株式 1,298	普通株式 25,000 A種種類株式 10,714 B種種類株式 35,300 C種種類株式 28,404 D種種類株式 15,628 E種種類株式 6,250 F種種類株式 5,143	49,973	1,863,395	49,973	1,850,895
2017年12月1日 (注) 5	F種種類株式 1,298	普通株式 25,000 A種種類株式 10,714 B種種類株式 35,300 C種種類株式 28,404 D種種類株式 15,628 E種種類株式 6,250 F種種類株式 6,441	49,973	1,913,368	49,973	1,900,868
2019年3月29日 (注) 6	G種種類株式 1,740	普通株式 25,000 A種種類株式 10,714 B種種類株式 35,300 C種種類株式 28,404 D種種類株式 15,628 E種種類株式 6,250 F種種類株式 6,441 G種種類株式 1,740	100,050	2,013,418	100,050	2,000,918

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2019年6月18日 (注) 7	G種種類株式 870	普通株式 25,000 A種種類株式 10,714 B種種類株式 35,300 C種種類株式 28,404 D種種類株式 15,628 E種種類株式 6,250 F種種類株式 6,441 G種種類株式 2,610	50,025	2,063,443	50,025	2,050,943
2019年6月28日 (注) 8	—	普通株式 25,000 A種種類株式 10,714 B種種類株式 35,300 C種種類株式 28,404 D種種類株式 15,628 E種種類株式 6,250 F種種類株式 6,441 G種種類株式 2,610	—	2,063,443	△2,050,943	—
2019年10月7日 (注) 9	G種種類株式 3,217	普通株式 25,000 A種種類株式 10,714 B種種類株式 35,300 C種種類株式 28,404 D種種類株式 15,628 E種種類株式 6,250 F種種類株式 6,441 G種種類株式 5,827	184,977	2,248,421	184,977	184,977

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2019年11月8日 (注) 10	G種種類株式 870	普通株式 25,000 A種種類株式 10,714 B種種類株式 35,300 C種種類株式 28,404 D種種類株式 15,628 E種種類株式 6,250 F種種類株式 6,441 G種種類株式 6,697	50,025	2,298,446	50,025	235,002
2020年6月26日 (注) 11	—	普通株式 25,000 A種種類株式 10,714 B種種類株式 35,300 C種種類株式 28,404 D種種類株式 15,628 E種種類株式 6,250 F種種類株式 6,441 G種種類株式 6,697	—	2,298,446	△235,002	—
2022年3月31日 (注) 12	普通株式 109,434 A種種類株式 △10,714 B種種類株式 △35,300 C種種類株式 △28,404 D種種類株式 △15,628 E種種類株式 △6,250 F種種類株式 △6,441 G種種類株式 △6,697	普通株式 134,434	—	2,298,446	—	—
2022年4月1日 (注) 13	普通株式 13,308,966	普通株式 13,443,400	—	2,298,446	—	—

- (注) 1. 有償第三者割当
発行価格 64,000円 資本組入額 32,000円
割当先 PNB-INSPiRE Ethical Fund 1 投資事業有限責任組合、DBJキャピタル投資事業有限責任組合、池田泉州キャピタルニュービジネスファンド5号投資事業有限責任組合
2. 有償第三者割当
発行価格 77,000円 資本組入額 38,500円
割当先 三井化学株式会社、千島土地株式会社
3. 有償第三者割当
発行価格 77,000円 資本組入額 38,500円
割当先 Mitsui Kinzoku-SBI Material Innovation Fund
4. 有償第三者割当
発行価格 77,000円 資本組入額 38,500円
割当先 フタムラ化学株式会社
5. 有償第三者割当
発行価格 77,000円 資本組入額 38,500円
割当先 岩谷産業株式会社
6. 有償第三者割当
発行価格 115,000円 資本組入額 57,500円
割当先 PNB-INSPiRE Ethical Fund 1 投資事業有限責任組合
7. 有償第三者割当
発行価格 115,000円 資本組入額 57,500円
割当先 ハック大阪投資事業有限責任組合
8. 2019年6月28日開催の定時株主総会決議に基づき、累積損失の早期解消による今後の柔軟かつ機動的な資本政策を実現するために、資本準備金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えたものであります。なお、資本準備金の減少割合は100%となっております。
9. 有償第三者割当
発行価格 115,000円 資本組入額 57,500円
割当先 三井化学株式会社、第一生命保険株式会社
10. 有償第三者割当
発行価格 115,000円 資本組入額 57,500円
割当先 ハック大阪投資事業有限責任組合
11. 2020年6月26日開催の定時株主総会決議に基づき、累積損失の早期解消による今後の柔軟かつ機動的な資本政策を実現するために、資本準備金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えたものであります。なお、資本準備金の減少割合は100%となっております。
12. 2022年3月31日付で普通株式を対価とする取得条項に基づき、A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式、D種種類株式、E種種類株式、F種種類株式及びG種種類株式の全てを当社が取得し、引き換えに各種類株主に対して普通株式の交付を行い、同日付で当社が取得した種類株式の全てを消却しております。
13. 株式分割（1：100）によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2022年4月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	2	—	20	—	—	4	26	—
所有株式数（単元）	—	3,670	—	105,764	—	—	25,000	134,434	—
所有株式数の割合（%）	—	2.73	—	78.67	—	—	18.60	100.00	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年4月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 13,443,400	134,434	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	13,443,400	—	—
総株主の議決権	—	134,434	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第1号に該当するA種種類株式、B種種類株式、C種種類株式、D種種類株式、E種種類株式、F種種類株式及びG種種類株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (2022年3月4日) での決議状況 (取得期間2022年3月31日)	A種種類株式	10,714
	B種種類株式	35,300
	C種種類株式	28,404
	D種種類株式	15,628
	E種種類株式	6,250
	F種種類株式	6,441
	G種種類株式	6,697
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
最近期間における取得自己株式	A種種類株式	10,714
	B種種類株式	35,300
	C種種類株式	28,404
	D種種類株式	15,628
	E種種類株式	6,250
	F種種類株式	6,441
	G種種類株式	6,697
提出日現在の未行使割合 (%)	—	—

(注) 2022年3月4日開催の取締役会においてA種種類株式、B種種類株式、C種種類株式、D種種類株式、E種種類株式、F種種類株式及びG種種類株式の全てを定款に定める取得条項に基づき当社が取得することを決議し、これに基づき2022年3月31日付で当社がこれらの各株式を自己株式として取得し、対価としてこれらの各株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種種類株式、B種種類株式、C種種類株式、D種種類株式、E種種類株式、F種種類株式及びG種種類株式の全てについて、2022年3月4日開催の取締役会の決議により、2022年3月31日付で消却しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集 を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った 取得自己株式	—	—	A種種類株式 10,714 (注) 1 B種種類株式 35,300 (注) 2 C種種類株式 28,404 (注) 3 D種種類株式 15,628 (注) 4 E種種類株式 6,250 (注) 5 F種種類株式 6,441 (注) 6 G種種類株式 6,697 (注) 7	— — — — — — —
合併、株式交換、株式 交付、会社分割に係る 移転を行った取得自己 株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

- (注) 1. 2022年3月4日開催の取締役会決議により、2022年3月31日付で当社が取得したA種種類株式の全てを消却しております。
2. 2022年3月4日開催の取締役会決議により、2022年3月31日付で当社が取得したB種種類株式の全てを消却しております。
3. 2022年3月4日開催の取締役会決議により、2022年3月31日付で当社が取得したC種種類株式の全てを消却しております。
4. 2022年3月4日開催の取締役会決議により、2022年3月31日付で当社が取得したD種種類株式の全てを消却しております。
5. 2022年3月4日開催の取締役会決議により、2022年3月31日付で当社が取得したE種種類株式の全てを消却しております。
6. 2022年3月4日開催の取締役会決議により、2022年3月31日付で当社が取得したF種種類株式の全てを消却しております。
7. 2022年3月4日開催の取締役会決議により、2022年3月31日付で当社が取得したG種種類株式の全てを消却しております。

3 【配当政策】

当社は、現時点では研究開発に先行投資する段階にあるため、最近事業年度において配当可能な財務状況にありません。また、財務体質の強化および事業拡大のために当面は内部留保の充実に努めて、経営体質の強化および研究開発を目的とする設備投資等、将来の事業展開に備える方針であります。これらのことから、創業以来配当は実施しておらず、現時点において今後の配当実施の可能性およびその実施時期は未定です。しかしながら、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、今後の経営成績および財務状況を勘案しつつ配当を検討する所存です。

剰余金の配当を行う場合は年1回の期末での配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。

また、当社は毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、成長途上の会社であり、経営の規模拡大と健全性・透明性の確保を両立させていくことが、企業価値の持続的な増大のために必須であると認識しております。

その実現のためには、コーポレート・ガバナンスの強化・充実が重要課題と考えており、全社の活動において内部統制を有効に機能させることを目指しております。

②企業統治の体制の概要

当社は、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しており、迅速で合理的な意思決定体制および業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築し、企業統治の体制強化を図っております。

イ. 取締役会

取締役会は、常勤の取締役3名と非常勤の社外取締役1名の4名で構成されております。取締役会は原則として毎月1回定期的に開催するほか、効率的かつ迅速な意思決定を行うため、必要に応じ臨時に開催し、重要な経営事項の審議および意思決定を行うとともに、取締役から業務執行状況の報告を受け、取締役の業務執行を監督しています。

取締役会には、監査役も出席し、取締役の業務執行の状況の監査を行っております。

なお、構成員である取締役の氏名は、(2) 役員の状況 に記載しております。

ロ. 監査役会

監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名(全て社外監査役)の計3名で構成されております。各監査役は、コーポレート・ガバナンスの状況を監視するとともに、取締役の業務の執行が適法かつ適切に行われているかどうかを監査しております。

監査役会は、原則として毎月1回定期的に開催するほか必要に応じ臨時的に開催し、監査役のそれぞれが社内の事象や状況の推移について観察・考察した結果を報告し、情報を共有し、必要がある場合は監査役会としての意見や方針を審議のうえ決定しております。

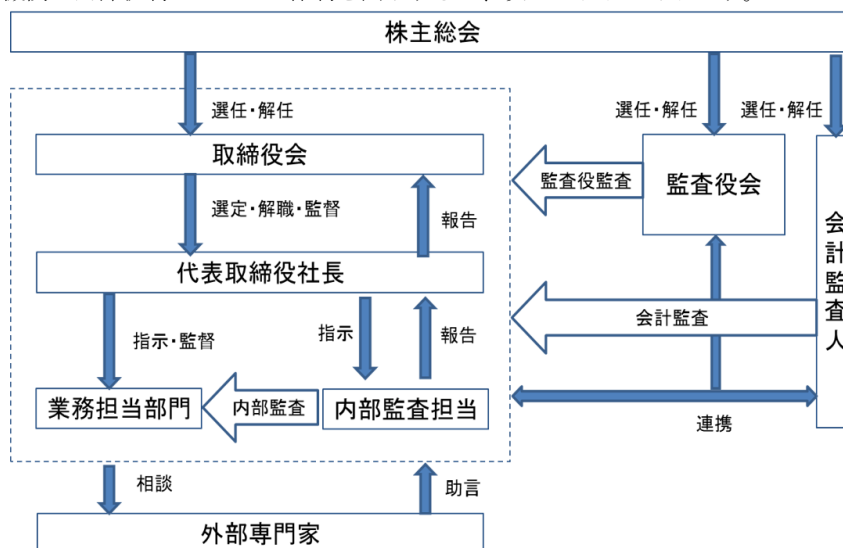
また、監査役は、会計監査人および内部監査担当者と情報交換を行うなどして緊密に連携することにより、監査の実効性と効率性の向上に努めています。

なお、構成員である監査役の氏名は、(2) 役員の状況 に記載しております。

ハ. 会計監査人

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

当社の機関・内部統制システムの体制を図示すると、次のとおりであります。



③当該体制を採用する理由

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会および会計監査人を設置するとともに、日常的に業務を監査する役割として、内部監査担当者を置き、これらの各機関の相互連携によって、経営の健全性・効率性を確保することが可能となると判断し、この体制を採用しております。

④その他の企業統治に関する事項

・内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会において、以下のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を定め、業務の有効性、効率性および適正性を確保する体制を構築しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は「コンプライアンス・リスク管理規程」を策定し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- (2) 役職員に対して、コンプライアンスの教育・研修を継続的に行う。
- (3) 法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入する。
- (4) 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、「コンプライアンス・リスク管理規程」に従って、取締役会に報告の上、外部専門家と協力しながら対応に努める。
- (5) 役職員の法令・定款違反等の行為については、「コンプライアンス・リスク管理規程」および「正社員就業規則」および「アルバイト就業規則」に従って、適正に処理を行う。
- (6) 当社は「反社会的勢力対策規程」を策定し、市民社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を持たないものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役及び従業員の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に従って、適切に作成、保存又は廃棄される。
- (2) 保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて「文書管理規程」に規定された期間とする。
- (3) 取締役及び監査役はいつでもこれら保存された文書を閲覧し得るものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 事業目的と関連した経営に重大な影響を及ぼすリスクについては、担当部署にて規則・ガイドラインなどの案を策定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規則・ガイドラインに従い迅速かつ適切に対応する。
- (2) 役職員に対してリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。
- (3) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、取締役会において十分に審議する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- (2) 会社の意思決定方法、職務執行に関する権限及び責任については、「取締役会規程」、「業務分掌規程」及び「組織規程」において明文化し、重要性に応じた意思決定を行うとともに業務を効率的に遂行する。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 取締役は、監査役の実務に支障を及ぼす場合には、監査役を補助する使用人（以下、監査役スタッフという）として適切な人材を配置する。
- (2) 監査役スタッフの適切な職務の遂行のため、人事考課は監査役が行い、人事異動については監査役と取締役が協議する。

6. 監査役スタッフの取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役スタッフは、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けない。
- (2) 監査役スタッフの任命・異動・人事評価及び懲戒等については、監査役の意見を尊重する。

7. 監査役スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役スタッフは、監査役に同行して、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。
- (2) 監査役スタッフは、監査役に同行して、代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換をする場に参加する。
- (3) 取締役及び使用人は、監査役スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- (4) 監査役スタッフは、必要に応じて、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。

8. 取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

- (1) 監査役は、年度監査計画を策定し、当該計画に従って取締役及び使用人から報告を受ける。
- (2) 内部監査部署は、その監査計画や監査結果を監査役に定期的に報告する。
- (3) 外部専門家を窓口とする内部通報制度を整備し、取締役会は、その内部通報の状況及び事案の内容の報告を受けるとともに、監査役と共有の上、業務執行の内容を検証する。
- (4) 取締役及び使用人は、監査役からの業務の執行状況について報告を求められた場合、会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査役に報告する。
- (5) 取締役及び使用人は、当社の事業の状況、コンプライアンスやリスクマネジメントなどの内部統制システムの整備及び運用の状況、内部通報の状況及び事案の内容その他あらかじめ協議決定した事項などを監査役に定期的に報告する。

9. 監査役へ報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 内部通報制度の窓口を弁護士とし、内部通報があった場合には、当該弁護士は当社監査役に対して速やかに通報者の特定される事項を除き事案の内容を報告する。
- (2) 通報者の異動、人事評価及び懲戒等において、通報の事実を考慮することはできず、通報者は、異動、人事評価及び懲戒等の理由の調査を監査役に依頼できる。
- (3) 取締役会は、内部通報の状況及び事案の内容について定期的に報告を受け、監査役と協議の上、内部通報制度の見直しを行う。

10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役職務の執行上、必要と認められる費用について予算化し、その前払い等の請求があるときは当該請求が適正でない場合を除き、速やかにこれに応じることとする。
- (2) 監査役職務の執行上、緊急又は臨時に支出した費用については、事後の償還請求に応じる。

11. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、社内の重要課題等を把握し、必要に応じて意見を述べるができるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。
- (2) 取締役及び使用人は、監査役職務の執行に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換等、監査役職務の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- (3) 監査役は、監査の実施に当たり必要と認める場合には、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。

・リスク管理体制の整備の状況

当社は、社内規程の整備により、業務リスク等に対応する組織および責任者を定め、適切に評価・管理する体制を構築するよう努めているほか、取締役会において、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、税理士および社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

・取締役及び監査役の定数

当社の取締役は6名以内、監査役は4名以内とする旨を定款に定めております。

・取締役及び監査役の選任の決議要件

当社は取締役及び監査役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、取締役の選任決議については累積投票に

よらないものとする旨を定款に定めております。

- ・株主総会の特別決議

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会の特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

- ・取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的として、取締役会の決議に基づき、会社法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であったものを含む。)及び監査役(監査役であったものを含む。)の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

- ・責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低限度額契約としております。

- ・剰余金の中間配当の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項に基づき、毎年9月30日を基準日として中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨の定款の規定を設けております。

- ・自己株式の取得

当社は、経営環境に応じた機動的な資本政策を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって、市場取引等により当社の株式を取得できる旨を定款で定めております。

(2) 【役員の状況】

①役員一覧

男性7名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	吉野 巖	1967年7月19日生	1990年4月 三井物産株式会社 入社 2002年5月 カリフォルニア州立大学バークレー校 経営大学院修了(MBA) 2007年5月 株式会社ナラプロ・テクノロジーズ 代表取締役社長 2007年8月 マイクロ波環境化学株式会社 (現当社) 設立 代表取締役社長 (現任) 2015年4月 ティエムティ株式会社 代表取締役 (現任)	(注) 3	1,180,000
取締役 研究開発本部長	塚原 保徳	1974年6月28日生	2004年3月 大阪大学大学院理学研究科博士後期課 程修了 博士(理学) 2006年7月 大阪大学大学院工学研究科特任准教授 2011年10月 マイクロ波環境化学株式会社 (現当社) 取締役 (現任) 2015年4月 ティエムティ株式会社 取締役 (現 任)	(注) 3	1,120,000
取締役 管理部長	下條 智也	1972年10月31日生	1996年4月 株式会社三和銀行 (現株式会社三菱UFJ 銀行) 入行 1999年10月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法 人トーマツ) 入所 2003年4月 公認会計士登録 2008年4月 クリングルファーマ株式会社 入社 2008年12月 同社取締役経営管理部長 2013年11月 当社入社 管理部長 2014年6月 当社取締役管理部長 (現任) 2015年4月 ティエムティ株式会社 取締役 (現 任)	(注) 3	—
取締役	西口 泰夫	1943年10月9日生	1975年3月 京セラ株式会社入社 1987年6月 同社取締役電子部品事業本部長 1989年6月 同社常務取締役情報通信本部長 1999年6月 同社代表取締役社長 2005年6月 同社代表取締役会長兼CEO 2007年7月 株式会社HANDY代表取締役 (現任) 2014年6月 株式会社ユーション精機取締役 (現任) 2018年4月 株式会社ソシオネクスト 特別顧問 (現任) Gyrfalcon Technology Inc 取締役 (現任) 2019年4月 Gyrfalcon Technology Japan KK 代表取締役会長兼CEO (現任) 2019年6月 株式会社FLOSFIA 取締役 (現任) 2020年4月 当社取締役 (現任) 2020年4月 カーライル・ジャパン・エルエルシー シニア・アドバイザー (現任) 2020年4月 山田コンサルティンググループ株式会 社 取締役会長 (現任)	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	水田 憲男	1944年8月24日生	1969年4月 日本触媒化学工業株式会社(現株式会社日本触媒) 入社 2002年4月 同社研究開発本部副本部長 2003年6月 同社常勤監査役 2007年7月 大阪大学知的財産本部特任教授 2008年4月 大阪市立工業研究所理事 2012年7月 大阪市立大学新産業創生研究センター副所長 2015年5月 当社顧問 2015年6月 当社監査役(現任)	(注) 4	—
監査役	長谷川 新	1963年1月21日生	1987年4月 株式会社リクルート 入社 2005年11月 公益財団法人大阪市都市型産業振興センターおおさかなレッジフロンティア推進機構 チーフプランナー(現任) 2012年7月 公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構新産業創出交流センターコーディネーター(現任) 2015年12月 当社監査役(現任) 2016年9月 株式会社ヴァリュース監査役(現任) 2018年6月 PaMeLa株式会社 取締役(現任) 同社 代表取締役 2020年6月 スリープウェル株式会社 監査役(現任)	(注) 4	—
監査役	竹居 邦彦	1963年2月20日生	1986年4月 株式会社横浜銀行 入行 2001年4月 株式会社TSNAMIネットワークパートナーズ(現株TNPパートナーズ) インベストメント・マネージャー 2005年10月 ダブル・スコープ株式会社代表取締役 2011年3月 同社取締役CFO 2017年2月 A tech Ventures株式会社代表取締役(現任) 2017年2月 A tech Advisory株式会社代表取締役(現任) 2018年6月 当社監査役(現任)	(注) 4	—
計					2,300,000

- (注) 1. 取締役西口泰夫は、社外取締役であります。
2. 監査役水田憲男、長谷川新および竹居邦彦は、社外監査役であります。
3. 2022年4月1日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 2022年4月1日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

②社外役員の状況

当社は社外取締役1名および社外監査役3名を選任しております。

当社では社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスの構築を目的に、社外取締役および社外監査役について、経営者や専門家としての豊富な経験、幅広い見識等に基づく職務執行を期待しております。当社は、社外取締役および社外監査役の独立性に関する具体的な基準または方針は定めていないものの、社外取締役および社外監査役の選任にあたっては、経歴や当社との関係等をふまえて、当社経営陣から独立した立場での職務の遂行によりコーポレート・ガバナンスの充実・向上に資する者を選任することとしております。

社外取締役西口泰夫は、グローバル企業の代表取締役を務めるなど経営者としての豊富な経験を有しており、当社より社外取締役の就任を要請したものであります。当社と同氏の間には、人的関係、資金的関係および取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役水田憲男は、化学企業等での知的財産関連業務における豊富な経験を有しており、当社より社外監査役の就任を要請したものであります。当社と同氏の間には、人的関係、資金的関係および取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役長谷川新は、他の企業における取締役、幹部従業員としての経験のほかベンチャー支援の経験・知識を多く有しており、これらを当社において活かしていただくため、当社より社外監査役の就任を要請したものであります。当社と同氏の間には、人的関係、資金的関係および取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役竹居邦彦は、ベンチャーキャピタリストとしての豊富な経験と幅広い見識を当社において活かしていただくために、当社より社外監査役の就任を要請したものであります。当社と同氏の間には、人的関係、資本的関係および取引関係その他の利害関係はありません。

③社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会に出席し、決議事項に関する審議及び決定に参加するほか、業務執行等の報告を受ける等の監督を行っております。社外監査役は、取締役会及び監査役会に出席し、専門知識及び豊富な経験に基づき意見・提言を行っております。また、常勤監査役は、経営会議、安全統括会議等に出席し意見交換や情報交換を行うとともに、社内の様々な部門に対してヒアリングを行い内部統制に関する指摘・指導を行っております。また、会計監査人及び内部統制部門との連携をとり、必要に応じて随時、相互の意見交換及び質問等を行うことにより、業務の適正性の確保に努めております。

(3) 【監査の状況】

①監査役監査の状況

監査役監査については、監査役会規程および毎期策定される監査計画書に基づき、常勤監査役1名と非常勤監査役2名の計3名が取締役会を含む重要な会議への出席、取締役からの意見聴取、重要な書類の閲覧等の監査を実施しております。

監査役会は、本書提出日現在、監査役3名（うち社外監査役3名）で構成されております。監査役会は、原則として月1回の定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。また、監査役は、内部監査担当者および会計監査人と臨時会合を開催して情報共有を行い、相互に連携を図っております。

社外監査役水田憲男は、化学企業での監査役として経験を有しており、当社の経営全般に対する監査・監督機能を期待しております。

社外監査役長谷川新は、他の企業における取締役、幹部従業員としての経験のほかベンチャー支援の経験・知識を多く有しており、当社の経営全般に対する監査・監督機能を期待しております。

社外監査役竹居邦彦は、ベンチャーキャピタリストとしての豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社の経営全般に対する監査・監督機能を期待しております。

当社は、2020年6月26日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査役会設置会社に移行しており、最近事業年度において監査役会を11回開催しております。監査役会設置前は、最近事業年度において監査役協議会を4回開催しております。各監査役の監査役会および監査役協議会への出席率は100%であります。

②内部監査の状況

当社は、会社規模が小さく、担当人員に限りがあることから、独立した内部監査室は設けておりません。内部監査については、内部監査規程に基づき、代表取締役社長が任命した管理部所属の内部監査人1名が自己の属する部門を除く当社全体に対する内部監査を実施しております。一方、管理部門については、代表取締役社長が任命した管理部以外の者が監査を実施し、相互に牽制する体制を採っております。内部監査人は、あらかじめ代表取締役社長の承認を得た基本計画書に則り、監査役および監査法人と緊密に連携をとりながら社内各部門の監査を実施し、その業務活動が法令・諸規程に準拠し、適正かつ効果的に運営され、会社財産が保全されているかを監視・確認しております。監査担当者は、監査後遅滞なく監査報告書を作成し代表取締役社長に報告します。代表取締役社長は、業務改善の必要が認められた場合は被監査部門に対する改善指示書をもって改善事項を勧告しております。被監査部門は速やかに改善するとともに、改善状況を代表取締役社長及び監査担当者に報告することとしております。

監査役、内部監査人は、監査役監査および内部監査の有効性、効率性を高めるために相互連携を図っております。また、監査役および内部監査人は定期的に監査法人との意見交換を行い、会計監査の実施状況を確認すると共に、監査法人の意見を聴取しております。

③会計監査の状況

イ. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

ロ. 継続監査期間

4年間

ハ. 業務を執行した公認会計士

森内茂之

土居一彦

ニ. 監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士6名

その他19名

ホ. 監査法人の選定方針と理由

太陽有限責任監査法人を選任したのは、同監査法人の品質管理体制、独立性、専門性並びに監査報酬等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

ヘ. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考に、監査法人の独立性、品質管理の状況、職務遂行状況等を確認し、監査法人の評価を実施しております。その結果、監査法人の独立性・専門性ともに問題はないものと評価して

おります。

④監査報酬の内容等

イ. 監査公認会計士等に対する報酬

第13期事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		第14期事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
9,000	—	15,500	—

ロ. 監査公認会計士等と同一のネットワーク (Grant Thornton) に属する組織に対する報酬

該当事項はありません。

ハ. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

ニ. 監査報酬の決定方針

当社は、監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針を特に定めておりませんが、当社の事業規模や業務の特性等を勘案し、監査法人が策定した監査計画、監査内容、監査日数等を評価したうえで監査報酬を決定しております。

ホ. 監査役会が会計監査人の報酬に同意した理由

当社の事業規模や業務の特性等を勘案し、監査法人が策定した監査計画、監査内容、監査日数等を評価し、監査報酬の見積りが合理的であると判断したため、監査役会が会計監査人の報酬に同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

イ. 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

取締役および監査役の報酬等は金銭等による基本報酬としております。各取締役への基本報酬は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、その額と配分を、経営環境や各人の業績を総合的に勘案し、取締役会で決定しております。各監査役への基本報酬額は、監査役会における協議で決定しております。

ロ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の数
第14期事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

役員報酬	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	17,700	17,700	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外役員	10,920	10,920	—	—	4

(注) 2014年12月22日開催の臨時株主総会決議による取締役の報酬限度額は年間30,000千円以内 (使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まない。決議日時点での取締役の員数は6名) と定めており、2011年1月24日開催の臨時株主総会決議による監査役の報酬限度額は年間10,000千円以内 (決議日時点での監査役の員数は0名) と定めております。

ハ. 役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額等が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

ニ. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

イ. 投資株式の区分の基準および考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資を純投資目的である投資株式とし、当該株式が成長戦略に則った業務提携関係の維持・強化に繋がり、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合について保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式としております。

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

上場株式を所有していないため、省略しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)
非上場株式	2	116,444
非上場株式以外の株式	—	—

(最近事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (千円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

(最近事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (千円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

ニ. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

ホ. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）及び当事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、監査法人やディスクロージャー支援会社等が主催する研修等へ参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	812,556	382,320
売掛金	55,836	68,627
仕掛品	10,822	17,139
未収入金	※3 61,034	※3 68,360
立替金	※3 10,158	※3 10,253
前払費用	12,583	12,112
前払金	—	15,396
未収消費税等	—	3,087
その他	1	—
流動資産合計	962,993	577,297
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※1 79,873	※1 79,851
構築物（純額）	※1 53,370	※1 52,628
機械及び装置（純額）	※1 181,547	※1 184,370
車両運搬具（純額）	268	198
工具、器具及び備品（純額）	※1 5,128	※1 9,333
リース資産（純額）	395,117	375,181
建設仮勘定	2,486	0
有形固定資産合計	※2 717,792	※2 701,562
無形固定資産		
ソフトウェア	※1 12,709	※1 16,053
無形固定資産合計	12,709	16,053
投資その他の資産		
投資有価証券	10,000	10,000
関係会社株式	290,000	106,444
関係会社長期貸付金	713,000	213,000
差入保証金	77,828	76,743
その他	26	601
投資その他の資産合計	1,090,854	406,789
固定資産合計	1,821,355	1,124,406
資産合計	2,784,349	1,701,703

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,280	8,140
1年内返済予定の長期借入金	50,000	—
未払金	31,139	41,828
未払費用	42,218	33,104
リース債務	19,936	19,936
未払法人税等	7,734	4,140
未払消費税等	10,151	—
前受金	※3 221,256	※3 244,550
預り金	2,374	9,073
流動負債合計	387,090	360,772
固定負債		
長期借入金	250,000	250,000
リース債務	375,181	355,245
固定負債合計	625,181	605,245
負債合計	1,012,272	966,017
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,298,446	2,298,446
資本剰余金		
資本準備金	235,002	—
資本剰余金合計	235,002	—
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△761,371	△1,562,760
利益剰余金合計	△761,371	△1,562,760
株主資本合計	1,772,077	735,685
純資産合計	1,772,077	735,685
負債純資産合計	2,784,349	1,701,703

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2021年12月31日)

資産の部		
流動資産		
現金及び預金		249,516
売掛金		144,717
仕掛品		6,429
その他		277,624
流動資産合計		<u>678,287</u>
固定資産		
有形固定資産		
機械及び装置（純額）	※1	165,267
リース資産（純額）		360,229
その他（純額）	※1	138,361
有形固定資産合計		<u>663,857</u>
無形固定資産		<u>※1 16,744</u>
投資その他の資産		
関係会社株式		106,444
関係会社長期貸付金		213,000
その他		86,276
投資その他の資産合計		<u>405,721</u>
固定資産合計		<u>1,086,323</u>
資産合計		<u>1,764,611</u>

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2021年12月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	3,713
1年内返済予定の長期借入金	50,000
未払法人税等	5,786
前受金	128,445
その他	93,180
流動負債合計	<u>281,125</u>
固定負債	
長期借入金	410,000
リース債務	340,293
固定負債合計	<u>750,293</u>
負債合計	<u>1,031,418</u>
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,298,446
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	<u>△1,565,253</u>
利益剰余金合計	<u>△1,565,253</u>
株主資本合計	<u>733,192</u>
純資産合計	<u>733,192</u>
負債純資産合計	<u>1,764,611</u>

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	1,052,303	458,026
売上原価	401,177	219,780
売上総利益	651,125	238,246
販売費及び一般管理費	※2,※3 622,951	※2,※3 586,628
営業利益又は営業損失(△)	28,173	△348,382
営業外収益		
受取利息	※1 5,835	※1 3,689
その他	767	268
営業外収益合計	6,602	3,957
営業外費用		
支払利息	6,266	11,174
為替差損	564	—
株式交付費	350	—
営業外費用合計	7,181	11,174
経常利益又は経常損失(△)	27,594	△355,599
特別利益		
補助金収入	※4 36,943	※4 17,329
特別利益合計	36,943	17,329
特別損失		
固定資産圧縮損	※4 29,165	※4 11,715
関係会社株式評価損	—	683,555
特別損失合計	29,165	695,271
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	35,373	△1,033,541
法人税、住民税及び事業税	2,850	2,850
当期純利益又は当期純損失(△)	32,523	△1,036,391

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
期首製品たな卸高		—	—
当期製品製造原価	※	401,177	219,780
合計		401,177	219,780
期末製品たな卸高		—	—
売上原価		401,177	219,780

(注) ※. 内訳は製造原価明細書に記載しております。

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費		192,977	62.3	67,305	29.8
II 労務費		116,682	37.7	85,525	37.8
III 経費	※	—	—	73,265	32.4
当期総製造費用		309,659	100.0	226,096	100.0
期首仕掛品たな卸高		102,341		10,822	
合計		412,000		236,919	
期末仕掛品たな卸高		10,822		17,139	
当期製品製造原価		401,177		219,780	

(注) ※. 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
減価償却費 (千円)	—	23,860
賃借料 (千円)	—	17,697
共同研究費 (千円)	—	11,502
水道光熱費 (千円)	—	4,238
旅費交通費 (千円)	—	4,164

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
売上高	※1 677,655
売上原価	162,825
売上総利益	514,829
販売費及び一般管理費	500,290
営業利益	14,539
営業外収益	
受取利息	322
受取手数料	744
その他	535
営業外収益合計	1,602
営業外費用	
支払利息	11,737
営業外費用合計	11,737
経常利益	4,404
特別損失	
本社移転費用	4,759
特別損失合計	4,759
税引前四半期純損失(△)	△355
法人税、住民税及び事業税	2,137
法人税等合計	2,137
四半期純損失(△)	△2,492

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	2,013,418	2,000,918	—	2,000,918	△2,844,838	1,169,499	1,169,499
当期変動額							
新株の発行	285,027	285,027		285,027		570,055	570,055
資本準備金から その他資本剰余金への 振替		△2,050,943	2,050,943	—		—	—
欠損填補			△2,050,943	△2,050,943	2,050,943	—	—
当期純利益					32,523	32,523	32,523
当期変動額合計	285,027	△1,765,916	—	△1,765,916	2,083,466	602,578	602,578
当期末残高	2,298,446	235,002	—	235,002	△761,371	1,772,077	1,772,077

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	2,298,446	235,002	—	235,002	△761,371	1,772,077	1,772,077
当期変動額							
資本準備金から その他資本剰余金への 振替		△235,002	235,002	—		—	—
欠損填補			△235,002	△235,002	235,002	—	—
当期純損失 (△)					△1,036,391	△1,036,391	△1,036,391
当期変動額合計	—	△235,002	—	△235,002	△801,389	△1,036,391	△1,036,391
当期末残高	2,298,446	—	—	—	△1,562,760	735,685	735,685

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	35,373	△1,033,541
減価償却費	41,221	65,184
為替差損益 (△は益)	564	—
差入保証金償却額	—	1,095
固定資産圧縮損	29,165	11,715
関係会社株式評価損	—	683,555
受取利息	△5,835	△3,689
支払利息	6,266	11,174
売上債権の増減額 (△は増加)	266,662	△12,791
たな卸資産の増減額 (△は増加)	91,518	△6,316
未収入金の増減額 (△は増加)	4,525	△3,643
未収消費税等の増減額 (△は増加)	—	△3,087
未払消費税等の増減額 (△は減少)	8,638	△10,151
前払金の増減額 (△は増加)	17,416	△15,396
前払費用の増減額 (△は増加)	△6,954	470
立替金の増減額 (△は増加)	7,553	△94
仕入債務の増減額 (△は減少)	—	5,860
未払金の増減額 (△は減少)	△210,832	15,709
未払費用の増減額 (△は減少)	6,036	△9,114
前受金の増減額 (△は減少)	△227,144	23,294
その他	383	6,123
小計	64,559	△273,641
利息の受取額	7	6
利息の支払額	△6,266	△11,174
法人税等の支払額	△2,850	△2,850
営業活動によるキャッシュ・フロー	55,450	△287,659
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△290,887	△65,436
無形固定資産の取得による支出	△3,921	△7,194
関係会社株式の取得による支出	△290,000	△500,000
関係会社長期貸付金の回収による収入	290,000	500,000
関係会社長期貸付による支出	△190,000	—
差入保証金の差入による支出	△43,940	△10
投資活動によるキャッシュ・フロー	△528,748	△72,640
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△20,000	△50,000
リース債務の返済による支出	△12,788	△19,936
株式の発行による収入	570,055	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	537,266	△69,936
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	63,968	△430,236
現金及び現金同等物の期首残高	748,587	812,556
現金及び現金同等物の期末残高	※ 812,556	※ 382,320

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1 有価証券の評価基準および評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2 たな卸資産の評価基準および評価方法

仕掛品 個別法による原価法

貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5～20年
構築物	15～20年
機械及び装置	8年
車両運搬具	2年
工具、器具及び備品	2～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産（所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

4 繰延資産の処理方法

株式発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度において貸倒引当金は計上しておりません。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7 その他財務諸表作成のための基礎となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1 有価証券の評価基準および評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2 たな卸資産の評価基準および評価方法

仕掛品 個別法による原価法

貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5～20年
構築物	15～20年
機械及び装置	8年
車両運搬具	2年
工具、器具及び備品	2～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産（所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

4 繰延資産の処理方法

株式発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度において貸倒引当金は計上しておりません。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7 その他財務諸表作成のための基礎となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 関係会社（ティエムティ株式会社）株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

- ・関係会社株式 106,444千円
- ・関係会社株式評価損 683,555千円

(2) その他の情報

・見積りの算出方法

関係会社株式については、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額を当事業年度の損失として処理しております。

実質価額とは、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した財務諸表を基礎に、原則として資産等の時価評価に基づく評価差額を加味して算定した1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額であります。

また、実質価額が「著しく低下したとき」とは、株式の実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下しており、かつ実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合を指しております。

・見積りの算出に用いた主要な仮定

関係会社株式の評価においては、関係会社の将来の事業計画を基礎として関係会社株式の回復可能性を判断しております。将来の事業計画は、生産数量及び販売数量の見込み、景気動向、顧客動向、技術革新の予測を、主要な仮定としております。

・翌事業年度の財務諸表に与える影響

翌事業年度の当該株式の発行会社の財政状態がさらに悪化した場合には、翌事業年度において株式の更なる減額が必要となり、関係会社株式評価損の計上が必要となる可能性があります。

2. 関係会社（ティエムティ株式会社）長期貸付金の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

- ・関係会社長期貸付金 213,000千円

(2) その他の情報

・見積りの算出方法

関係会社長期貸付金については、債権の発生当初における将来キャッシュ・フローと債権の帳簿価額との差額が一定率となるような割引率を算出し、債権の元本および利息について、元本の回収および利息の受取が見込まれるときから当事業年度末までの期間にわたり、債権の発生当初の割引率で割り引いた現在価値の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とし、損失として処理しております。

・見積りの算出に用いた主要な仮定

関係会社長期貸付金の評価においては、関係会社の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを基礎として関係会社長期貸付金の回収可能性を判断しております。将来の事業計画は、生産数量及び販売数量の見込み、景気動向、顧客動向、技術革新の予測を、主要な仮定としております。

・翌事業年度の財務諸表に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りについては、一定の仮定を設定しております。これらの仮定は将来の不確実な経済状況および関係会社の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

3. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

- ・固定資産 717,616千円

(2) その他の情報

・見積りの算出方法

当社は、単一セグメントであるため、資産グループについても、単一のマイクロ波関連事業とし、当該資産グループに減損の兆候がある場合には、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し、減損損失を認識すべきであると判定された資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

固定資産の回収可能価額の決定に当たっては使用価値と正味売却価額のいずれか大きい額によっております。

使用価値は、資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値として算定しております。

・見積りの算出に用いた主要な仮定

主要な固定資産をリース資産としており、19年を将来キャッシュ・フローの見積り期間としております。

将来キャッシュ・フローは、取締役会により承認された事業計画を基礎として算定しており、当該事業計画は、顧客からの受注等について合理的な仮定を置いて策定しておりますが、受注の成否は、顧客との交渉状況、および顧客との共同開発における進捗及び結果等の影響を受けるため、不確実性があります。

・翌事業年度の計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローや正味売却価額の見積りについては、一定の仮定を設定しております。これらの仮定は、顧客との交渉状況、および顧客との共同開発における進捗及び結果等の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

- ・「収益認識に関する会計基準」
(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日

2022年3月期の期首から適用する予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」
(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」
(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」
(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」
(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス (国際財務報告基準 (IFRS) においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」) を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

2. 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」
(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」
(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」
(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」
(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス (国際財務報告基準 (IFRS) においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」) を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

2. 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(追加情報)

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の拡大による事業への影響については、現時点で入手可能な情報を基に検証等を行っております。新型コロナウイルス感染症の今後の感染拡大や収束時期等を正確に予測することが未だ困難な状況にあるものの、当社の会計上の見積りを大幅に見直す状況には至っておらず、会計上の見積りの仮定について重要な変更はありません。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、次期以降の当社の財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

※1 国庫補助金等により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額およびその内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
建物	43,398千円	43,531千円
構築物	34,570	34,570
機械及び装置	422,351	433,933
工具、器具及び備品	3,039	3,039
ソフトウェア	9,845	9,845
計	513,204	524,920

※2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	87,301千円	147,706千円

※3 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
未収入金	32,394千円	61,204千円
立替金	10,158	10,181
前受金	200,000	200,000

4 コミットメントライン契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結しております。コミットメントライン契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。なお、本契約には、純資産額および期間損益計上に関する財務制限条項が付されております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
コミットメントラインの総額	－千円	300,000千円
借入実行残高	－	－
差引額	－	300,000

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
受取利息	5,827千円	3,682千円

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度0.0%、当事業年度0.0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度100.0%、当事業年度100.0%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
研究開発費	385,971千円	362,999千円
給与手当	42,162	57,180
支払報酬	39,208	36,440
特許費用	35,707	28,673
役員報酬	25,320	28,620
租税公課	25,850	14,328

※3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	385,971千円	362,999千円

※4 補助金収入と固定資産圧縮損の内容は、次のとおりであります。

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

補助金収入は、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、中小企業経営支援等対策費補助金の交付によるものであり、固定資産圧縮損は、当該補助金を固定資産の取得原価から直接減額したことにより発生したものであります。

当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

補助金収入は、中小企業経営支援等対策費補助金、課題設定型産業技術開発費助成金の交付によるものであり、固定資産圧縮損は、当該補助金を固定資産の取得原価から直接減額したことにより発生したものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	25,000	-	-	25,000
A種種類株式	10,714	-	-	10,714
B種種類株式	35,300	-	-	35,300
C種種類株式	28,404	-	-	28,404
D種種類株式	15,628	-	-	15,628
E種種類株式	6,250	-	-	6,250
F種種類株式	6,441	-	-	6,441
G種種類株式(注)	1,740	4,957	-	6,697
合計	129,477	4,957	-	134,434

(注) G種種類株式の増加は第三者割当による新株の発行による増加であります。

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式数(株)				当事業年度末 残高(千円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
第1回新株予約権	B種種類株式	2,500	-	-	2,500	-
ストック・オプションと しての第2回新株予約権	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションと しての第3回新株予約権	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションと しての第4回①新株予約 権	-	-	-	-	-	-
合計		2,500	-	-	2,500	-

(注) 第3回新株予約権および第4回①新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	25,000	-	-	25,000
A種種類株式	10,714	-	-	10,714
B種種類株式	35,300	-	-	35,300
C種種類株式	28,404	-	-	28,404
D種種類株式	15,628	-	-	15,628
E種種類株式	6,250	-	-	6,250
F種種類株式	6,441	-	-	6,441
G種種類株式	6,697	-	-	6,697
合計	134,434	-	-	134,434

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式数（株）				当事業年度末 残高（千円）
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
第1回新株予約権	B種種類株式	2,500	-	2,500	-	-
ストック・オプションと しての第2回新株予約権	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションと しての第3回新株予約権	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションと しての第4回①新株予約 権	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションと しての第4回②新株予約 権	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションと しての第4回③新株予約 権	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションと しての第4回④新株予約 権	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションと しての第4回⑤新株予約 権	-	-	-	-	-	-
合計		2,500	-	2,500	-	-

- (注) 1. 第4回①、②、③、④および⑤新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。
2. 第1回新株予約権の減少は、権利行使期間の満了による消滅2,500株によるものであります。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金勘定	812,556千円	382,320千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	812,556	382,320

(リース取引関係)

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

・有形固定資産

マイクロ波化学関連事業における実証開発設備 (建物) であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に係る事項に関する注記「3 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1年内	18,120千円
1年超	339,750

当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

・有形固定資産

マイクロ波化学関連事業における実証開発設備 (建物) であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に係る事項に関する注記「3 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1年内	18,120千円
1年超	321,630

(金融商品関係)

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、研究開発を進めるために必要な資金については、研究開発計画に照らし、主に銀行借入や第三者割当増資により必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用する方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、及びその他金銭債権である未収入金、立替金、関係会社長期貸付金及び差入保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとに期日管理及び債権残高管理を随時行うことによってリスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金、及びその他金銭債務である未払金、未払法人税等、未払消費税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であり、流動性リスクを負っております。長期借入金の用途は運転資金及び設備投資資金であります。リース債務は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算期後20年であります。支払いの管理については、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価については、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません (注) 2. 参照)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	812,556	812,556	—
(2) 売掛金	55,836	55,836	—
(3) 未収入金	61,034	61,034	—
(4) 立替金	10,158	10,158	—
(5) 関係会社長期貸付金	713,000	721,353	8,353
(6) 差入保証金	77,828	73,532	△4,295
(7) 買掛金	(2,280)	(2,280)	—
(8) 未払金	(31,139)	(31,139)	—
(9) 未払法人税等	(7,734)	(7,734)	—
(10) 未払消費税等	(10,151)	(10,151)	—
(11) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	(300,000)	(300,000)	—
(12) リース債務 (1年内返済予定のリース債務を含む)	(395,117)	(445,119)	50,002

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金、(4) 立替金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 関係会社長期貸付金

返済期日までのキャッシュ・フローを期末に同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(6) 差入保証金

返済期日までのキャッシュ・フローを国債の利回り等の適切な指標で割り引いて算定する方法によっております。

負債

(7) 買掛金、(8) 未払金、(9) 未払法人税等、(10) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(12) リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、新規にリース契約を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2020年3月31日)
非上場株式	10,000
関係会社株式	290,000

非上場株式および関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	812,556	—	—	—
売掛金	55,836	—	—	—
未収入金	61,034	—	—	—
立替金	10,158	—	—	—
関係会社長期貸付金	—	—	713,000	—
差入保証金	—	—	—	77,828
合計	939,586	—	713,000	77,828

4. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
1年内返済予定の長期借入金	50,000	—	—	—	—	—
長期借入金	—	—	50,000	200,000	—	—
リース債務	19,936	19,936	19,936	19,936	19,936	295,436
合計	69,936	19,936	69,936	219,936	19,936	295,436

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、研究開発を進めるために必要な資金については、研究開発計画に照らし、主に銀行借入や第三者割当増資により必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用する方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、及びその他金銭債権である未収入金、立替金、関係会社長期貸付金及び差入保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとに期日管理及び債権残高管理を随時行うことによってリスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金、及びその他金銭債務である未払金、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であり、流動性リスクを負っております。長期借入金の用途は運転資金及び設備投資資金であります。リース債務は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算期後19年であります。支払いの管理については、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価については、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	382,320	382,320	—
(2) 売掛金	68,627	68,627	—
(3) 未収入金	68,360	68,360	—
(4) 立替金	10,253	10,253	—
(5) 関係会社長期貸付金	213,000	213,000	—
(6) 差入保証金	76,743	70,825	△5,917
(7) 買掛金	(8,140)	(8,140)	—
(8) 未払金	(41,828)	(41,828)	—
(9) 未払法人税等	(4,140)	(4,140)	—
(10) 長期借入金	(250,000)	(250,000)	—
(11) リース債務（1年内返済予定のリース債務を含む）	(375,181)	(426,648)	51,467

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)売掛金、(3)未収入金、(4)立替金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)関係会社長期貸付金

返済期日までのキャッシュ・フローを期末に同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(6)差入保証金

返済期日までのキャッシュ・フローを国債の利回り等の適切な指標で割り引いて算定する方法によっております。

負債

(7)買掛金、(8)未払金、(9)未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(10)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(11)リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、新規にリース契約を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2021年3月31日)
非上場株式	10,000
関係会社株式	106,444

非上場株式および関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	382,320	—	—	—
売掛金	68,627	—	—	—
未収入金	68,360	—	—	—
立替金	10,253	—	—	—
関係会社長期貸付金	—	23,000	190,000	—
差入保証金	—	—	—	76,743
合計	529,562	23,000	190,000	76,743

4. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	—	50,000	200,000	—	—	—
リース債務	19,936	19,936	19,936	19,936	19,936	275,500
合計	19,936	69,936	219,936	19,936	19,936	275,500

(有価証券関係)

1. 関係会社株式

関係会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、関係会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる関係会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
関係会社株式	290,000千円	106,444千円

2. その他有価証券

非上場株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、非上場株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
投資有価証券	10,000千円	10,000千円

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当事業年度において、関係会社株式について683,555千円の減損処理を行っております。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費	—

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度 (2020年3月期) において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

2022年4月1日に普通株式1株を100株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回①新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 16名	当社取締役 3名 当社従業員 31名	当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 270,000株	普通株式 852,800株	普通株式 30,000株
付与日	2014年12月24日	2019年3月30日	2020年3月20日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	自 2016年12月23日 至 2024年12月22日	自 2021年3月29日 至 2029年3月28日	自 2022年3月14日 至 2030年3月13日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① スtockオプション制度の内容に記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回①新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	192,400	852,800	—
付与	—	—	30,000
失効	—	6,400	—
権利確定	—	—	—
未確定残	192,400	846,400	30,000
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

② 単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回①新株予約権
権利行使価格 (円)	32	302	431
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算出しており、当社株式の評価方法は、DCF法を基礎として算出した価格により決定しております。なお、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の権利行使価格以下となり付与時点の単位当たりの本源的価値はゼロとなるため、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|--|-----|
| (1) 当事業年度末における本源的価値の合計 | 一千円 |
| (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計 | 一千円 |

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

（単位：千円）

	当事業年度 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
販売費及び一般管理費の株式報酬費	—

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度（2021年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

2022年4月1日に普通株式1株を100株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) ストック・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回①新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 16名	当社取締役 3名 当社従業員 31名	当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 270,000株	普通株式 852,800株	普通株式 30,000株
付与日	2014年12月24日	2019年3月30日	2020年3月20日
権利確定条件	（注）2	（注）2	（注）2
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	自 2016年12月23日 至 2024年12月22日	自 2021年3月29日 至 2029年3月28日	自 2022年3月14日 至 2030年3月13日

	第4回②新株予約権	第4回③新株予約権	第4回④新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社従業員 28名	当社従業員 14名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 10,000株	普通株式 254,700株	普通株式 46,000株
付与日	2020年4月24日	2020年7月29日	2020年8月28日
権利確定条件	（注）2	（注）2	（注）2
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	自 2022年4月16日 至 2030年4月15日	自 2022年7月16日 至 2030年7月15日	自 2022年8月20日 至 2030年8月19日

	第4回⑤新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 11名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1	普通株式 82,200株
付与日	2021年2月5日
権利確定条件	(注) 2
対象勤務期間	—
権利行使期間	自 2023年2月2日 至 2031年2月1日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容に記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回① 新株予約権	第4回② 新株予約権	第4回③ 新株予約権	第4回④ 新株予約権	第4回⑤ 新株予約権
権利確定前 (株)							
前事業年度末	192,400	846,400	30,000	—	—	—	—
付与	—	—	—	10,000	254,700	46,000	82,200
失効	—	6,000	—	—	5,000	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—	—
未確定残	192,400	840,400	30,000	10,000	249,700	46,000	82,200
権利確定後 (株)							
前事業年度末	—	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—	—	—	—

② 単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回①②③④⑤ 新株予約権
権利行使価格 (円)	32	302	431
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公 正な評価単価 (円)	—	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算出しており、当社株式の評価方法は、DCF法を基礎として算出した価格により決定しております。なお、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の権利行使価格以下となり付与時点の単位当たりの本源的価値はゼロとなるため、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|--|-----|
| (1) 当事業年度末における本源的価値の合計 | —千円 |
| (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計 | —千円 |

(税効果会計関係)

前事業年度 (2020年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金 (注)	574,230千円
減損損失	87,856
研究受託前受金	61,249
減価償却超過額	43,638
関係会社株式評価損	61,249
その他	8,895
繰延税金資産 小計	837,120
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	△574,230
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△262,889
評価性引当額小計	△837,120
繰延税金資産 合計	—
繰延税金資産の純額	—

(注) 税務上の繰越欠損金およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(*1)	23,511	39,329	76,259	119,551	158,953	156,625	574,230
評価性引当額	△23,511	△39,329	△76,259	△119,551	△158,953	△156,625	△574,230
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—(*2)

*1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

*2 税務上の繰越欠損金の全部を回収不能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.0%
住民税均等割	8.1%
評価性引当額の増減	△33.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.1%

当事業年度（2021年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金（注）2	683,049千円
減損損失	71,709
研究受託前受金	61,249
減価償却超過額	37,772
関係会社株式評価損	270,586
その他	5,350
繰延税金資産 小計	1,129,717
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2	△683,049
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△446,668
評価性引当額小計（注）1	△1,129,717
繰延税金資産 合計	—
繰延税金資産の純額	—

(注) 1. 評価性引当額が292,597千円増加しております。この増加の内容は、関係会社株式評価損及び税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を追加的に認識したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(*1)	39,329	76,259	119,551	158,953	43,513	245,442	683,049
評価性引当額	△39,329	△76,259	△119,551	△158,953	△43,513	△245,442	△683,049
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—(*2)

*1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

*2 税務上の繰越欠損金の全部を回収不能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

関連会社に対する投資の金額	490,000千円
持分法を適用した場合の投資の金額	259,702
持分法を適用した場合の投資利益の金額	△92,060

(注) 上記の「関連会社に対する投資の金額」のうち200,000千円は備忘価額まで減損処理しております。

当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

関連会社に対する投資の金額	990,000千円
持分法を適用した場合の投資の金額	106,444
持分法を適用した場合の投資利益の金額	△653,258

(注) 上記の「関連会社に対する投資の金額」は、883,555千円の減損を行っております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社は、マイクロ波化学関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社は、マイクロ波化学関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位：千円)

	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	合計
外部顧客への売上高	267,159	185,144	600,000	1,052,303

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国または地域に所在する有形固定資産はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	売上高
ペプチスター(株)	600,000
三井化学(株)	135,694

(注) 当社は単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位：千円)

	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	合計
外部顧客への売上高	211,925	246,101	—	458,026

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国または地域に所在する有形固定資産はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	売上高
三井化学㈱	121,143
大日本印刷㈱	87,000
太陽化学㈱	53,300
BASF戸田バッテリーマテリアルズ(同)	48,300
三菱ケミカル㈱	48,000

(注) 当社は単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社	ティエムティ株式会社	三重県四日市市	490,000	食品添加物の製造・販売	所有 直接50	役員の兼任 特許・ノウハウのライセンス供与	資金の貸付(注)1	190,000	関係会社長期貸付金	713,000
							貸付金の回収	290,000		
							貸付金利息の未収(注)1	5,827	未収入金	20,215
							ライセンス供与に係る対価の前受(注)2	—	前受金	200,000
							新株の発行(注)3	290,000	関係会社株式	290,000

(注)1. 貸付金の利率については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 特許・ノウハウライセンス契約を締結しており、当該契約にもとづき、ライセンス料を受け取っております。
3. 当社が、同社の行った第三者割当増資を1株につき50千円で引き受けたものです。
4. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者	吉野 巖	—	—	当社代表取締役	被所有 8.7	当社代表取締役 債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証(注)3	50,000 (注)1.2.	—	—
							当社定期借地権契約に対する債務被保証(注)4	—	—	—
							当社定期建物賃貸借契約に対する債務被保証(注)4	—	—	—

(注)1. 上記取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 債務被保証については、当事業年度末時点での債務被保証残高を取引金額に記載しております。
3. 当社は、銀行借入に対して当社代表取締役吉野巖より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
4. 当社は、定期借地権契約および定期建物賃貸借契約に対して当社代表取締役吉野巖より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社	ティエムティ株式会社	三重県四日市市	990,000	食品添加物の製造・販売	所有直接50	役員の兼任 特許・ノウハウのライセンス供与	貸付金の回収	500,000	関係会社長期貸付金	213,000
							貸付金利息の未収(注)1	3,682	未収入金	23,897
							出向人件費等の未収(注)2	25,127	未収入金	37,306
							ライセンス供与に係る対価の前受(注)3	—	前受金	200,000
							新株の発行(注)4	500,000	関係会社株式(注)5	106,444

(注)1. 貸付金の利率については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 取引金額の決定については、第三者との取引を勘案し、決定しております。

3. 特許・ノウハウライセンス契約を締結しており、当該契約にもとづき、ライセンス料を受け取っております。

4. 当社が、同社の行った第三者割当増資を1株につき50千円で引き受けたものです。

5. 関係会社株式は、883,555千円の減損を行っております（過去の取引総額は990,000千円）。

6. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者	吉野 巖	—	—	当社代表取締役	被所有8.7	当社代表取締役債務被保証	当社定期借地権契約に対する債務被保証(注)1	—	—	—
							当社定期建物賃貸借契約に対する債務被保証(注)1	—	—	—

(注)1. 当社は、定期借地権契約および定期建物賃貸借契約に対して当社代表取締役吉野巖より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

2. 親会社または重要な関連会社に関する注記

(1) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社はティエムティ(株)であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	ティエムティ(株)	
	前事業年度	当事業年度
流動資産合計	146,873	334,607
固定資産合計	3,653,213	2,323,117
流動負債合計	986,805	1,135,553
固定負債合計	2,293,875	1,309,281
純資産合計	519,405	212,888
売上高	—	—
税引前当期純損失	△183,818	△1,305,512
当期純損失	△184,121	△1,306,516

(1株当たり情報)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	△1,119円92銭
1株当たり当期純利益	13円00銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 2022年4月1日に普通株式1株を100株とする株式分割を行っておりますが、当事業年度(2020年3月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額および1株当たり当期純損失を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益(千円)	32,523
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	32,523
普通株式の期中平均株式数(株)	2,500,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類(新株予約権の数13,188個)。なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	△1,534円48銭
1株当たり当期純損失(△)	△414円55銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

2. 2022年4月1日に普通株式1株を100株とする株式分割を行っておりますが、前事業年度(2020年3月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額および1株当たり当期純損失を算定しております。

3. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純損失(△)(千円)	△1,036,391
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純損失(△)(千円)	△1,036,391
普通株式の期中平均株式数(株)	2,500,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権7種類(新株予約権の数14,507個)。なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2022年3月4日開催の取締役会決議に基づき、2022年4月1日付をもって株式分割を行っております。また、2022年4月1日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2022年3月31日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき100株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 134,434株

今回の分割により増加する株式数 13,308,966株

株式分割後の発行済株式総数 13,443,400株

株式分割後の発行可能株式総数 53,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2022年4月1日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が2020年3月期の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の概要

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、収益認識会計基準等の適用による、当第3四半期累計期間の損益に与える影響はなく、利益剰余金の当期首残高に与える影響もありません。

また、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第3四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(四半期貸借対照表関係)

※1 固定資産圧縮記帳

国庫補助金等受入により取得価額から直接減額した価額の内訳

	当第3四半期会計期間 (2021年12月31日)
建物	43,531千円
構築物	34,570 "
機械及び装置	433,933 "
工具、器具及び備品	3,039 "
ソフトウェア	9,845 "

2 コミットメントライン契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結しております。コミットメントライン契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。なお、本契約には、純資産額および期間損益計上に関する財務制限条項が付されております。

	当第3四半期会計期間 (2021年12月31日)
コミットメントラインの総額	300,000千円
借入実行残高	— "
差引額	300,000 "

(四半期損益計算書関係)

※1 売上高の季節的変動

当第3四半期累計期間

当社は事業の性質上、売上高に季節的変動があり、第1四半期、第2四半期および第3四半期に比し、第4四半期の売上高の割合が高くなります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

当第3四半期累計期間
(自 2021年4月1日
至 2021年12月31日)

減価償却費 51,837千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当第3四半期会計期間
(2021年12月31日)

関連会社に対する投資の金額 990,000千円

持分法を適用した場合の投資の金額 77,442 "

(注) 上記の「関連会社に対する投資の金額」は、883,555千円の減損を行っております。

当第3四半期累計期間
(自 2021年4月1日
至 2021年12月31日)

持分法を適用した場合の投資利益の金額 Δ 29,002千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、マイクロ波化学関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社はマイクロ波化学関連事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

当第3四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

	報告セグメント
	マイクロ波化学関連事業
共同開発契約	477,555千円
ライセンス契約	200,000千円
その他	100千円
合計	677,655千円

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり四半期純損失	△0.99円
(算定上の基礎)	
四半期純損失(千円)	△2,492
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純損失(千円)	△2,492
普通株式の期中平均株式数(株)	2,500,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益の算定に含めなかつ た潜在株式で、前事業年度末から重要な変動 があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2. 2022年4月1日に普通株式1株を100株とする株式分割を行っておりますが、期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純損失を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2022年3月4日開催の取締役会決議に基づき、2022年4月1日付をもって株式分割を行っております。また、2022年4月1日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2022年3月31日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき100株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 134,434株

今回の分割により増加する株式数 13,308,966株

株式分割後の発行済株式総数 13,443,400株

株式分割後の発行可能株式総数 53,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2022年4月1日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が2020年3月期の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の概要

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)
		ペプチスター(株)	10	10,000

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額または償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	195,428	6,968	—	202,397	122,545	6,990	79,851
構築物	106,118	3,102	—	109,220	56,591	3,844	52,628
機械及び装置	495,997	29,873	—	525,870	341,500	27,051	184,370
車両運搬具	2,823	—	—	2,823	2,625	70	198
工具、器具及び備品	11,635	6,717	—	18,353	9,020	2,512	9,333
リース資産	407,906	—	—	407,906	32,724	19,936	375,181
建設仮勘定	72,558	570	3,056	70,072	70,072	—	0
有形固定資産計	1,292,467	47,231	3,056	1,336,643	635,080	60,405	701,562
無形固定資産							
ソフトウェア	31,218	8,124	—	39,342	23,289	4,779	16,053
無形固定資産計	31,218	8,124	—	39,342	23,289	4,779	16,053

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 「減価償却累計額」欄には、減損損失累計額を含めて記載しております。

3. 当期増加額の主な内訳

機械及び装置	四重極質量分析計	11,800千円
	Roast One	6,750千円
	915MHz25kWマイクロ波発振器	5,709千円
	915MHz300Wマイクロ波加熱装置	4,500千円
工具、器具及び備品	事業所構内放送設備工事	5,505千円
ソフトウェア	ANSYS HPC Pack-Paid UP	6,028千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	50,000	—	1.5	—
1年以内に返済予定のリース債務	19,936	19,936	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	250,000	250,000	0.4	2022年～2023年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	375,181	355,245	—	—
合計	695,117	625,181	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各事業年度に配分しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2. 長期借入金およびリース債務の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	50,000	200,000	—	—
リース債務	19,936	19,936	19,936	19,936

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	69
普通預金	382,250
合計	382,320

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
三井化学株式会社	46,822
大日本印刷株式会社	8,250
三菱ケミカル株式会社	7,150
日本新薬株式会社	3,300
Honeywell's UOP	3,105
合計	68,627

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{\quad}{(B)}$ 365
55,836	314,198	301,407	68,627	81.5	72

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ. 仕掛品

品目	金額 (千円)
共同開発	17,139
合計	17,139

② 固定資産

イ. 関係会社株式

相手先	金額 (千円)
ティエムティ株式会社	106,444
合計	106,444

ロ. 関係会社長期貸付金

相手先	金額 (千円)
ティエムティ株式会社	213,000
合計	213,000

③ 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額 (千円)
株式会社フジムラ	1,760
ジャパンセンサー株式会社	1,309
ニッシン産業株式会社	1,280
株式会社ピーエス	1,270
巴工業株式会社	1,072
その他	1,448
合計	8,140

ロ. 前受金

相手先	金額 (千円)
ティエムティ株式会社	200,000
三菱ケミカル株式会社	29,700
積水化学工業株式会社	7,700
株式会社日本製鋼所	5,500
株式会社マングラム	1,650
合計	244,550

(3) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

2022年5月13日開催の取締役会において承認された第15期事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の財務諸表は次のとおりであります。

なお、この財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は未了であり、監査報告書は受領しておりません。

① 財務諸表
イ 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	382,320	220,528
売掛金	68,627	159,546
仕掛品	17,139	13,691
未収入金	※3 68,360	※3 100,309
立替金	※3 10,253	※3 10,181
前払費用	12,112	11,556
前払金	15,396	—
未収消費税等	3,087	—
流動資産合計	577,297	515,815
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※1 79,851	※1 78,509
構築物（純額）	※1 52,628	※1 48,783
機械及び装置（純額）	※1 184,370	※1 160,704
車両運搬具（純額）	198	128
工具、器具及び備品（純額）	※1 9,333	※1 7,328
リース資産（純額）	375,181	355,245
建設仮勘定	0	363
有形固定資産合計	※2 701,562	※2 651,062
無形固定資産		
ソフトウェア	※1 16,053	※1 15,166
無形固定資産合計	16,053	15,166
投資その他の資産		
投資有価証券	10,000	5,000
関係会社株式	106,444	319,444
関係会社長期貸付金	213,000	—
差入保証金	76,743	75,648
その他	601	272
投資その他の資産合計	406,789	400,365
固定資産合計	1,124,406	1,066,594
資産合計	1,701,703	1,582,409

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	8,140	4,705
1年内返済予定の長期借入金	—	50,000
未払金	41,828	31,227
未払費用	33,104	36,364
リース債務	19,936	19,936
未払法人税等	4,140	10,021
未払消費税等	—	3,987
契約負債	※3 244,550	44,620
預り金	9,073	10,799
流動負債合計	360,772	211,662
固定負債		
長期借入金	250,000	410,000
リース債務	355,245	335,309
固定負債合計	605,245	745,309
負債合計	966,017	956,971
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,298,446	2,298,446
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△1,562,760	△1,673,008
利益剰余金合計	△1,562,760	△1,673,008
株主資本合計	735,685	625,437
純資産合計	735,685	625,437
負債純資産合計	1,701,703	1,582,409

ロ 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
売上高	458,026	※1 860,510
売上原価	219,780	202,826
売上総利益	238,246	657,683
販売費及び一般管理費	※2, ※3 586,628	※2, ※3 745,179
営業損失(△)	△348,382	△87,495
営業外収益		
受取利息	※1 3,689	※1 388
受取手数料	—	1,393
為替差益	—	171
その他	268	363
営業外収益合計	3,957	2,317
営業外費用		
支払利息	11,174	13,698
営業外費用合計	11,174	13,698
経常損失(△)	△355,599	△98,876
特別利益		
補助金収入	※4 17,329	※4 134,502
特別利益合計	17,329	134,502
特別損失		
固定資産除却損	—	400
固定資産圧縮損	※4 11,715	※4 105,223
投資有価証券評価損	—	5,000
関係会社株式評価損	683,555	—
本社移転費用	—	32,400
特別損失合計	695,271	143,024
税引前当期純損失(△)	△1,033,541	△107,397
法人税、住民税及び事業税	2,850	2,850
当期純損失(△)	△1,036,391	△110,247

売上原価明細書

		前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
期首製品棚卸高		—	—
当期製品製造原価	※	219,780	202,826
合計		219,780	202,826
期末製品棚卸高		—	—
売上原価		219,780	202,826

(注) ※. 内訳は製造原価明細書に記載しております。

製造原価明細書

		前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費		67,305	29.8	62,911	31.6
II 労務費		85,525	37.8	82,345	41.3
III 経費	※	73,265	32.4	54,122	27.1
当期総製造費用		226,096	100.0	199,379	100.0
期首仕掛品棚卸高		10,822		17,139	
合計		236,919		216,518	
期末仕掛品棚卸高		17,139		13,691	
当期製品製造原価		219,780		202,826	

(注) ※. 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
減価償却費 (千円)	23,860	18,511
賃借料 (千円)	17,697	12,877
共同研究費 (千円)	11,502	11,182
旅費交通費 (千円)	4,164	3,047
水道光熱費 (千円)	4,238	2,478

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

ハ 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	2,298,446	235,002	—	235,002	△761,371	1,772,077	1,772,077
当期変動額							
資本準備金から その他資本剰余金への 振替		△235,002	235,002	—		—	—
欠損填補			△235,002	△235,002	235,002	—	—
当期純損失 (△)					△1,036,391	△1,036,391	△1,036,391
当期変動額合計	—	△235,002	—	△235,002	△801,389	△1,036,391	△1,036,391
当期末残高	2,298,446	—	—	—	△1,562,760	735,685	735,685

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	2,298,446	—	—	—	△1,562,760	735,685	735,685
当期変動額							
当期純損失 (△)					△110,247	△110,247	△110,247
当期変動額合計	—	—	—	—	△110,247	△110,247	△110,247
当期末残高	2,298,446	—	—	—	△1,673,008	625,437	625,437

ニ キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失 (△)	△1,033,541	△107,397
減価償却費	65,184	69,265
為替差損益 (△は益)	—	△171
差入保証金償却額	1,095	1,095
固定資産除却損	—	400
固定資産圧縮損	11,715	105,223
投資有価証券評価損	—	5,000
関係会社株式評価損	683,555	—
受取利息	△3,689	△388
支払利息	11,174	13,698
売上債権の増減額 (△は増加)	△12,791	△90,746
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△6,316	3,447
未収入金の増減額 (△は増加)	△3,643	△31,563
未収消費税等の増減額 (△は増加)	△3,087	3,087
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△10,151	3,987
前払金の増減額 (△は増加)	△15,396	15,396
前払費用の増減額 (△は増加)	470	556
立替金の増減額 (△は増加)	△94	71
仕入債務の増減額 (△は減少)	5,860	△3,435
未払金の増減額 (△は減少)	15,709	△2,378
未払費用の増減額 (△は減少)	△9,114	3,260
契約負債の増減額 (△は減少)	23,294	△199,929
その他	6,123	2,055
小計	△273,641	△209,468
利息の受取額	6	3
利息の支払額	△11,174	△13,698
法人税等の支払額	△2,850	△2,850
営業活動によるキャッシュ・フロー	△287,659	△226,012
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△65,436	△107,205
無形固定資産の取得による支出	△7,194	△18,637
関係会社株式の取得による支出	△500,000	△213,000
関係会社長期貸付金の回収による収入	500,000	213,000
差入保証金の差入による支出	△10	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△72,640	△125,843
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	—	210,000
長期借入金の返済による支出	△50,000	—
リース債務の返済による支出	△19,936	△19,936
財務活動によるキャッシュ・フロー	△69,936	190,063
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△430,236	△161,791
現金及び現金同等物の期首残高	812,556	382,320
現金及び現金同等物の期末残高	※ 382,320	※ 220,528

注記事項

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準および評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2 棚卸資産の評価基準および評価方法

仕掛品 個別法による原価法

貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5～20年
構築物	15～20年
機械及び装置	8年
車両運搬具	2年
工具、器具及び備品	2～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産（所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

4 繰延資産の処理方法

株式発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度において貸倒引当金は計上しておりません。

6 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、約束された対価は履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

① 共同開発契約

共同開発契約においては、開発テーマに関する報告書・サンプル等を提出し対価を得ております。このような契約においては、顧客による報告書・サンプル等の検収が完了した時点で収益を認識しております。

② ライセンス契約

ライセンス契約においては、顧客に対して当社の知的財産の実施許諾を行い、その対価として契約一時金、ランニングロイヤリティを得ております。契約一時金は、知的財産の実施許諾する時点で収益を認識しております。ランニングロイヤリティは、実施許諾先の企業の売上高に基づいて生じるものであり、実施許諾先の企業において製品が販売された時点で収益を認識しております。

7 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 関係会社(ティエムティ株式会社)株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

- ・関係会社株式 106,444千円
- ・関係会社株式評価損 683,555千円

(2) その他の情報

・見積りの算出方法

関係会社株式については、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額を当事業年度の損失として処理しております。

実質価額とは、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した財務諸表を基礎に、原則として資産等の時価評価に基づく評価差額を加味して算定した1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額であります。

また、実質価額が「著しく低下したとき」とは、株式の実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下しており、かつ実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合を指しております。

・見積りの算出に用いた主要な仮定

関係会社株式の評価においては、関係会社の将来の事業計画を基礎として関係会社株式の回復可能性を判断しております。将来の事業計画は、生産数量及び販売数量の見込み、景気動向、顧客動向、技術革新の予測を、主要な仮定としております。

・翌事業年度の財務諸表に与える影響

翌事業年度の当該株式の発行会社の財政状態がさらに悪化した場合には、翌事業年度において株式の更なる減額が必要となり、関係会社株式評価損の計上が必要となる可能性があります。

2. 関係会社(ティエムティ株式会社)長期貸付金の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

- ・関係会社長期貸付金 213,000千円

(2) その他の情報

・見積りの算出方法

関係会社長期貸付金については、債権の発生当初における将来キャッシュ・フローと債権の帳簿価額との差額が一定率となるような割引率を算出し、債権の元本および利息について、元本の回収および利息の受取が見込まれるときから当事業年度末までの期間にわたり、債権の発生当初の割引率で割り引いた現在価値の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とし、損失として処理しております。

・見積りの算出に用いた主要な仮定

関係会社長期貸付金の評価においては、関係会社の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを基礎として関係会社長期貸付金の回収可能性を判断しております。将来の事業計画は、生産数量及び販売数量の見込み、景気動向、顧客動向、技術革新の予測を、主要な仮定としております。

・翌事業年度の財務諸表に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りについては、一定の仮定を設定しております。これらの仮定は将来の不確実な経済状況および関係会社の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

3. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

- ・固定資産 717,616千円

(2) その他の情報

・見積りの算出方法

当社は、単一セグメントであるため、資産グループについても、単一のマイクロ波関連事業とし、当該資産グループに減損の兆候がある場合には、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し、減損損失を認識すべきであると判定された資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

固定資産の回収可能価額の決定に当たっては使用価値と正味売却価額のいずれか大きい額によっております。

使用価値は、資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値として算定しております。

・見積りの算出に用いた主要な仮定

主要な固定資産をリース資産としており、19年を将来キャッシュ・フローの見積り期間としております。

将来キャッシュ・フローは、取締役会により承認された事業計画を基礎として算定しており、当該事業計画は、顧客からの受注等について合理的な仮定を置いて策定しておりますが、受注の成否は、顧客との交渉状況、および顧客との共同開発における進捗及び結果等の影響を受けるため、不確実性があります。

・翌事業年度の計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローや正味売却価額の見積りについては、一定の仮定を設定しております。これらの仮定は、顧客との交渉状況、および顧客との共同開発における進捗及び結果等の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

・固定資産 666,229千円

(2) その他の情報

・見積りの算出方法

当社は、単一セグメントであるため、資産グループについても、単一のマイクロ波関連事業とし、当該資産グループに減損の兆候がある場合には、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し、減損損失を認識すべきであると判定された資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

固定資産の回収可能価額の決定に当たっては使用価値と正味売却価額のいずれか大きい額によっております。

使用価値は、資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値として算定しております。

・見積りの算出に用いた主要な仮定

主要な固定資産をリース資産としており、18年を将来キャッシュ・フローの見積り期間としております。

将来キャッシュ・フローは、取締役会により承認された事業計画を基礎として算定しており、当該事業計画は、顧客からの受注等について合理的な仮定を置いて策定しておりますが、受注の成否は、顧客との交渉状況、および顧客との共同開発における進捗及び結果等の影響を受けるため、不確実性があります。

・翌事業年度の計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローや正味売却価額の見積りについては、一定の仮定を設定しております。これらの仮定は、顧客との交渉状況、および顧客との共同開発における進捗及び結果等の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、収益認識会計基準等の適用による、当事業年度の損益に与える影響はなく、利益剰余金の当期首残高に与える影響もありません。

また、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係注記」を記載しておりません。

また、前事業年度の貸借対照表において「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しており、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「前受金の増減額」は、当事業年度より「契約負債の増減額」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

(未適用の会計基準等)

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

- ・「収益認識に関する会計基準」
(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日

2022年3月期の期首から適用する予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」
(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」
(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」
(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」
(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス (国際財務報告基準 (IFRS) においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」) を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

2. 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとし、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(追加情報)

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の拡大による事業への影響については、現時点で入手可能な情報を基に検証等を行っております。新型コロナウイルス感染症の今後の感染拡大や収束時期等を正確に予測することが未だ困難な状況にあるものの、当社の会計上の見積りを大幅に見直す状況には至っておらず、会計上の見積りの仮定について重要な変更はありません。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、次期以降の当社の財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の拡大による事業への影響については、現時点で入手可能な情報を基に検証等を行っております。新型コロナウイルス感染症の今後の感染拡大や収束時期等を正確に予測することが未だ困難な状況にあるものの、当社の会計上の見積りを大幅に見直す状況には至っておらず、会計上の見積りの仮定について重要な変更はありません。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、次期以降の当社の財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

※1 国庫補助金等により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額およびその内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
建物	43,531千円	55,164千円
構築物	34,570	34,570
機械及び装置	433,933	515,151
工具、器具及び備品	3,039	3,039
ソフトウェア	9,845	22,217
計	524,920	630,144

※2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	147,706千円	210,370千円

※3 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
未収入金	61,204千円	87,237千円
立替金	10,181	10,181
契約負債	200,000	—

4 コミットメントライン契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結しております。コミットメントライン契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。なお、本契約には、純資産額および期間損益計上に関する財務制限条項が付されております。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
コミットメントラインの総額	300,000千円	300,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	300,000	300,000

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
売上高	－千円	200,000千円
受取利息	3,682	385

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度0.0%、当事業年度0.0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度100.0%、当事業年度100.0%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
研究開発費	362,999千円	452,890千円
給与手当	57,180	82,233
支払報酬	36,440	50,888
役員報酬	28,620	33,720
特許費用	28,673	25,911
租税公課	14,328	24,283

※3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
	362,999千円	452,890千円

※4 補助金収入と固定資産圧縮損の内容は、次のとおりであります。

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

補助金収入は、中小企業経営支援等対策費補助金、課題設定型産業技術開発費助成金の交付によるものであり、固定資産圧縮損は、当該補助金を固定資産の取得原価から直接減額したことにより発生したものであります。

当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

補助金収入は、課題設定型産業技術開発費助成金の交付によるものであり、固定資産圧縮損は、当該補助金を固定資産の取得原価から直接減額したことにより発生したものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	25,000	-	-	25,000
A種種類株式	10,714	-	-	10,714
B種種類株式	35,300	-	-	35,300
C種種類株式	28,404	-	-	28,404
D種種類株式	15,628	-	-	15,628
E種種類株式	6,250	-	-	6,250
F種種類株式	6,441	-	-	6,441
G種種類株式	6,697	-	-	6,697
合計	134,434	-	-	134,434

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式数(株)				当事業年度末 残高(千円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
第1回新株予約権	B種種類株式	2,500	-	2,500	-	-
ストック・オプションと しての第2回新株予約権	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションと しての第3回新株予約権	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションと しての第4回①新株予約 権	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションと しての第4回②新株予約 権	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションと しての第4回③新株予約 権	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションと しての第4回④新株予約 権	-	-	-	-	-	-
ストック・オプションと しての第4回⑤新株予約 権	-	-	-	-	-	-
合計		2,500	-	2,500	-	-

(注) 1. 第4回①、②、③、④および⑤新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

2. 第1回新株予約権の減少は、権利行使期間の満了による消滅2,500株によるものであります。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	25,000	109,434	-	134,434
A種種類株式	10,714	-	10,714	-
B種種類株式	35,300	-	35,300	-
C種種類株式	28,404	-	28,404	-
D種種類株式	15,628	-	15,628	-
E種種類株式	6,250	-	6,250	-
F種種類株式	6,441	-	6,441	-
G種種類株式	6,697	-	6,697	-
合計	134,434	109,434	109,434	134,434

（変動事由の概要）

- (1) A種種類株式の減少数の内容は、次のとおりであります。
種類株式から普通株式への転換による減少 10,714株
- (2) B種種類株式の減少数の内容は、次のとおりであります。
種類株式から普通株式への転換による減少 35,300株
- (3) C種種類株式の減少数の内容は、次のとおりであります。
種類株式から普通株式への転換による減少 28,404株
- (4) D種種類株式の減少数の内容は、次のとおりであります。
種類株式から普通株式への転換による減少 15,628株
- (5) E種種類株式の減少数の内容は、次のとおりであります。
種類株式から普通株式への転換による減少 6,250株
- (6) F種種類株式の減少数の内容は、次のとおりであります。
種類株式から普通株式への転換による減少 6,441株
- (7) G種種類株式の減少数の内容は、次のとおりであります。
種類株式から普通株式への転換による減少 6,697株

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての第2回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第3回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第4回①新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第4回②新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第4回③新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第4回④新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第4回⑤新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第5回新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—

(注) 1. 第4回②、③、④、⑤及び第5回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
現金及び預金勘定	382,320千円	220,528千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	382,320	220,528

(リース取引関係)

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

・有形固定資産

マイクロ波化学関連事業における実証開発設備 (建物) であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に係る事項に関する注記「3 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1年内	18,120千円
1年超	321,630

当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

・有形固定資産

マイクロ波化学関連事業における実証開発設備 (建物) であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に係る事項に関する注記「3 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1年内	18,120千円
1年超	303,510

(金融商品関係)

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、研究開発を進めるために必要な資金については、研究開発計画に照らし、主に銀行借入や第三者割当増資により必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用する方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、及びその他金銭債権である未収入金、立替金、関係会社長期貸付金及び差入保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとに期日管理及び債権残高管理を随時行うことによってリスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金、及びその他金銭債務である未払金、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であり、流動性リスクを負っております。長期借入金の用途は運転資金及び設備投資資金であります。リース債務は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算期後19年であります。支払いの管理については、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価については、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	382,320	382,320	—
(2) 売掛金	68,627	68,627	—
(3) 未収入金	68,360	68,360	—
(4) 立替金	10,253	10,253	—
(5) 関係会社長期貸付金	213,000	213,000	—
(6) 差入保証金	76,743	70,825	△5,917
(7) 買掛金	(8,140)	(8,140)	—
(8) 未払金	(41,828)	(41,828)	—
(9) 未払法人税等	(4,140)	(4,140)	—
(10) 長期借入金	(250,000)	(250,000)	—
(11) リース債務(1年内返済予定のリース債務を含む)	(375,181)	(426,648)	51,467

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金、(4) 立替金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 関係会社長期貸付金

返済期日までのキャッシュ・フローを期末に同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(6) 差入保証金

返済期日までのキャッシュ・フローを国債の利回り等の適切な指標で割り引いて算定する方法によっております。

負債

(7)買掛金、(8)未払金、(9)未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(10)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(11)リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、新規にリース契約を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2021年3月31日)
非上場株式	10,000
関係会社株式	106,444

非上場株式および関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	382,320	—	—	—
売掛金	68,627	—	—	—
未収入金	68,360	—	—	—
立替金	10,253	—	—	—
関係会社長期貸付金	—	23,000	190,000	—
差入保証金	—	—	—	76,743
合計	529,562	23,000	190,000	76,743

4. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	—	50,000	200,000	—	—	—
リース債務	19,936	19,936	19,936	19,936	19,936	275,500
合計	19,936	69,936	219,936	19,936	19,936	275,500

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、研究開発を進めるために必要な資金については、研究開発計画に照らし、主に銀行借入や第三者割当増資により必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用する方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、及びその他金銭債権である未収入金、立替金、関係会社長期貸付金及び差入保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとに期日管理及び債権残高管理を随時行うことによってリスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金、及びその他金銭債務である未払金、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であり、流動性リスクを負っております。長期借入金の用途は運転資金及び設備投資資金であります。リース債務は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算期後18年であります。支払いの管理については、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価については、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 差入保証金	75,648	70,408	△5,239
(2) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	(460,000)	(460,000)	-
(3) リース債務（1年内返済予定のリース債務を含む）	(355,245)	(406,857)	51,612

(注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「立替金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2. 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は、上表には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2022年3月31日)
非上場株式	5,000
関係会社株式	319,444

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	220,528	—	—	—
売掛金	159,546	—	—	—
未収入金	100,309	—	—	—
立替金	10,181	—	—	—
差入保証金	—	—	—	75,648
合計	490,566	—	—	75,648

4. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	50,000	410,000	—	—	—	—
リース債務	19,936	19,936	19,936	19,936	19,936	255,564
合計	69,936	429,936	19,936	19,936	19,936	255,564

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に係る相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 差入保証金	—	70,408	—	70,408
(2) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	(460,000)	—	(460,000)
(3) リース債務（1年内返済予定のリース債務を含む）	—	(406,857)	—	(406,857)

(*1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2)「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「立替金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 差入保証金

返済期日までの将来キャッシュ・フローと、国債の利回り等の適切な指標を基に割引現在価値法により算定して

おり、レベル2の時価に分類しております。

(2)長期借入金、(3)リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 関係会社株式

関係会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、関係会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる関係会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
関係会社株式	106,444千円	319,444千円

2. その他有価証券

非上場株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、非上場株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
投資有価証券	10,000千円	5,000千円

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当事業年度において、関係会社株式について683,555千円の減損処理を行っております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当事業年度において、投資有価証券について5,000千円の減損処理を行っております。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費	—

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度 (2021年3月期) において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

2022年4月1日に普通株式1株を100株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回①新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 16名	当社取締役 3名 当社従業員 31名	当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 270,000株	普通株式 852,800株	普通株式 30,000株
付与日	2014年12月24日	2019年3月30日	2020年3月20日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	自 2016年12月23日 至 2024年12月22日	自 2021年3月29日 至 2029年3月28日	自 2022年3月14日 至 2030年3月13日

	第4回②新株予約権	第4回③新株予約権	第4回④新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社従業員 28名	当社従業員 14名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 10,000株	普通株式 254,700株	普通株式 46,000株
付与日	2020年4月24日	2020年7月29日	2020年8月28日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	自 2022年4月16日 至 2030年4月15日	自 2022年7月16日 至 2030年7月15日	自 2022年8月20日 至 2030年8月19日

	第4回⑤新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 11名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 82,200株
付与日	2021年2月5日
権利確定条件	(注) 2
対象勤務期間	—
権利行使期間	自 2023年2月2日 至 2031年2月1日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容に記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回① 新株予約権	第4回② 新株予約権	第4回③ 新株予約権	第4回④ 新株予約権	第4回⑤ 新株予約権
権利確定前 (株)							
前事業年度末	192,400	846,400	30,000	—	—	—	—
付与	—	—	—	10,000	254,700	46,000	82,200
失効	—	6,000	—	—	5,000	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—	—
未確定残	192,400	840,400	30,000	10,000	249,700	46,000	82,200
権利確定後 (株)							
前事業年度末	—	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—	—	—	—

② 単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回①②③④⑤ 新株予約権
権利行使価格 (円)	32	302	431
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算出しており、当社株式の評価方法は、DCF法を基礎として算出した価格により決定しております。なお、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の権利行使価格以下となり付与時点の単位当たりの本源的価値はゼロとなるため、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|--|-----|
| (1) 当事業年度末における本源的価値の合計 | —千円 |
| (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計 | —千円 |

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費	—

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度（2022年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

2022年4月1日に普通株式1株を100株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) ストック・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回①新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 16名	当社取締役 3名 当社従業員 31名	当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 270,000株	普通株式 852,800株	普通株式 30,000株
付与日	2014年12月24日	2019年3月30日	2020年3月20日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	自 2016年12月23日 至 2024年12月22日	自 2021年3月29日 至 2029年3月28日	自 2022年3月14日 至 2030年3月13日

	第4回②新株予約権	第4回③新株予約権	第4回④新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社従業員 28名	当社従業員 14名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 10,000株	普通株式 254,700株	普通株式 46,000株
付与日	2020年4月24日	2020年7月29日	2020年8月28日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	自 2022年4月16日 至 2030年4月15日	自 2022年7月16日 至 2030年7月15日	自 2022年8月20日 至 2030年8月19日

	第4回⑤新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 11名	当社取締役 2名 当社従業員 23名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 82,200株	普通株式 165,600株
付与日	2021年2月5日	2022年2月4日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	—	—
権利行使期間	自 2023年2月2日 至 2031年2月1日	自 2024年2月1日 至 2032年1月31日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容に記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回① 新株予約権	第4回② 新株予約権	第4回③ 新株予約権	第4回④ 新株予約権	第4回⑤ 新株予約権
権利確定前 (株)							
前事業年度末	192,400	840,400	30,000	10,000	249,700	46,000	82,200
付与	—	—	—	—	—	—	—
失効	—	2,000	—	—	2,200	1,800	3,200
権利確定	—	—	—	—	—	—	—
未確定残	192,400	838,400	30,000	10,000	247,500	44,200	79,000
権利確定後 (株)							
前事業年度末	—	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—	—	—	—

	第5回 新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	—
付与	165,600
失効	—
権利確定	—
未確定残	165,600
権利確定後 (株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回①②③④⑤ 新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格 (円)	32	302	431	461
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算出しており、当社株式の評価方法は、DCF法を基礎として算出した価格により決定しております。なお、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の権利行使価格以下となり付与時点の単位当たりの本源的価値はゼロとなるため、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計	一千円
(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計	一千円

(税効果会計関係)

前事業年度 (2021年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金 (注) 2	683,049千円
減損損失	71,709
研究受託前受金	61,249
減価償却超過額	37,772
関係会社株式評価損	270,586
その他	5,350
繰延税金資産 小計	1,129,717
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	△683,049
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△446,668
評価性引当額小計 (注) 1	△1,129,717
繰延税金資産 合計	—
繰延税金資産の純額	—

(注) 1. 評価性引当額が292,597千円増加しております。この増加の内容は、関係会社株式評価損及び税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を追加的に認識したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(*1)	39,329	76,259	119,551	158,953	43,513	245,442	683,049
評価性引当額	△39,329	△76,259	△119,551	△158,953	△43,513	△245,442	△683,049
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—(*2)

*1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

*2 税務上の繰越欠損金の全部を回収不能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当事業年度（2022年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金（注）	737,868千円
減損損失	56,361
減価償却超過額	47,827
関係会社株式評価損	270,586
その他	7,785
繰延税金資産 小計	1,120,430
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	△737,868
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△382,561
評価性引当額小計	△1,120,430
繰延税金資産 合計	—
繰延税金資産の純額	—

(注) 税務上の繰越欠損金およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(*1)	76,259	119,551	158,953	43,513	58,355	281,236	737,868
評価性引当額	△76,259	△119,551	△158,953	△43,513	△58,355	△281,236	△737,868
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—(*2)

*1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

*2 税務上の繰越欠損金の全部を回収不能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

関連会社に対する投資の金額	990,000千円
持分法を適用した場合の投資の金額	106,444
持分法を適用した場合の投資利益の金額	△653,258

(注) 上記の「関連会社に対する投資の金額」は、883,555千円の減損を行っております。

当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

関連会社に対する投資の金額	1,203,000千円
持分法を適用した場合の投資の金額	280,611
持分法を適用した場合の投資利益の金額	△38,833

(注) 上記の「関連会社に対する投資の金額」は、883,555千円の減損を行っております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社は、マイクロ波化学関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

当社は、マイクロ波化学関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位：千円)

	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4	合計
外部顧客への売上高	211,925	246,101	—	—	458,026

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国または地域に所在する有形固定資産はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	売上高
三井化学㈱	121,143
大日本印刷㈱	87,000
太陽化学㈱	53,300
BASF戸田バッテリーマテリアルズ(同)	48,300
三菱ケミカル㈱	48,000

(注) 当社は単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4	合計
外部顧客への売上高	309,950	320,460	30,000	200,100	860,510

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国または地域に所在する有形固定資産はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	売上高
三菱ケミカル㈱	215,432
三井化学㈱	214,281
ティエムティ㈱	200,000
大日本印刷㈱	92,500

(注) 当社は単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

関連当事者情報

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社	ティエムティ株式会社	三重県四日市市	990,000	食品添加物の製造・販売	所有 直接50	役員の兼任 特許・ノウハウのライセンス供与	貸付金の回収	500,000	関係会社長期貸付金	213,000
							受取利息(注)1	3,682	未収入金	23,897
							出向人件費等(注)2	25,127	未収入金	37,306
							ライセンス供与に係る対価の前受(注)3	—	前受金	200,000
							新株の発行(注)4	500,000	関係会社株式(注)5	106,444

(注)1. 貸付金の利率については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 取引金額の決定については、第三者との取引を勘案し、決定しております。

3. 特許・ノウハウライセンス契約を締結しており、当該契約にもとづき、ライセンス料を受け取っております。

4. 当社が、同社の行った第三者割当増資を1株につき50千円で引き受けたものです。

5. 関係会社株式は、883,555千円の減損を行っております（過去の取引総額は990,000千円）。

6. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者	吉野 巖	—	—	当社代表取締役	被所有 8.7	当社代表取締役 債務被保証	当社定期借地権契約に対する債務被保証(注)1	—	—	—
							当社定期建物賃貸借契約に対する債務被保証(注)1	—	—	—

(注)1. 当社は、定期借地権契約および定期建物賃貸借契約に対して当社代表取締役吉野巖より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社	ティエムティ株式会社	三重県四日市市	1,203,000	食品添加物の製造・販売	所有直接50	役員の兼任 特許・ノウハウのライセンス供与	貸付金の回収	213,000	関係会社長期貸付金	—
							受取利息(注)1	385	未収入金	24,283
							出向人件費等(注)2	25,648	未収入金	62,954
							ライセンス収入(注)3	200,000	前受金	—
新株の発行(注)4	213,000	関係会社株式(注)5	319,444							

(注)1. 貸付金の利率については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 取引金額の決定については、第三者との取引を勘案し、決定しております。

3. 特許・ノウハウライセンス契約を締結しており、当該契約に基づき受取ったライセンス料を売上計上しております。

4. 当社が、同社の行った第三者割当増資を1株につき50千円で引き受けたものです。

5. 関係会社株式は、883,555千円の減損を行っております（過去の取引総額は1,203,000千円）。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者	吉野 巖	—	—	当社代表取締役	被所有8.7	当社代表取締役債務被保証	当社定期借地権契約に対する債務被保証(注)1	—	—	—
							当社定期建物賃貸借契約に対する債務被保証(注)1	—	—	—

(注)1. 当社は、定期借地権契約および定期建物賃貸借契約に対して当社代表取締役吉野巖より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

2. 親会社または重要な関連会社に関する注記

(1) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社はティエムティ(株)であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	ティエムティ(株)	
	前事業年度	当事業年度
流動資産合計	334,607	116,597
固定資産合計	2,323,117	2,620,725
流動負債合計	1,135,553	1,446,402
固定負債合計	1,309,281	729,697
純資産合計	212,888	561,222
売上高	—	—
税引前当期純損失	△1,305,512	△72,189
当期純損失	△1,306,516	△77,666

(収益認識関係)

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 当社はマイクロ波化学関連事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント
	マイクロ波化学関連事業
共同開発契約	660,410
ライセンス契約	200,000
その他	100
合計	860,510

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

- (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

顧客との契約から生じた債権(期首残高)：売掛金	68,627
顧客との契約から生じた債権(期末残高)：売掛金	159,546
契約負債(期首残高)：前受金	244,550
契約負債(期末残高)：前受金	44,620

(注)1. 前受金は共同開発契約及びライセンス契約に関連して顧客から受領したものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

2. 当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は239,050千円であります。また、当事業年度において、契約負債が199,930千円減少した主な理由は、ライセンス契約に係る契約負債200,000千円を収益の認識に伴い取り崩したものです。

- (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	△1,534円48銭
1株当たり当期純損失(△)	△414円55銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

2. 2022年4月1日に普通株式1株を100株とする株式分割を行っておりますが、当事業年度(2021年3月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額および1株当たり当期純損失を算定しております。

3. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純損失(△)(千円)	△1,036,391
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純損失(△)(千円)	△1,036,391
普通株式の期中平均株式数(株)	2,500,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権7種類(新株予約権の数14,507個)。なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	46円52銭
1株当たり当期純損失(△)	△43円57銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
2. 2022年4月1日に普通株式1株を100株とする株式分割を行っておりますが、前事業年度(2021年3月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額および1株当たり当期純損失を算定しております。
3. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当期純損失(△) (千円)	△110,247
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純損失(△) (千円)	△110,247
普通株式の期中平均株式数(株)	2,529,982
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権8種類(新株予約権の数16,071個)。なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2022年3月4日開催の取締役会決議に基づき、2022年4月1日付をもって株式分割を行っております。また、2022年4月1日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2022年3月31日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき100株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 134,434株

今回の分割により増加する株式数 13,308,966株

株式分割後の発行済株式総数 13,443,400株

株式分割後の発行可能株式総数 53,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2022年4月1日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が2020年3月期の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の概要

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2022年3月4日開催の取締役会決議に基づき、2022年4月1日付をもって株式分割を行っております。また、2022年4月1日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2022年3月31日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき100株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 134,434株

今回の分割により増加する株式数 13,308,966株

株式分割後の発行済株式総数 13,443,400株

株式分割後の発行可能株式総数 53,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2022年4月1日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が2020年3月期の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の概要

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店 (注) 1
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社株式は、東京証券取引所グロースへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定であります。

2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- ・会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ・会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ・株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2022年 3月31日	-	-	-	UTE2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社東京大学エッジキャピタルパートナーズ 代表取締役社長 郷治友孝	東京都文京区本郷七丁目3番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種種類株式 △10,714 B種種類株式 △15,000 C種種類株式 △2,367 D種種類株式 △1,776 普通株式 29,857	-	A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式及びD種種類株式の普通株式への転換(取得条項の行使)
2022年 3月31日	-	-	-	ジャフコSV4 共有投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ジャフコグループ株式会社 代表取締役 豊貴伸一	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B種種類株式 △15,000 C種種類株式 △4,734 D種種類株式 △1,776 普通株式 21,510	-	B種種類株式、C種種類株式及びD種種類株式の普通株式への転換(取得条項の行使)
2022年 3月31日	-	-	-	株式会社INCJ 代表取締役社長 勝又 幹英	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	C種種類株式 △18,936 普通株式 18,936	-	C種種類株式の普通株式への転換(取得条項の行使)
2022年 3月31日	-	-	-	三井化学株式会社 代表取締役社長 橋本修	東京都港区東新橋一丁目5番2号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B種種類株式 △1,813 C種種類株式 △1,716 F種種類株式 △1,841 G種種類株式 △2,347 普通株式 7,717	-	B種種類株式、C種種類株式、F種種類株式及びG種種類株式の普通株式への転換(取得条項の行使)
2022年 3月31日	-	-	-	PNB-INSPiRE Ethical Fund 1 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社インスパイア PNBパートナーズ 代表取締役 高槻 亮輔	東京都港区南青山五丁目3番10号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	E種種類株式 △4,688 G種種類株式 △1,740 普通株式 6,428	-	E種種類株式及びG種種類株式の普通株式への転換(取得条項の行使)
2022年 3月31日	-	-	-	OUV1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役 清水速水	大阪府吹田市山田丘2番8号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	D種種類株式 △5,328 普通株式 5,328	-	D種種類株式の普通株式への転換(取得条項の行使)

2022年 3月31日	-	-	-	株式会社新生 銀行 代表取締役 川島克哉	東京都中央 区日本橋室 町二丁目4 番3号	特別利害関係 者等（大株主 上位10名）	B種種類株式 △2,800 普通株式 2,800	-	B種種類株 式の普通株 式への転換 （取得条項 の行使）
2022年 3月31日	-	-	-	DBJキャピタル 投資事業有 限責任組合 無限責任組 員 DBJキャ ピタル株式 会社 代表取締役 内山春彦	東京都千代 田区大手町 一丁目9番 6号	特別利害関係 者等（大株主 上位10名）	D種種類株式 △1,776 E種種類株式 △781 普通株式 2,557	-	D種種類株 式及びE種 種類株式の 普通株式へ の転換（取 得条項の行 使）

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所グロースへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下、「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第266条の規定に基づき、特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下1において同じ）が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（2019年4月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載するものとするとしております。
2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとしております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとしております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表できるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表できるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的關係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的關係会社
4. 2022年3月4日開催の取締役会決議により、2022年4月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」は当該株式分割前の「移動株数」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②	株式③
発行年月日	2019年6月18日	2019年10月7日	2019年11月8日
種類	G種種類株式	G種種類株式	G種種類株式
発行数	870株	3,217株	870株
発行価格	115,000円 (注)3	115,000円 (注)3	115,000円 (注)3
資本組入額	57,500円	57,500円	57,500円
発行価額の総額	100,050,000円	369,955,000円	100,050,000円
資本組入額の総額	50,025,000円	184,977,500円	50,025,000円
発行方法	有償第三者割当	有償第三者割当	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	—	—	—

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④	新株予約権⑤
発行年月日	2020年 3月20日	2020年 4月24日	2020年 7月29日	2020年 8月28日	2021年 2月5日
種類	第4回① 新株予約権 (ストック・ オプション)	第4回② 新株予約権 (ストック・ オプション)	第4回③ 新株予約権 (ストック・ オプション)	第4回④ 新株予約権 (ストック・ オプション)	第4回⑤ 新株予約権 (ストック・オ プション)
発行数	普通株式 300株	普通株式 100株	普通株式 2,547株	普通株式 460株	普通株式 822株
発行価格	43,036円 (注)3	43,036円 (注)3	43,036円 (注)3	43,036円 (注)3	43,036円 (注)3
資本組入額	21,518円	21,518円	21,518円	21,518円	21,518円
発行価額の総額	12,910,800円	4,303,600円	109,612,692円	19,796,560円	35,375,592円
資本組入額の総額	6,455,400円	2,151,800円	54,806,346円	9,898,280円	17,687,796円
発行方法	2020年2月13日開催の臨時株主総会および普通種類株主総会の各株主総会決議において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2020年2月13日開催の臨時株主総会および普通種類株主総会の各株主総会決議において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2020年2月13日開催の臨時株主総会および普通種類株主総会の各株主総会決議において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2020年2月13日開催の臨時株主総会および普通種類株主総会の各株主総会決議において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2020年2月13日開催の臨時株主総会および普通種類株主総会の各株主総会決議において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注)2	(注)2	(注)2	(注)2

項目	新株予約権⑥
発行年月日	2022年 2月4日
種類	第5回 新株予約権 (ストック・ オプション)
発行数	普通株式 1,656株
発行価格	46,087円 (注)3
資本組入額	23,044円
発行価額の総額	76,320,072円
資本組入額の総額	38,160,864円
発行方法	2021年6月25日開催の定時株主総会および普通種類株主総会の各株主総会決議において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

(1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第268条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当を行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(2) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当を行っている場合には、新規上場申請者は、割当を受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当を受けた新株予約権の所有、譲渡時および同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理または受理の取消しの措置をとるものとしております。

(4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、2021年3月31日であります。

2. 同取引所の定める同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当を受けた者との間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として、割当を受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
3. 発行価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法)により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。
4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件および譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
行使時の払込金額	43,036円	43,036円	43,036円	43,036円
行使期間	自 2022年3月14日 至 2030年3月13日	自 2022年4月16日 至 2030年4月15日	自 2022年7月16日 至 2030年7月15日	自 2022年8月20日 至 2030年8月19日
行使の条件および譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

	新株予約権⑤	新株予約権⑥
行使時の払込金額	43,036円	46,087円
行使期間	自 2023年2月2日 至 2031年2月1日	自 2024年2月1日 至 2032年1月31日
行使の条件および譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

5. 2022年3月4日開催の取締役会決議により、2022年4月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2 【取得者の概況】

株式①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
ハック大阪投資事業有限責任組合 無限責任組員 ハックベン チャーズ株式会社 代表取締役 金沢 崇 出資金4,500百万円	大阪市北区角田町1-12	投資業	G種種類株式 870	100,050,000 (115,000)	—

(注) 2022年3月4日開催の取締役会決議により、2022年4月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

株式②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
三井化学株式会社 代表取締役社長 淡輪敏 資本金125,298百万円	東京都港区東新橋1-5-2	化学製造業	G種種類株式 2,347株	269,905,000 (115,000)	特別利害関係者等(大株主上位10名)
第一生命保険株式会社 代表取締役社長 稲垣 精二 資本金60,000百万円	東京都千代田区有楽町一丁目13-1	保険業	G種種類株式 870株	100,050,000 (115,000)	—

(注) 2022年3月4日開催の取締役会決議により、2022年4月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

株式③

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
ハック大阪投資事業有限責任組合 無限責任組員 ハックベン チャーズ株式会社 代表取締役 金沢 崇 出資金4,500百万円	大阪市北区角田町1-12	投資業	G種種類株式 870	100,050,000 (115,000)	—

(注) 2022年3月4日開催の取締役会決議により、2022年4月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
大谷 寛	東京都港区	会社員	300	12,910,800 (43,036)	当社従業員

(注) 2022年3月4日開催の取締役会決議により、2022年4月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
西口 泰夫	京都府八幡市	会社役員	100	4,303,600 (43,036)	特別利害関係者等 (当社取締役)

(注) 2022年3月4日開催の取締役会決議により、2022年4月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

新株予約権③

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
村田 究	東京都目黒区	会社員	500	21,518,000 (43,036)	当社従業員
大山 求一	広島県廿日市市	会社員	500	21,518,000 (43,036)	当社従業員
伊藤 圭介	堺市西区	会社員	250	10,759,000 (43,036)	当社従業員
萩本 陽和	大阪市住之江区	会社員	250	10,759,000 (43,036)	当社従業員
菅野 雅皓	大阪府吹田市	会社員	190	8,176,840 (43,036)	当社従業員
和田 雄二	東京都武蔵野市	会社員	150	6,455,400 (43,036)	当社従業員
和田 直之	大阪府豊中市	会社員	150	6,455,400 (43,036)	当社従業員
緒方 俊彦	大阪府箕面市	会社員	150	6,455,400 (43,036)	当社従業員
澤木 直子	大阪府吹田市	会社員	100	4,303,600 (43,036)	当社従業員
鐘ヶ江 延恵	大阪府守口市	会社員	50	2,151,800 (43,036)	当社従業員
磯崎 陽平	奈良県生駒市	会社員	50	2,151,800 (43,036)	当社従業員
堀 直樹	大阪府泉大津市	会社員	20	860,720 (43,036)	当社従業員
鈴木 陽菜	神戸市須磨区	会社員	15	645,540 (43,036)	当社従業員
福岡 堅祐	大阪市住之江区	会社員	14	602,504 (43,036)	当社従業員
玉邑 さと美	大阪府豊中市	会社員	10	430,360 (43,036)	当社従業員
細丸 恵子	大阪市住之江区	会社員	10	430,360 (43,036)	当社従業員
山中 文子	奈良県北葛城郡広陵町	会社員	10	430,360 (43,036)	当社従業員
谷本 則子	大阪府岸和田市	会社員	10	430,360 (43,036)	当社従業員
栢森 史浩	大阪府吹田市	会社員	8	344,288 (43,036)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
貝原 加奈子	大阪府豊中市	会社員	8	344,288 (43,036)	当社従業員
富澤 友樹	大阪市北区	会社員	8	344,288 (43,036)	当社従業員
光井 萌	兵庫県西宮市	会社員	8	344,288 (43,036)	当社従業員
中島 真由子	大阪府豊中市	会社員	5	215,180 (43,036)	当社従業員
村井 茂雄	大阪市住之江区	会社員	5	215,180 (43,036)	当社従業員
松崎 良樹	兵庫県西宮市	会社員	4	172,144 (43,036)	当社従業員

- (注) 1. 2022年3月4日開催の取締役会決議により、2022年4月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。
2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権④

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
木谷 径治	大阪府吹田市	会社員	125	5,379,500 (43,036)	当社従業員
鐘ヶ江 延恵	大阪府守口市	会社員	125	5,379,500 (43,036)	当社従業員
今井 将太	大阪市住之江区	会社員	100	4,303,600 (43,036)	当社従業員
鈴木 陽菜	神戸市須磨区	会社員	20	860,720 (43,036)	当社従業員
栢森 史浩	大阪府吹田市	会社員	12	516,432 (43,036)	当社従業員
貝原 加奈子	大阪府豊中市	会社員	12	516,432 (43,036)	当社従業員
富澤 友樹	大阪市北区	会社員	12	516,432 (43,036)	当社従業員
光井 萌	兵庫県西宮市	会社員	12	516,432 (43,036)	当社従業員
松崎 良樹	兵庫県西宮市	会社員	6	258,216 (43,036)	当社従業員
玉邑 さと美	大阪府豊中市	会社員	6	258,216 (43,036)	当社従業員
細丸 恵子	大阪市住之江区	会社員	6	258,216 (43,036)	当社従業員
福岡 堅祐	大阪市住之江区	会社員	6	258,216 (43,036)	当社従業員

- (注) 1. 2022年3月4日開催の取締役会決議により、2022年4月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。
2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権⑤

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
和田 雄二	東京都武蔵野市	会社員	250	10,759,000 (43,036)	当社従業員
菅野 雅皓	大阪府吹田市	会社員	100	4,303,600 (43,036)	当社従業員
亀田 孝裕	東京都江東区	会社員	100	4,303,600 (43,036)	当社従業員
堀 直樹	大阪府泉大津市	会社員	60	2,582,160 (43,036)	当社従業員
尾池 智幸	大阪市北区	会社員	60	2,582,160 (43,036)	当社従業員
和田 直之	大阪府豊中市	会社員	50	2,151,800 (43,036)	当社従業員
緒方 俊彦	大阪府箕面市	会社員	50	2,151,800 (43,036)	当社従業員
奥中 真緒	大阪市北区	会社員	40	1,721,440 (43,036)	当社従業員
掛 悠輔	大阪府箕面市	会社員	40	1,721,440 (43,036)	当社従業員
渡辺 志郎	大阪市港区	会社員	40	1,721,440 (43,036)	当社従業員

- (注) 1. 2022年3月4日開催の取締役会決議により、2022年4月1日付で1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。
2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権⑥

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
那須 弘明	大阪府豊中市	会社員	250	11,521,750 (46,087)	当社従業員
吉野 巖	京都市東山区	会社役員	213	9,816,531 (46,087)	特別利害関係者等 (当社取締役)
塚原 保徳	大阪府吹田市	会社役員	213	9,816,531 (46,087)	特別利害関係者等 (当社取締役)
亀田 孝裕	東京都江東区	会社員	150	6,913,050 (46,087)	当社従業員
福島 和亮	大阪府枚方市	会社員	70	3,226,090 (46,087)	当社従業員
仲内 大翼	大阪府富田林市	会社員	70	3,226,090 (46,087)	当社従業員
藤江 正博	京都府京田辺市	会社員	70	3,226,090 (46,087)	当社従業員
鐘ヶ江 延恵	大阪府守口市	会社員	50	2,304,350 (46,087)	当社従業員
菅野 雅皓	大阪府吹田市	会社員	50	2,304,350 (46,087)	当社従業員
萩本 陽和	大阪市住之江区	会社員	50	2,304,350 (46,087)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
和田 直之	大阪府豊中市	会社員	50	2,304,350 (46,087)	当社従業員
緒方 俊彦	大阪府箕面市	会社員	50	2,304,350 (46,087)	当社従業員
磯崎 陽平	奈良県生駒市	会社員	50	2,304,350 (46,087)	当社従業員
赤嶺 龍弥	大阪市住之江区	会社員	40	1,843,480 (46,087)	当社従業員
高井 徹	神戸市中央区	会社員	40	1,843,480 (46,087)	当社従業員
大西 祥晴	兵庫県姫路市	会社員	40	1,843,480 (46,087)	当社従業員
貝原 加奈子	大阪府豊中市	会社員	30	1,382,610 (46,087)	当社従業員
堀 直樹	大阪府泉大津市	会社員	30	1,382,610 (46,087)	当社従業員
奥中 真緒	大阪市北区	会社員	30	1,382,610 (46,087)	当社従業員
掛 悠輔	大阪府箕面市	会社員	30	1,382,610 (46,087)	当社従業員
渡辺 志郎	大阪市港区	会社員	30	1,382,610 (46,087)	当社従業員
谷本 則子	大阪府岸和田市	会社員	30	1,382,610 (46,087)	当社従業員
尾池 智幸	大阪市北区	会社員	10	460,870 (46,087)	当社従業員
平泉 由梨	大阪府茨木市	会社員	5	230,435 (46,087)	当社従業員
湯川 千代樹	大阪府豊中市	会社員	5	230,435 (46,087)	当社従業員

(注) 2022年3月4日開催の取締役会決議により、2022年4月1日付で1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」で記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2022年 3月31日	—	—	—	ハック大阪投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ハックベンチャーズ株式会社 代表取締役 金沢 崇	大阪市北区角田町1番12号	—	G種種類株式 △1,740 普通株式 1,740	—	G種種類株式の普通株式への転換 (取得条項の行使)
2022年 3月31日	—	—	—	第一生命保険株式会社 代表取締役社長 稲垣 精二	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	—	G種種類株式 △870 普通株式 870	—	G種種類株式の普通株式への転換 (取得条項の行使)

- (注) 1. 上表以外の取得者の株式等の移動状況は、「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。
2. 2022年3月31日付で普通株式を対価とする取得条項に基づき、G種種類株式を含む発行済種類株式の全てを当社が取得し、引き換えに、種類株主に対して当社普通株式の交付を行っております。
3. 2022年3月4日開催の取締役会決議により、2022年4月1日付で普通株式1株を100株に分割しておりますが、上表は、当該株式分割前の内容を記載しております。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
UTE2号投資事業有限責任組合 *1	東京都文京区本郷七丁目3番1号	2,985,700	19.84
ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合 *1	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	2,151,000	14.29
株式会社INCJ *1	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号	1,893,600	12.58
吉野 巖 *1、2	京都市東山区	1,484,300 (304,300)	9.86 (2.02)
塚原 保徳 *1、3	大阪府吹田市	1,424,300 (304,300)	9.46 (2.02)
三井化学株式会社 *1	東京都港区東新橋一丁目5番2号 汐留シティセンター	771,700	5.13
PNB-INSPiRE Ethical Fund 1 投資事業有限責任組合 *1	東京都港区南青山五丁目3番10号	642,800	4.27
OUVC1号投資事業有限責任組合 *1	大阪府吹田市山田丘2番8号	532,800	3.54
株式会社新生銀行 *1	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	280,000	1.86
DBJキャピタル投資事業有限責任組合 *1	東京都千代田区大手町一丁目9番6号	255,700	1.70
Mitsui Kinzoku-SBI Material Innovation Fund	東京都港区六本木一丁目6番1号	206,300	1.37
千島土地株式会社	大阪府中央区道修町3丁目4番11号	199,900	1.33
SMBCベンチャーキャピタル2号投資事業有限責任組合	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	177,600	1.18
ハック大阪投資事業有限責任組合	大阪府北区角田町1番12号	174,000	1.16
石塚 章斤 *4	大阪府阿倍野区	160,000 (20,000)	1.06 (0.13)
フタムラ化学株式会社	名古屋市中村区名駅二丁目29番16号	138,200	0.92
岩谷ベンチャーキャピタル合同会社	大阪府中央区本町三丁目6番4号	138,200	0.92
下條 智也 *3	兵庫県西宮市	106,000 (106,000)	0.70 (0.70)
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	87,000	0.58
池田泉州キャピタルニュービジネスファンド5号投資事業有限責任組合	大阪府北区茶屋町18番14号	78,100	0.52
山内 智央 *4	大阪府豊中市	67,200 (7,200)	0.45 (0.05)
渡辺 久夫 *4	千葉県鎌ヶ谷市	63,600 (63,600)	0.42 (0.42)
SBIベンチャー企業成長支援3号投資事業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目6番1号	56,200	0.37
太陽化学株式会社	三重県四日市市山田町800番	53,200	0.35

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
村田 究 * 4	東京都目黒区	50,000 (50,000)	0.33 (0.33)
大山 求一 * 4	広島県廿日市市	50,000 (50,000)	0.33 (0.33)
鐘ヶ江 延恵 * 4	大阪府守口市	44,700 (44,700)	0.30 (0.30)
SBIベンチャー企業成長支援4号投資 事業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目6番1号	40,700	0.27
和田 雄二 * 4	東京都武蔵野市	40,000 (40,000)	0.27 (0.27)
菅野 雅皓 * 4	大阪府吹田市	40,000 (40,000)	0.27 (0.27)
木谷 径治 * 4	大阪府吹田市	34,700 (34,700)	0.23 (0.23)
SBI Ventures Two株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	31,200	0.21
今井 将太 * 4	大阪市住之江区	31,000 (31,000)	0.21 (0.21)
大谷 寛	東京都港区	30,000 (30,000)	0.20 (0.20)
萩本 陽和 * 4	大阪市住之江区	30,000 (30,000)	0.20 (0.20)
SBIベンチャー企業成長支援2号投資 事業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目6番1号	29,100	0.19
澤木 直子 * 4	大阪府吹田市	28,400 (28,400)	0.19 (0.19)
伊藤 圭介 * 4	堺市西区	25,000 (25,000)	0.17 (0.17)
和田 直之 * 4	大阪府豊中市	25,000 (25,000)	0.17 (0.17)
緒方 俊彦 * 4	大阪府箕面市	25,000 (25,000)	0.17 (0.17)
亀田 孝裕 * 4	東京都江東区	25,000 (25,000)	0.17 (0.17)
那須 弘明 * 4	大阪府豊中市	25,000 (25,000)	0.17 (0.17)
SBIベンチャー企業成長支援投資事 業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目6番1号	20,400	0.14
奥村 治樹	滋賀県草津市	20,000 (20,000)	0.13 (0.13)
貝原 加奈子 * 4	大阪府豊中市	16,200 (16,200)	0.11 (0.11)
高元 保 * 4	大阪市住之江区	12,400 (12,400)	0.08 (0.08)
植村 和史 * 4	大阪府吹田市	12,000 (12,000)	0.08 (0.08)
堀 直樹 * 4	大阪府泉大津市	11,000 (11,000)	0.07 (0.07)
森川 智史 * 4	奈良県奈良市	10,800 (10,800)	0.07 (0.07)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
村田 孝信 * 4	大阪市住之江区	10,800 (10,800)	0.07 (0.07)
その他38名		204,700 (204,700)	1.36 (1.36)
計	—	15,050,500 (1,607,100)	100.00 (10.68)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の*の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- * 1 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
- * 2 特別利害関係者等 (当社代表取締役社長)
- * 3 特別利害関係者等 (当社取締役)
- * 4 当社従業員

2. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. ()内は、新株予約権による潜在株式数およびその割合の内数であります。

2022年5月10日

マイクロ波化学株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森内 茂之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 土居 一彦

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているマイクロ波化学株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マイクロ波化学株式会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

2022年5月10日

マイクロ波化学株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森内 茂之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 土居 一彦

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているマイクロ波化学株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マイクロ波化学株式会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

2022年5月10日

マイクロ波化学株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森内 茂之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 則岡 智裕
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているマイクロ波化学株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第15期事業年度の第3四半期会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、マイクロ波化学株式会社の2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。

